

平成 23 年

第 3 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 23 年 9 月 26 日 (月)

閉会 平成 23 年 10 月 5 日 (水)

十 島 村 議 会

平成23年第3回（9月） 十島村議会定例会

第1号（9月26日）（月）

1.	開 会	.....	1
2.	日程報告	.....	1
3.	日程第1	会議録署名議員の指名.....	1
4.	日程第2	会期の決定.....	1
5.	日程第3	会期日程の決定.....	2
6.	日程第4	諸般の報告.....	2
7.	日程第5	行政報告.....	3
8.	日程第6	一般質問.....	10
9.	日程第7	報告第9号 専決処分の報告について(十島村税条例の一部を改正する条例).....	20
10.	日程第8	議案第67号 権利の放棄について(特定離島:貸付牛).....	22
11.	日程第9	議案第68号 権利の放棄について(特定離島:貸付牛).....	25
12.	日程第10	議案第69号 権利の放棄について(特定離島:貸付牛).....	26
13.	日程第11	議案第70号 動産の買入れについて.....	28
14.	日程第12	議案第71号 十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定について.....	33
15.	日程第13	議案第72号 十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定について.....	35
16.	日程報告	.....	37
17.	散 会	.....	37

## 第2号（9月27日）（火）

1.	開 会	.....	38
2.	日程報告	.....	38
3.	日程第1議案第73号	平成23年度十島村一般会計補正予算（第2号）について	..... 38
4.	日程第2議案第74号	平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	..... 61
5.	日程第3議案第75号	平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）について	..... 63
6.	日程第4議案第76号	平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	..... 67
7.	日程第5認定第1号	平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
8.	日程第6認定第2号	平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
9.	日程第7認定第3号	平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
10.	日程第8認定第4号	平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
11.	日程第9認定第5号	平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
12.	日程第10認定第6号	平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
13.	日程第11認定第7号	平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	..... 73
14.	日程報告	.....	82
15.	散 会	.....	82

第3号(10月5日)(水)

1. 開 会	.....	83
2. 日程報告	.....	83
3. 日程第1 認定第1号	平成 22 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定 について	..... 83
4. 日程第2 認定第2号	平成 22 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	..... 83
5. 日程第3 認定第3号	平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳 出決算の認定について	..... 83
6. 日程第4 認定第4号	平成 22 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決 算の認定について	..... 83
7. 日程第5 認定第5号	平成 22 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	..... 83
8. 日程第6 認定第6号	平成 22 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決 算の認定について	..... 83
9. 日程第7 認定第7号	平成 22 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	..... 83
10. 日程第8 陳情第4号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提 出についての陳情書	..... 90
11. 日程第9 発議第3号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書	..... 91
12. 日程第10	議員派遣の件	..... 91
13. 日程第11	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	..... 92
14. 閉 会	.....	92

# 平成23年第3回（9月）十島村議会定例会

## 会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
9	25	日	入		
9	26	月		本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
9	27	火		本会議	
9	28	水	出		決算審査特別委員会（経済課）一般・基金 決算審査特別委員会（経済課）船舶・簡水
9	29	木			決算審査特別委員会（住民課）一般・基金 決算審査特別委員会（住民課）国保・老人・介事・介サ・後期
9	30	金	入 出		決算審査特別委員会（総務課）一般・基金 決算審査特別委員会（教育委員会）一般・基金
10	1	土			
10	2	日	入		
10	3	月	出		決算審査特別委員会（総括質疑・採決） <全員協議会>
10	4	火			<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
10	5	水	入	本会議	<常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件
10	6	木			<全員協議会>
10	7	金	出		

平成23年第3回（9月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件名	日程
9月26日	月	<p>&lt;議会運営委員会&gt;</p> <p>&lt;議会広報調査特別委員会&gt; ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりの件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名                      第2 会期の決定                      第3 会期日程の決定                      第4 諸般の報告                      第5 行政報告                      第6 一般質問（永田和彦議員→村長・教育長）</p> <p>第7 報告 第9号 専決処分等の報告：十島村税条例の一部改正</p> <p>第8 議案 第67号 権利の放棄（特定離島：貸付牛）                      第9 議案 第68号 権利の放棄（特定離島：貸付牛）                      第10 議案 第69号 権利の放棄（特定離島：貸付牛）</p> <p>第11 議案 第70号 動産の買入れ（23年度特定離島（畜産振興施設整備）：バックホー、ブッシュチョッパー）</p> <p>第12 議案 第71号 条例改正：十島村消防団条例の一部改正                      第13 議案 第72号 条例制定：十島村家畜診療所設置に関する条例の制定</p>	1
9月27日	火	<p>第1 議案 第73号 予算補正（23年度一般会計 補正第2号） + 168,988 → 3,102,183 千円                      第2 議案 第74号 予算補正（23年度国保特会 補正第1号） + 10,598 → 99,253 千円                      第3 議案 第75号 予算補正（23年度船舶特会 補正第2号） + 12,629 → 862,491 千円                      第4 議案 第76号 予算補正（23年度簡水特会 補正第2号） + 9,086 → 78,268 千円</p> <p>第5 認定 第1号 決算認定：平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について                      第6 認定 第2号 決算認定：平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                      第7 認定 第3号 決算認定：平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について                      第8 認定 第4号 決算認定：平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について                      第9 認定 第5号 決算認定：平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                      第10 認定 第6号 決算認定：平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について                      第11 認定 第7号 決算認定：平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p>	2
9月28日	水	<p>&lt;決算審査特別委員会&gt;</p> <p>経済課（一般）                      経済課（船舶・簡水）</p>	3
9月29日	木	<p>&lt;決算審査特別委員会&gt;</p> <p>住民課（一般）                      住民課（国保・老人・介護・後期）</p>	4
9月30日	金	<p>&lt;決算審査特別委員会&gt;</p> <p>総務課（一般）                      教育委員会（一般）</p>	5

月日	曜	件名	日程
10月1日	土		6
10月2日	日		7
10月3日	月	<p>&lt;決算審査特別委員会&gt;</p> <p>総括質疑</p> <p>委員会採決</p> <p>&lt;全員協議会&gt; ①本土復帰60周年記念事業の件 ②としま会館の財産処分の件 ③人工授精師資格取得補助の件 ④フォークリフト免許取得補助の件 ⑤急速冷凍機の件</p>	8
10月4日	火	<p>&lt;決算審査特別委員会&gt;</p> <p>まとめ</p> <p>委員長報告書作成</p>	9
10月5日	水	<p>第1 認定 第1号 決算認定：平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第2 認定 第2号 決算認定：平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第3 認定 第3号 決算認定：平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第4 認定 第4号 決算認定：平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第5 認定 第5号 決算認定：平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第6 認定 第6号 決算認定：平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第7 認定 第7号 決算認定：平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>第8 陳情 第4号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書 第9 発議 第3号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書</p> <p>第10 議員派遣の件 第11 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p> <p>&lt;常任委員会（総務・経済）&gt;所管事務調査の件</p>	10
10月6日	木	<p>&lt;全員協議会&gt; ⑥畜産振興計画の件</p>	
10月7日	金		

(議決結果)

平成23年第3回(9月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告 第9号	専決処分の報告について(十島村税条例の一部を改正する条例)	23.09.26	報告	
議案 第67号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	23.09.26	原案可決	議決 第66号
議案 第68号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	23.09.26	原案可決	議決 第67号
議案 第69号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	23.09.26	原案可決	議決 第68号
議案 第70号	動産の買入れについて	23.09.26	原案可決	議決 第69号
議案 第71号	十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定について	23.09.26	原案可決	議決 第70号
議案 第72号	十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定について	23.09.26	原案可決	議決 第71号
議案 第73号	平成23年度十島村一般会計補正予算(第2号)について	23.09.27	原案可決	議決 第72号
議案 第74号	平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	23.09.27	原案可決	議決 第73号
議案 第75号	平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)について	23.09.27	原案可決	議決 第74号
議案 第76号	平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について	23.09.27	原案可決	議決 第75号
認定 第1号	平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第1号
認定 第2号	平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第2号
認定 第3号	平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第3号
認定 第4号	平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第4号
認定 第5号	平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第5号
認定 第6号	平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第6号
認定 第7号	平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	23.10.05	認定	認定 第7号
陳情 第4号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書	23.10.05	採択	陳情採択 第2号
発議 第3号	「離島振興法」の改正・延長を求める意見書	23.10.05	原案可決	発議議決 第3号

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
	議員派遣の件	23.10.05	決定	
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	23.10.05	決定	

平成23年9月26日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一	郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会	教育総務課	長	福	澤	章	二	君		
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 清 川 健 君

平成23年9月27日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会教育総務課長				福	澤	章	二	君	
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	清	川	健	君
---------	---	---	---	---

平成23年10月5日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
教	育	長	齊	脇		司	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会	教育総務課	長	福	澤	章	二	君		
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	清	川	健	君
---------	---	---	---	---

平成23年第3回（9月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成23年9月26日（月） 午前・午後 1 時 00 分開議

日程	議案番号	件名	議決結果	議決番号
		【議会運営委員会】		
		【議会広報調査特別委員会】		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告		
第 6		一般質問（永田和彦議員→村長・教育長）		
第 7	報告 第 9号	専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正する条例）		
第 8	議案 第67号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 9	議案 第68号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 10	議案 第69号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 11	議案 第70号	動産の買入れについて		
第 12	議案 第71号	十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定について		
第 13	議案 第72号	十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定について		

## 平成23年第3回(9月)十島村議会定例会

9月26日(月)

### △開会宣言

○議長(日高通君)

ただいまから、平成23年第3回(9月)十島村議会定例会を開会します。

### △開議宣告

○議長(日高通君)

これから、本日の会議を開きます。

### △日程報告

○議長(日高通君)

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりといたします。

### △日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(日高通君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番・前田功一君及び4番・平泉二太君を指名します。

### △日程第2 会期決定の件

○議長(日高通君)

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 10 月 5 日までの 10 日間に決定いたしました。

△日程第 3 会期日程決定の件

○議長（日高通君）

日程第 3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

△日程第 4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第 4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、7 月 12 日から 13 日にかけて、「総務委員会・経済委員会の両常任委員会合同によります所管事務調査」の一環として、諏訪之瀬島と中之島の現地調査を実施しております。

次に、会議・研修会関係についてご報告いたします。

7 月 22 日に開催されました「全国離島振興市町村議会議長会・臨時総会」について、鹿児島県離島振興町村議会議長会会長より資料の送付を受けております。内容は、「平成 24 年度の離島の振興に関する要望事項」の決定と、22 年度決算と今年 1 月から 6 月までの会務報告であります。決定しました要望事項につきましては資料を配布しておりますのでお目通しください。

6 月定例会におきまして議員派遣の決定をいたしました 7 月 27 日から 28 日にかけての「正副議長研修会」につきましては、議会決定のとおり私と有川副議長及び議会事務局長の 3 名で出席いたしました。内容としましては、県町村議会議長会の徳留事務局長による「議長の権限」、「地方自治法の一部改正に係る留意点」についての講義と、明治大学政治経済学部牛山久仁彦教授によります「町村議会の改革と議会基本条例」と題しての講演、鹿児島県総務部市町村課の久木田義朗課長によります「市町村行財政運営の現状と課題について」の講演でありました。資料を配布しておりますのでお目通し願いたいと思います。

8 月 5 日に、「市町村政研修会」が開催されております。内容としましては、『「国家の危機管理」～巨大地震が浮き彫りにした課題と展望～』と題して、国際変動研究所理事長・軍事アナリストの小川和久氏が、また、「震災復興と日本経済再生の処方せん」と題して、同志社大学大学院ビジネス研究科の浜矩子教授が講演を行なっております。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

8 月 31 日に、「市町村議会広報研修会」が開催されております。内容としましては、「読まれる議会広報紙の編集目録」と題して、城市創事務所代表の城市創氏が「議会だより」のチェックポイントを他市町議会だよりを例に取りながら講演を行なっております。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

次に、村長より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきます「平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を受けております。議員各位には、同法律に関する概

要、解説資料を添えまして事務局から送付させたところではありますが、内容の詳細につきましては決算審査の折にでもご確認いただければと思います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の6月定例会以後に実施されました6月、7月、8月、9月の例月出納検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますので、お目通し願います。

最後に、先の6月定例会を主な内容としました「議会だより」第54号を、9月9日に発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

## △日程第5 行政報告

### ○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から6月定例会以降の行政報告についての申し出がありました。

これを許可いたします。

村長 敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

平成23年第3回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げます。

平成23年度の一般退職及び定年退職予定者の補充等のために、一般職を若干名及び船員職を1名採用することといたしまして、本年7月25日から8月15日まで募集をいたしました。

主な資格内容は、昭和60年4月2日以降に生まれた26歳以下で、高等学校卒業以上の者として、また、一般職は平成24年1月1日から就業可能な者、船員職につきましては航海海技士4級以上の資格を有する者で平成24年4月1日から就業可能な者としております。

募集媒体は、村広報誌及び村ホームページに掲載し、また南日本新聞にも募集広告を行い、応募者は、一般職に12名、船員職に1名の受験希望者がありました。

第1次採用試験は、今月18日に本庁会議室で行いまして、現在、鹿児島県市町村行政推進協議会を通じて、財団法人日本人事試験研究センターで採点中でございます。

10月中旬頃には、第1次試験の合格者を確定いたしまして、11月に第2次試験の口述試験を行い、11月中には、最終合格者を決定する予定にしております。

本年度の地方交付税普通交付税額は、1,359,032千円で確定いたしました。

前年度当初算定額と比較しますと43,731千円（率にして3.1%）の減少で、追加交付された再算定額と比較すると実際には、85,595千円もの減少となっております。

全体的には、基礎数値に用いる平成22年度国勢調査人口、平成22年世界農林業センサスの数値が減少していること、及び大部分の項目において需要額を算出するために最終的に乗じる単位費用が減少していることが影響しております。

基準財政需要額につきましては、1,449,934千円で、前年度当初算定額と比較しますと43,386千円（率にして2.9%）減少しております。

項目別では、「公債費」で前年度比33,758千円（率にして5.8%）減少しておりますが、前年度に平成元年度に起債した臨時財政特例債の償還が完了したことが大きく影響をしているものであります。

次に「地方再生対策費」につきましては、前年度比8,845千円（率にして26.2%）の減少をしていますが、これは人口及び単位費用が減少したことが要因となっております。

「地域振興費」では、前年度比6,573千円（率にして6.0%）減少しておりますが、これにつきましては人口の減少及び補正係数の減少、並びに過年度からの歳出削減率補正が無くなったことが要因となっております。

「農業行政費」では、前年度比3,260千円（率にして16.8%）減少しておりますが、農家数及び

補正係数の減少、並びに農家の推定販売額率に係る補正が無くなったことが要因となっております。

「小学校費」では、前年度比 2,496 千円（率にして 14.9%）増加しておりますが、これにつきましては学級数が増加したことが要因となっております。

基準財政収入額につきましては、90,902 千円で、前年度と比較すると 345 千円の増となっております。

臨時財政対策債については、61,657 千円で、前年度と比較しますと 8,583 千円減少しております。

平成 24 年度から 26 年度における国の中期財政フレームでは、交付税など地方の一般財源総額を 24 年度から 3 年間「23 年度水準を下回らないようにする」と明記されましたが、一方では、71 兆円以下に抑制するとした「歳出の大枠」の中に地方交付税も含まれており、さらに東日本大震災など最近の国の動向などを考えますと、地方交付税に依存している本村財政にとっては大変憂慮すべき事態となっております。

本年度の村政座談会は、日程等の関係から前後半に分けて計画をいたしまして、前半に計画していた口之島、中之島及び平島につきましては、予定どおり 8 月 9 日から同 11 日の 3 日間の日程で終えました。

後半計画といたしまして、残り 4 島を 9 月 7 日から計画したところでありましたが、台風 13 号の接近の影響で諏訪之瀬島及び悪石島は終了したものの小宝島、宝島については実施することができませんでした。

小宝島、宝島の住民各位には、大変ご迷惑をおかけしておりますが、10 月 11 日、12 日に実施するよう計画しているところでございます。

村政座談会では例年多岐にわたる要望事項等を受けております。

自主財源に限界のある財政運営を強いられている本村であります。住民の声を可能な限り村政に反映させるうえでも計画性を持って進めていきたいと思っております。

本土復帰 60 周年記念事業につきましては、各島の代表者、並びに議会代表者及び「トカラふるさと会」の代表者のメンバー構成で検討委員会を設置いたしまして、記念事業等の開催是非等の検討を含め協議を重ねてきましたが、先月 22 日の第 3 回の検討委員会において、その内容がほぼ決定をし、村広報誌でも紹介したところであります。

現在の参加者状況は、島民が約 140 名、出身者、来賓その他で約 430 名程度の参加を見込んでおります。今月 8 日付けで国会議員等来賓及び出身者に案内状を送付しております。

記念式典につきましては、祝辞、功労者表彰などを午後 3 時から 1 時間半程度実施いたします。その後、出身者や地域づくり組織代表者などを交えて十島村の将来、地域振興について語り合うトカラフォーラムを開催し、その後、午後 6 時 15 分から懇親会を行なう予定としております。

式典当日の午前中に予定している鹿児島おはら祭りへの参加につきましては、既に踊り連の参加申し込みを 8 月 18 日に行なっております。参加総数は 150 名のうち住民参加を 70 名予定しております。

この本土復帰 60 周年記念式典への住民参加につきましては、式典参加の注意事項、宿泊先の割振り等を、総務課から各世帯に向けて資料を送付いたします。なお、宿泊先の割振りに当たっては、おはら祭りに参加する住民を、式典への移動等の関係から優先的に役場から近い宿泊施設に宿泊していただくこととしております。

また、記念事業の一つである臥蛇島離島 40 周年事業ですけれども、臥蛇島出身者の一時帰島は約 30 名、その他役場職員等を含めると 40 名を超える参加者となる見込みでございます。

一時帰島日を来月 22 日に予定しております。平島の漁船や村の高速船を利用して臥蛇島で式典も含めて執り行う予定でございますが、それ以前に臥蛇島の調査及び慰霊碑の建立を行ない、当日は慰霊碑の建立報告などを行なうこととしております。また、当日の夜は、平島自治会との懇親会も予定されております。

公明党の離島対策本部の国会議員 5 名が 9 月 5 日から 9 月 7 日にかけて十島村を視察しました。

今回の視察は、来年度末で期限切れを迎える離島振興法の延長・改正に向けた視察の一環でございました。

宝島及び口之島においては住民との意見交換会を開催いたしましたが、その他の島においては、港で住民に対して挨拶をいただきました。

意見交換会において出された村からの 6 件の要望事項につきましては持ち帰り検討することと

ありました。また、島民からは、国土保全など離島の役割を明確にすることや、病院、介護施設、高校が無い、運賃の負担が大きいなど本村の厳しい実情について意見が出されたところがございます。

公明党議員からは、離島地域における生活支援金制度、規制を緩和する離島特区制度、離島振興交付金（基金）制度の創設に向けた話も出されました。

今後の離島振興法の延長・改正また国の施策において、国会議員の皆さんにご自身の目で十島村の実情を見ていただいたことにつきましては大変大きな意義があったものと考えております。

本年度の自主防災組織育成会議につきましては、今月5日、テレビ会議システムを活用いたしまして、本庁会議室において職員13名、各島住民42名が参加し開催いたしました。今回は、鹿児島県防災研修センターより専門防災アドバイザーを講師として招きまして、「自主防災組織の役割、活動促進に向けた取り組み等について」と題しまして、県内外の自主防災組織の活動事例等を踏まえながら、組織の活性化や地域防災力の強化に向けて研修を行いました。

本村における自主防災組織の活動実績につきましては、各島でばらつきがありますが、島によっては、今後、自主防災組織を中心とした防災訓練の実施や地域防災マップの作成等を計画している組織もみられまして、組織の活性化や自助・共助・公助態勢の確立に向けて、大変有意義な研修であったと思っております。

今後につきましても、各組織の積極的な活動展開の推進はもちろんのこと、専門防災アドバイザーの各島への派遣や合同防災訓練等の実施を通じて、それぞれの島の実情にあった防災体制の確立や地域防災力の強化を図っていきたいと考えております。

救命率の向上及び後遺症の軽減等を目的に運航する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の導入計画についてであります。今月1日、県本土・熊毛地区を対象に職員レベルでの地区別説明会が開催されました。

この地区のドクターヘリ運用につきましては、鹿児島市立病院が運航主体となり、本年11月下旬から各地域で実地訓練を開始し、同12月からの本格運航が予定されております。

また本地区のドクターヘリ運航範囲につきましては、過去にも申し上げましたが、原則として県本土、種子島、屋久島、三島村のほか十島村の一部が計画されておまして、本村におきましては、機体の最大飛行距離の制限上、現時点では口之島と中之島のみが本地区の運航範囲となっているようです。

また、現在運用されている鹿児島県防災ヘリや海上自衛隊による救急ヘリ搬送業務との線引きにつきましては、県保健医療福祉課においても関係機関と現在検討中とのことで現時点では明確な基準は定められておりません。今後、運航開始に向けて協議が進む中で、県防災ヘリ等との区別や本地区運航範囲の本村全域への拡大等も踏まえ引き続き協議を進めていきたいと考えております。

昨年12月から村内の戸別世帯でインターネットが利用できるようになりました。このため、村では、県の特定離島事業を活用しインターネット及びパソコンにもっと馴染んでもらうために教室を本年8月から順次開催しております。

教室につきましては、村の委託業者と村職員で実施中でありまして、

委託業者が行うものにつきましては7島それぞれ3日間程度実施をしまして、村職員が行うものについては2回にわけて2日間実施をしたいと思っております。

教室の内容は、パソコンの基礎講座、インターネットの基礎講座、インターネットのセキュリティ対策講座、パソコン・インターネット何でも相談会となっております。現在までに、諏訪之瀬島、小宝島及び悪石島で開催をしております。

台風等の影響で、開催予定がたびたび変更になってはいますが、年内には全島終えるよう計画をしております。

本年度の機能訓練事業を7月2日平島で実施いたしました。

本年度は悪天候により、現在までに2か所しか実施できておりませんが、再度計画を組み直し実施してまいります。

戸籍の訂正作業につきましては7月2日に完了をいたしまして、7月4日本庁において、戸籍総合システムの稼働式をとりおこないました。戸籍数770戸籍、在籍人口は1,762人となっております。

また、出張所での戸籍証明書発行につきましては、平成24年1月から実施できる見込みでございます。

7月5日、9月6日にかごしま子ども病院によるボランティア巡回診療が実施されました。

7月8日、十島村民生委員推薦会が開会されまして、不在であった口之島地区の民生委員・児童委員に永吉学氏が選任されています。

7月9日から12日まで、離島巡回歯科診療を口之島、中之島で実施いたしました。第2回目は、10月から各島ブロック別に実施する予定にしております。

身体障害者巡回相談（これは整形外科）を7月12日中之島で実施しております。

第1回高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定委員会を7月の25日、本庁にてTV会議システム（これは2カ所でしたけれども）参加の委員を含めて開催しております。委員会は、3回を予定しております、第2回は11月下旬を予定しております。

7月28日・29日の2日間、鹿児島市において食生活改善推進委員及び運動普及推進員の研修会を実施いたしました。

総勢20人の参加でありましたが、今後いきいき教室等においてその効果が期待できるものと考えております。

9月12日から18日まで予定しておりましたが、今給黎病院との相互派遣による離島看護師研修は、台風のために、11月に延期をいたしております。

十島村の介護施設の実施設設計の入札につきましては、執行済みであります。施設本体工事につきましては、敷地内建物の取り壊し後、10月中に着工、来年3月までに完成させる予定でございます。

なお、建設予定地につきましては、久留米大学の潮谷恵美教授（母親が宝島出身で杉田ハルコさんですけれども、旧姓は大久保で）のご尽力によりまして、宝島の名義人は大久保清さんであります。宅地を寄付していただきましたもので、このような方々の「ふるさと」を思う気持ちに感謝するとともに提供していただきました大久保さんの期待に応えるべく「ふるさとづくり」に努力しなければならないものと考えております。

なお、介護保険法に基づく介護事業所の開設につきましては、当初10月を目途に、国、県、事業者と協議を進めていきましたが、小規模多機能型居宅介護事業所が実施する介護相当サービスが適応できるための、「特例地域密着型介護サービス費」の該当地域の厚生労働省令による指定がなされていないために、事業所登録ができない状況になっております。

厚生労働省は今になって、来年の3月までには省令の改正を行ないたいといっておりますので、その告示を待って、事業所登録をすることとなります。従いまして、現在、宝島で実施しているモデル事業は来年3月まで延長することにしております。

しかし、このモデル事業の介護保険適用事業所への移行については、これからの本村住民の福祉向上のために、是非とも実現しなければならない事業と考えておりますが、離島における介護事業に対する国や県のさらなる理解や支援、指定介護事業所の採算性の問題、住民のご理解とご協力など多くの解決しなければならない課題があります。

今後、課題解決のため関係者や関係機関と協議を重ね、移行へむけての一定の結論と判断を求めてまいります。

その上で、このモデル事業の介護保険適用事業所への移行について判断したいと考えております。

国庫補助建設事業による港湾整備事業、特定離島ふるさとおこし推進事業による各島の集落内道路整備工事、あるいは、国庫補助事業林道口之島線及び椎崎線舗装工事については、いずれも補助申請を終えておまして、交付決定後に速やかに発注する予定としております。

中之島サツダ地区、それから、落シ地区の地籍調査事業につきましては、発注済みであります。

簡易水道国庫補助事業の悪石島配水管布設、それから、単独事業の給水管切替工事につきましては、それぞれ9月16日に工事請負契約の締結を済ませまして、平成24年1月末の完成を予定しております。

なお、平成22年度繰越事業であります。小宝島港改修工事につきましては、ケーソン据付後、上部コンクリート打設を行なっております。8月末の工事進捗率は約70%であります。台風の波の影響によりまして、一時上部工打設が中断した時期もありましたが、概ね工程表のとおり進捗しております。11月末の完成を見込んでおります。

道路関係の繰越事業につきましては、口之島・諏訪之瀬島・宝島で計画しました道路維持工事2工区、あるいは、7月末で完成しております。平島水道施設改修工事と口之島、中之島、宝島の滅菌施設整備工事のうち、平島水道改修工事につきましては、8月末に完成をいたしております。滅菌施設整備工事につきましては、9月末の完成を予定しております。

5月27日から29日の台風2号の豪雨により中之島の村道が1箇所、口之島の林道が2箇所被災をいたしました。

村道中之島南廻り線につきましては、7月26日から27日にかけて現地災害査定が行われ、法面保護と道路路肩を復旧する工法で申請し採択されております。

林道口之島線の2箇所の被災箇所につきましては、8月25日に鹿児島地域振興局で、机上災害査定を受けておりました、法面保護を行う工法で申請を行い採択されております。

村道及び林道災害復旧工事につきましては、今議会で予算要求を行っており、補正予算可決後、速やかに発注を行います。

また、公共土木災害復旧工事の採択基準の対象とならない箇所につきましては、単独災害復旧費で計上いたしております。

中之島高尾地区の農業経営近代化事業につきましては、3.5haの遊休地を農地へ再生し、年度内には5ha余りを再生農地にする計画であります。

植え付けしたショウガ、あるいは、芋類は順調に育っております、10月頃には4tから5tの収穫を見込んでおります。ショウガにつきましては、半分を次年度の種用として、残りを市場出荷する予定としております。

また、収穫された作物につきましては、一部は本土復帰60周年記念式典の食材として使用いたします。

10月以降は馬鈴薯、ニンニクの作付けを行い、翌年3月から4月に収穫、出荷する計画でございます。それから、金柑、たんかん、天草の柑橘類につきましては、ハウス等の設備の完成後、2月に移植する予定であります。

設備については、金柑用のビニールハウス（1棟）が完成しまして、たんかん、柑橘類用の平張りハウス（3棟）については、10月中には建込みを完了させる予定にしております。

農業用水につきましては全ての圃場に配管を整備しまして、移動式のスプリンクラーを設置しております。

今後、作物の成長に応じて12月から1月にかけて防風ネットを設置する予定にしております。

9月6日、それから、13日に馬鈴薯、ニンニクの機械作付けの指導及び新技術を導入した柑橘類の栽培方法について、外部講師による実地研修を実施いたしております。

本事業は農地の基盤整備、農業施設の整備、農業機械化、新技術の導入など初めて取り組んだパイロット事業で本村の農林業振興を大きく左右するものであります。本格的なプロジェクト事業として確立していくために人材の確保、あるいは、育成も重要と考えておりますので、これらを併せて積極的に推進したいと考えております。

子牛セリにつきましては、6月から9月にかけて4回のセリ市が行われ、110頭が出場し35,800千円を売り上げております。

子牛出荷につきましては、全体的に出荷頭数は減少しておりますが6月からのセリ価格は上昇しております。9月セリでの去勢平均価格は、鹿児島中央地区の去勢平均価格を上回っておりまして、購買者からの評価も高くなってきております。

また、雌牛は鹿児島中央地区の平均以下で取引されておりますが、4月セリで購買された雌牛が鹿児島中央地区の品評会で第1席を受賞するなど、品質の良い子牛も生産されております。また、現在の畜産経営につきましては、飼料代高騰、牛肉の価格の低下、アグラ牧場の倒産など、大変厳しい状況にありますが、前々回セリ市から若干ですけれども、購買価格が上昇傾向にございます。

ダニ駆除撲滅対策についてであります。本年度から村単独事業としてダニ撲滅対策事業を三カ年事業で行うこととしております。これまでにダニ駆除剤を672本購入いたしまして、7月から駆除剤の散布を行っております。

肉用牛の衛生、健康状態を良好に保つことにより発情、受胎率を高め生産率を向上させるために月2回、年間24回の駆除剤散布を継続的に行い、農家の所得向上を目指したいと考えております。

家畜導入事業につきましては、6月セリ市以降10頭を鹿児島中央家畜市場より導入しております。今後においても血統、品質の良い子牛を導入し繁殖雌牛の改良を図りまして、市場評価を高め農家の所得向上に繋げていきたいと考えております。

畜産組合の法人化につきましては、平成23年6月2日に法人化に向けた臨時畜産組合長会議を行い、法人化に向けた各組合長の承認を諮りましたが、村の畜産振興に関する指針が示されていない

いなどの意見が出され、承認を得られませんでした。今後は、畜産振興計画の骨子を村が作成し、各畜産組合で協議を行ない、年内に法人化を目指すこととなっております。

村といたしましても、畜産振興については支援をしておりますので、関係の皆様には、より一層の畜産経営の向上のための努力をしていただきたいと思います。

トカラ列島島巡りマラソンにつきましては195人から応募がありました。抽選で124の方が参加されます。今回で補助事業は5回を迎えることから、今後の事業実施につきましては、参加費、協賛金等で運営が可能となるよう検討する必要があります。本事業は、県内外からの人気も高く村の看板イベントとして成長しておりますので、今後におきましても継続して催行する方向で検討してまいります。

カレンダー制作事業につきましては、6月に総合評価入札により制作業者も決定いたしました。本年度は、本土復帰60周年を記念する内容としておりまして、10月中旬には島内撮影を終了し、11月下旬には完成予定となっております。

特産品の開発事業につきましては、6月初旬に小宝島、宝島で特産品開発現地研修会を開催いたしました。バナナ大福、バナナ焼餅などの試作品を作り、6月下旬に行われた鹿児島中央駅などでのイベントで宣伝、販売を行い商品化まで行っております。併せてバナナ、ドラゴンフルーツなどの熱帯植物、落花生の栽培指導も行っております。

6月下旬に中之島で現地研修会を開催し、特産品作りについての情報交換及び今後の取り組みについて検討を行っております。

7月上旬には口之島において早香みかん、田芋、つわぶきなどについて現地調査を行い島の生産者と今後の取り組みについて検討を行っております。

さらに、7月下旬に平島、諏訪之瀬島、悪石島で現地研修会、栽培状況等の調査、指導を行い島の生産者と今後の取り組みについて検討を行っております。

各島で生産された食材などを活用した特産品作りや農産物の生産が盛んに行われ、少しずつではございますけれども、換金産品として実績を残しつつございます。

島興し人材育成事業については、現在、中之島2名、諏訪之瀬島3名、宝島5名、計10名を雇用し、観光客等のガイドや観光資源調査及び管理を行っております。

また、観光客を呼び込むため中之島巨大魚釣り大会をホームページに掲載するなど島のイベント等の情報発信や農業体験ツアーの催行などを行っております。

定期船の本年度上半期の運航状況ですが、残念ながら5月末より台風の影響で欠航が発生しておりまして、5、6、7月に各1回、8月に3回と欠航をしている状況でございます。

本年度の台風は、全般的に移動速度が極めて遅いため、長期に渡って出航見合わせを余儀なくされまして、利用者の方々に対して不便をお掛けしているところでございます。

実証運航関係については、昨年度より引き続き本年度も12回の実証運航を7月から宝島と名瀬間で実施しております。7月～8月は、月曜宝島便の全便を計画しましたが、台風の影響によりまして、実証運航は8回に変更をいたしております。

しかし、現在4回しか実施できておらず、未実施分につきましては、10月から11月にスライドさせて運航する予定でございます。実証運航の効果分析等については、本年度の実証運航が終わり次第評価・検証を行ってまいります。

本年度の学校構成につきましては、5月1日現在で、小学校の児童38名、中学校生徒20名、児童生徒数の合計は58名、うち山海留学生は13名となっておりますが、その後、口之島の中学2年生女子1名、中之島の小学1年生男子1名及び小学3年生女子1名、諏訪之瀬島の小学1年生女子1名の合計4名の転出があり、本日現在では小学生35名、中学生19名の合計54名、うち山海留学生12名となっております。また、諏訪之瀬島の小学1年生の転出に伴いまして教職員1名も退職せざるをえなくなりまして、教職員数は61名となっております。

山海留学生につきましては、小宝島に小学6年生の男子1名、宝島に中学2年生男子2名の合計3名が新たに留学することとなりました。小宝島の小学生につきましては9月上旬からの予定でありましたけれどもフェリーの欠航、抜港等によりまして、予定が遅れて、この間22日便で小宝島へ着いたようでございます。

それから、宝島の2名につきましては、9月28日便でいく予定となっております。

次に、事務局の社会教育指導員につきましては、本年4月1日から交替しておりますが、体調

を崩されたということで8月末で退職しております。そのため、後任につきましては前任者に今年度末までの期間、再度お願いをした次第であります。

主な事務事業の実施状況であります。7月25日に本年度第1回目の定例教育委員会をテレビ会議で実施いたしました。

7月10日～12日に宝島の天然記念物指定に向けた調査及び住民説明会を実施しております。また、8月末には文化庁調査官等による現地確認を計画しておりましたが、台風発生のために延期しております。

7月28日、29日の両日、鹿児島市において村の教育研究大会を実施し、各教科ごとに研究成果の発表や討議がなされ、大変意義ある大会となっております。

8月1日には学校給食調理員研修会を計画しましたがこれも台風発生により中止となっております。

諏訪之瀬島運動場の排水計画測量設計、悪石島プール建設予定地の地質調査、小宝島屋内運動場建設予定地の地質調査につきましては終了をしております。

諏訪之瀬島の運動場排水工事につきましては、昨年度実施しました口之島と同様の事業でありまして、国庫補助事業での実施を予定しておりますが、東北大震災の関係で未だに国からの内示が届いておりません。県を通じて追加要望として再度要望書を提出しておりますが、震災対策以外の事業につきましては、ほとんどが執行保留となっている状況ということであります。

小宝島の屋内運動場整備につきましては、地質調査を終了し、基本・実施設計業務委託の入札も終了し契約締結済みであります。

この建設予定地につきましては、県学校施設課の係長及び担当の2名が7月26日に現地確認を行っております。

今後は、来年3月に国庫補助申請をいたしまして、7月頃の事業実施を目指しているところでございます。

中之島屋内運動場及び宝島給食室の屋根防水工事につきましては8月中旬に発注いたしております。

それから、「とから馬」につきましては、平成23年4月26日雄の誕生につきまして6月議会において報告したところでございますが、その後7月の23日に雌、7月29日に雄がそれぞれ誕生しております。これで、「とから馬」は雄14頭、雌6頭の合計20頭となっております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等につきまして行政報告を申し上げましたが、本議会に上程しております議案は専決処分の承認を求めるもの1件、権利の放棄に関するもの3件、動産の買入れに関するもの1件、条例の制定に関するもの1件、条例の改正に関するもの1件、予算補正に関するもの4件、決算の認定に関するもの7件となっております。

それぞれの議案の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げます。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願いを申し上げます。行政報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（日高通君）

これで行政報告は、終わりました。

これより10分間休憩いたします。

2時10分にお集まりください。

**休憩 14時00分**

**再開 14時10分**

#### ○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## △日程第6 一般質問

### ○議長（日高通君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇をして行ってください。

第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行ってください。

また質問の持ち時間は、一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

永田和彦君。

### ○2番（永田和彦君）

今回教育行政についてということで、私は一般質問の通告を行っております。私のようなものが、教育関係を取り上げて質問を行うことについては、自分自身おこがましいかと思いましたが、高校時代まで教職を夢見ながら大学まで進学いたしました。しかし、思い果たせず現在の立場にあります。

そうした中、現在中之島において、スポーツ少年団の指導を丸8年させていただきながら、日々子ども達と触れ合う中で、私なりに感じていることを、地域において、子ども達をはぐくむ地域住民の一人として質問をさせていただきます。

皆様ご承知のとおり、私はいまだ独身で、もちろん子どももおりません。私のようなものが教育だ、学校の存続だ、と様々な意見を述べることに對して、一言も二言もご意見をお持ちの方もいらっしゃいますでしょうが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、通告書に従って、質問を行います。

一点目です。齊脇教育長が本村教育長に就任されてから、早くも2期8年の任期を満了しようとしております。本村のような外海小離島が、複数で一村を形成するという非常に特殊な行政形態をとる中で、教育現場の環境も教育長ご自身が長年経験してこられた経験値をはるかに越えた環境ではなかったかと思えます。

この8年間を振り返ったとき、様々な課題に直面し、それらに對して解決できたこと、いまだ奮闘中の課題、様々ではなかったかと思えます。

それらの課題の中で、今後教育現場で頑張っておられる先生方。また私達地域住民に求めるものがあれば聞かせていただきたいと思います。

私自身、義務教育の9年間を中之島で過ごして参りました。自分自身の9年間を振り返ってみると、子ども達をとりまく基本的課題というのは、私自身がすごした約30年前とあまり変わっていないのではないかと感じています。

例えば島の子ども達というのは、まじめで大人しく、与えられた課題はコツコツとこなしていきます。私自身もそうであったように思います。中学校を卒業するまでは、島の学校で常に先生方の目の届く範囲にいる限りはそれでも構わないのかもしれませんが、しかし、高校その他上級学校に進学すると、やはり自分で課題を見つけてそれに取り組んでいく学習が出来ないと、その後の学習にはついていくのもやっとなんか言うふうになってしまうと思えます。

中学卒業までに自学自習の基本を身に付けさせることが、基礎学力を定着させることとあわせて必要だと思います。そのための指導がどのような形で行われているのか伺います。

また、本村の子ども達は本当に素直で大人しい子ども達だと思います。反面、自分の意見をハッキリと言葉にして表現することが若干苦手なのかなと思う時があります。自分ではこれではいけない、こうしたいと言う自分の意見がなかなか外に向かって言えないという状況をしばしば目にします。自分の気持ち、考え方をハッキリと言葉にして表現するということはもっとも難しいことであり、大切なことだと思います。周囲の意見に流されない、自分の考えで責任ある行動をとる、そのためにはどうしたら良いのか。そういったことをしっかりと判断できるようにすることが教育の目標とするところだと思います。そういった教育が行われているのか、行うにはどうあるべきなのか、その点について伺います。

2 点目です。私はことあるごとに本村における学校の存在というのは他地域におけるそれ以上に重要なものだと思うと申し上げてまいりました。

本村の各島において、運動会、文化祭、敬老会をはじめとする様々な地域行事において、学校の児童生徒の皆さんと先生方抜きには考えられません。そうしたことを考えた時、地域における学校の存続という問題は決して子育ての現役世代の方々だけの問題ではないということは間違いありません。

人口問題や雇用問題と同様に、我々地域住民共通の大きな課題であることを認識し、理解しなければなりません。

しかし、残念ながら、そこまでいたっていないのが現状ではないでしょうか。行政においても人口問題は語られても、学校の存続と児童生徒の確保ということについては、どこか意識の希薄さが感じられます。

確かに、UIターン者の方々子どもさんをつれてくるケースであれば一石二鳥ですが、それもなかなか定着率の問題も含めて進んでいないような気がします。

そうした中、山海留学生の確保ということについて、行政として更なる手立てを考え実施する必要があると私は考えます。そのように考えるのは決して私だけではないはずです。

これまでも、行政として山海留学生への里親さんへの支援を充実させると共に、親御さんの負担軽減ということで対策を講じてきました。

山海留学生制度の最大の課題となっているのは、各島における里親となっただけの家庭の減少と、山海留学生の希望者の絶対数自体も減少していることでは無いでしょうか。地域の高齢化に伴い、新たな里親家庭の掘りおこしが困難な状況であることは十分承知をしております。そういう現状なので、これまでにない方法を考え、実施しなければならないはずです。

具体的に提案するとすれば、寮制度の導入も本気で考える必要があると思います。

個人が寮施設を整備して受け入れるほうが行政にとっては楽なやり方です。しかし、それを待っている、いつまでたっても実現は無理ではないでしょうか。行政として施設整備も含めて本腰をいれるべきではないでしょうか。施設についても、既存施設を活用することで可能な島もあると思います。いきなり全島での展開を行う必要はないと思います。

介護事業を宝島でモデル事業として先行して押しすすめているように、まず一島でモデルケースとしての展開をしても良いのではないかと思います。

寮施設の管理については、かつてとしま会館で行っていたように、指定管理制度での運営を行えば可能だと思います。

管理者については、教職経験者の方々等から公募を行うなど、さまざまな可能性が考えられるはずです。

先日もかつて中之島での勤務経験のある方で、定年を迎えたら中之島で山海留学生を受け入れて、第二の人生を過ごそうかなと、そんなことを話したところでした。

決して絵空事ではないと私は考えます。そういうふうにおっしゃってくださる方がいらっしやるのも事実です。誰かが本気になれば可能だと私は思います。

誰かとは私達住民を代表する議員であり、行政に携わる皆さんであり、そして地域で生活する住民の皆さんだと私は思います。

我々全員が共通の話題として考えなければなりません。本気で考える機会をつくる必要があると思います。そのひとつが各島におけるふるさとづくり委員会でもあると私は思います。

余談ではありますが、10月8日に予定されている中之島大運動会にはふるさとづくり委員会を中心に呼びかけを行った結果、島外から約40名の方々が参加してくださる予定です。

この機会に地域のこと、学校存続のための山海留学、親子留学、孫留学のことなどについて、意見交換を行う予定にしています。地域としても具体的に行動を起こすべきときに来ていると思います。

今後行政として、人口問題とあわせて、学校の存続に向けてどのように取り組もうとしているのか、村長、教育長、それぞれの立場から、今後の方針について伺います。

私はひとつの考え方として、今後職員の村内配置についても、積極的に推し進めるべき時にきていると思います。

昨今の市町村合併や児童生徒数の減少等により、本土地域でも学校の統廃合が進められています。地元から学校のなくなった地域の方々の声をマスコミ等で目や耳にすると、決して他人事ではないと実感する日々です。

私達のような島であるからこそ、学校の存続はより大きな意味を持っています。

行政としてのさらなる努力を求めるものです。

本土の学校にない可能性を本村の学校は間違いなく持ち合わせていると思います。それをいかにして、より魅力的なものとして、外に向かって発信するかも必要となります。発信のひとつとして整備されたブロードバンドをより有効に活用しなくてはならないと思います。

各学校のホームページもそれぞれ充実してきています。より充実させるには学校と村、行政とがもっと連携をとりながら情報発信を推し進めていただきたいと思います。

また、本村独自の教育の充実という点においては、小規模校であるということでのマンツーマンに近いかたちでの学力の向上をより一層図ると共に、他地域にないメニューの提案も考えられないでしょうか。

過去には英語教育に関して、外国への短期ホームステイの話もありました。また給食費の完全無料化の件も私は議会の場において提案をさせていただいたこともあります。

そういった思い切った施策の展開も今後求められるはずですが、これは外に向かってのアピールというだけでなく、現在島で生活している子ども達にとっても非常に夢があり、将来我がふるさとを振り返ったとき、素晴らしい思い出になると共に、郷土に対して、より強い愛着を呼び起こすものになるのではないのでしょうか。

夢で終わらせずに、なんとか実現させるように努力するのが私達大人に課せられた使命ではないのでしょうか。是非こういった思い切った施策の展開に対してのトップとしての考えを伺いたいと思います。

3点目です。先の6月議会において、私は諏訪之瀬島、小宝島、両島のそれぞれの分校について、本校への昇格はどういった要件が求められるのかと質問を行いました。教育事務所にも問い合わせをしていただいて、答弁を頂きましたが、再度質問いたします。

両校について、今後本校への昇格について、県に対して積極的に求めていく考えはないのか伺います。

人間は子どもも大人も様々な人々と出会い接することで成長していきます。決して一人では人間にはなれません。より多くの人々と接することが、その人の人間としての大きさや深さ、そういったものを育てていきます。そういった意味からも、小規模校である本村の小中学生には、素晴らしい先生方と出会う機会をより多く持つてもらうためにも、一人でも多くの先生方の配置を求めて欲しいと私は思います。

私事ですが、冒頭述べましたとおり、私に8年間もスポーツ少年団の指導者として、子ども達に接するきっかけを作ってくださったのも、ひとりの校長先生との出会いのおかげでした。そのおかげで教育関係についての深い思い入れのもと、こうして質問をさせていただいています。

あの校長先生との出会いが無ければ、私はこうしてこの場に立たせていただいていたかもわかりません。これこそが人と人との出会いであると実感しています。

また、学校現場においても、職員数の不足により、間違いなく他小中学校よりも先生方お一人お一人の業務負担も大きいはずですが、地域においても、先生が増えることで、人口の増加、さらにはこれまで以上に地域における社会教育等の充実も図れると思います。

この本校昇格に対する、具体的な答弁を求めます。

なお、答弁につきましては、村長には2点目の行政としての学校存続についての考え方についての答弁を、教育長には1点目から3点目まで、通しての答弁を求めます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

#### ○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

#### ○教育長（齊脇司君）

大きな課題を3ついただいていたわけですが、答えになるかどうか分かりませんが、回答させていただきます。

まず2期8年を振り返っての、学校教育現場における課題はどんなものがあるかという中で、永田議員にありましては、本村の児童生徒の将来を考えたときに、自主学習が非常に大事になってくるがこのことの手立てはどのようになっていただろうかということが一つ目であつたらうと思います。

次に大人しい。非常にまじめであるこの子ども達。ただし、こういう子たちが意見がハッキリ言え

ない状況がある。これについてはどのようにすればいいのだろうか。考えたことがあるかというようなお尋ねではなかったかと思っております。おかしければ、またあとでご指摘をいただければ有難いと思えます。

それらにつきまして、解答になるかどうかわかりませんが、一応答えてみたいと思えますが、本村の児童生徒の課題と言うやつを4つ程掲げてみました。

まず1つは学習活動上の課題でございます。ご案内のとおり、今の質問の中にございました、いろんな人、いろんな事象に対する考え方、又思考するその機会が非常に少ないのじゃないかなと私はそう思っております。1人でしか答えることができない。ここに4人とか5人とかおれば、その他の人たちの意見も聞くことが出来るにも関わらず、それが1人の自分の考えでしか物が広がらない。その他、競争原理が働かないっていうことはご案内のとおりですね。1人か2人しかいないわけですから、すぐに序列が決まってくる。すなわち、競争意識がどんどんどんどん低くなる。

これは、議員もおっしゃっておられたですが、すぐに教師に回答を求める。甘えて擦り寄ってきて、自分から答えずにすぐに答えを求めようとする。そのような姿勢も見受けられると伺っております。

そういうことから、集団的な行動、活動に対する憧れもうちの児童生徒には大きいんじゃないかなと思っております。

その他、部活動がなかなか出来ない。スポーツ少年団活動もなかなかできない。マンパワーがないわけですから、生徒たちが児童だけが集まって、なかなか一緒にやれることが出来ない。こういう大きな課題がございます。

そういうことからして、思考に非常に狭さが出てきて、深みのある考え方だとか行動ができない、そういう傾向があるということは確かにあると思っております。

その他、生活指導上の課題というのとも言えるだろうと思えます。

例えば、清掃活動をするにしても、持ち範囲が非常に広いです。もう夏なんか汗をびったりかいて、2日に1回しか持ち場をやれない。その他のところをやらなきゃいけない。毎日やっても、3分の1か2分の1ぐらいしか出来ないような広さ。子ども達にとっては、そういう清掃作業も大きなことであろうと思えます。生活上のきつさというのそういうところに出てきます。

また、生活指導上もあるんですが、議員がおっしゃられたように、非常に人懐こい。人を信用しやすい。言い換えればだましやすいということ。それがうちの児童生徒ゆえの特徴のひとつではないかなと。

なぜならば、高等学校に行ったときに、鍵をかけずに自分の部屋を平気で出て行ったとか、そういうことを伺っております。いかに人を非常に信頼しているか、信用しているかという、島特有の人間性、そういう優しさというのがあだになったというの聞いたことがございました。これもやはり課題じゃないかなと考えるところでございます。

以上3つの点から考えたときに最後にやはりそういうことを総合すると、学習活動の効率化といえますか、学力向上にどれだけそれが大きくひるがえっているのかないのの考えると、やはり疑問があるのじゃないかなと思っております。

いろんな矛盾がこういうところには出てくるわけですね。

そういう意味もあって、教育委員会と致しましては、先人達が磨きに磨いて、また先人達が一生懸命汗と知恵を出してやってきたのが、集団宿泊学習であり、中連体の大会であり、また、修学旅行でのことでありと、いずれも七つの島の児童生徒と一緒に動いておる。数が少ないのをそういうことでどうにかして、お互いの力を発揮させよう。お互いがお互いを知り合って、伸ばしていこうと、そういうのをこれは先人達の大きな力であったであろうと思っております。

この課題を解決するには、やはり教師達の力を借りなければ、これは出来ないことではないかと思っておりますね。

そこで課題としては、先程4つほど児童生徒が抱える課題というやつを述べましたが、後は今度はそれをサポートする、支援していく教職員の課題というのをもまた考えなければいけないであろうと、このことは、また機会があったときや、別なときにでもお話したいと思えます。

ただ言えることは、うちに派遣されてきている先生方と言うのは、涙ぐましいほどにしっかりしている先生方であろうと。

胸をはって地域の方々にも、保護者の方々にも言えると思っております。いろいろなデータがあるわけです。非常に素晴らしい先生方を配置してあるんじゃないかと考えております。

2 つ目でございますが、学校存続に向けて更なる努力が求められるが、行政として何をなすべきか、また地域に何が求められるかということでございました。ちょっと長くなるかもしれませんが、私が考えていることをちょっと述べさせていただきますと思います。

学校存続は、言い換えればどれだけ魅力ある地域社会を作っていくかであろうと考えております。やはり魅力がないと人が住み続けない。人を呼び寄せることが出来ない。人が出て行かない。この 3 つがあればこそ、地域が人も少なくなることを気にせずに、過ごしていくことではないかなと。すなわち、住んでいるその島に、その地域に魅力があれば、人がやってきて、人が出て行かずに、人が住み込んでいくんだらうと思っております。

平成 15 年の 12 月に私は拝命をうけたわけでございます。当時の村の要覧を見てみますと、700 名の人口でございました。現在は 600 をかすかすというところでございます。8 年間で 100 を越す人たちがいなくなっているわけです。

そこには何が原因だったのかというのも、僕らは、私達はやはり考えなければいけないだらうと思えます。

現代言われております、少子高齢化、過疎化。この波がうちにも押し寄せてきている。じゃあそのために行政は何をしたか。私も浅はかな考えながらちょっと調べてみたんですけども、やっぱり I U ターン者の誘致であったり、その定着率を高めるということは議員もおっしゃっておられました。

それで考えてみて、調べてみたんですが、例えば、新規就業者支援事業とか、産業教育資金の対応とか、定住促進対策とか、農林水産業振興支援策とか、空家の借り入れ等を盛り込んだ住宅環境等の住宅であったりとか、考えられゆるあらゆる施策を本村は講じてきているのではないかなと思っております。これは大きくやはり評価することじゃないかなと思えますよね。

教育委員会といたしましても、平成の世に入り、十島村や地域社会の協力を得て、県下どこよりも、山海留学生を取り入れたのはご承知のとおりでございます。

私達と致しましても、七つ島があるわけでございますので、ここが大事なんです、七つの島が私が全部一緒に伸びて行って欲しい。一つの島だけが突出して、いい目を見るようなことがあっちゃならんだらうと思うんですよね。公平感をやはり持たせなければいけないんじゃないかなと思っております。

七つの島も一つがかけてしまったならば、これはもう七つの島ではありませんね。ここを境目として、あとは一つ崩れ、二つ崩れしていくんじゃないかなと思っております。一つの島だけが突出して良いというのは、僕はいかがなものかと思えますね。

今度抜港というのを、村政座談会の帰りに平島で見せていただきました。私も教職生活を徳之島という所に行かせて頂いた。そのときに抜港という時があったわけです。島というのはつらいな、残念だなと思いつつ、遠くを去っていく船を見ることでしたが、今度は船の上から港で必死に綱を操り取ろうとしている方々、また船が大きく 20 度を越す以上のローリングをする、そのフェリーとしまが平島の人たちをおいて、あと 3 メートル、4 メートルというところまで来て、もう離れざるを得なかった、あの時の地域の人たちの顔を見た時はですね、これは大変だなと思ったですね。

ある島にあっては、島が 2 つあって、どっちにも行けるとというのが完備しているみたいですが、ここは未だに出来ていない。あっちゃならんことがやっぱりあったと。見せてもらったと。

抜港というのは、広辞林にも載ってありませんでした。私のワープロにも抜港という字を探しましたが出てこないんですね。それぐらい人気のない言葉があるということを知って、私も非常に残念だったんですが、他の島はあんなに良い港が出来ているのにとか、こういう同じ村人であるならば、このような不公平感を決してあっちゃならんだらうと、私はそうやって思うことでありました。

そこで、議員が最後にお尋ねでございましたが、寮を造ってくれたらどうだろうかということでございました。例えば、どこですか。宝島に介護、小規模多機能のための介護施設ができるみたいでございませうけれど。いろいろな考え方があってしょうけど、今のことはまた教育長 1 人では決して出来るものではございません。いろいろな方々の英知を頂いて、例えば各島の代表の方々にも来ていただいて、その中には議員の方にも入って頂いて、寮制度をどのような規模にするものか。永続性のある寮にするにはどのようにすれば良いのか。その島だけで良いのか。後の島はつぶれても良いのか。と、そういう議論をしていただいて、メリットをば出していただいて、寮制度をば考えていかなければいけないんじゃないかなと、私はそういう具合にして思っております。

最後に 3 点目でございますが、諏訪之瀬島、小宝島の両校への本校昇格を積極的に県教委に求めた

らどうだろうかというご提言でございました。

私は、まあこれは小宝島、諏訪之瀬島という島、分校というわけじゃないんですけども、分校ということでちょっとした思い出があるんですが、ここの担当、教育長を拝命いたしまして3年目のころ、5名の県教委の先生方と一緒に小宝島に参りました。そのときに1人の指導主事、管理主事の方が、ちょうど七夕のころで、竹の笹に短冊をたくさんつけたものが廊下に飾ってございました。5人の人たちが通っていく中で、一人の管理主事の方が短冊を手を持って、非常に感にいったような感じでございました。

「どうされたんですか」と聞きますと、「ちょっと教育長、これを見てください。」と。そこに書いてあるのは、「お星様、お友達が欲しいなあ」と書いてございました。やはり、子ども達にとってはですね、友達とか、そういう人たちがたくさんおることが、子ども達にとっては一番の幸せなことじゃないかなと。これは子ども達だけじゃなくて、その地域の方々もそうだろうと思うんですけども、やはり友達が、人がたくさんそばにおいて、初めて人間社会が形成される。

そういう中で、仮に本校だとか、分校だとかという具合な言葉で、文言で差別するようなことがあっちゃ絶対ならんと思いかたなんですよね。

だから、議員はそれを防ぐ意味からも諏訪之瀬島、小宝島にも校長を配置したらどうかというご提言だとは思いますが、しかしこれは県の定数のことを考えると、なかなかこれはできないこと、難しい部分もあるとは思いますが、ただ言えることは、両分校にあってもですね、年度当初示された本校在籍の校長先生も経営方針に基づいて、教頭先生をはじめとして、全教職員や地域の方々との協力をし合いながら、児童生徒の個性を大切にしつつ、積極的に教育活動を展開しているということは、もう皆様もご案内のとおりだと思っております。

しかしですね、海を隔てた本校と分校の関係であるということは、私達も十分に認識していますし、校長さんの経営方針とか、重点項目だとか、そういうものがなかなか評価できない、把握できないというのも、これはそのとおりでございます。その評価の機会だとか、保護者とか地域とか信頼関係だとかですね、教育関係が、協力関係の構築においても、解決しなきゃならない課題がたくさんある。これはもう分かっていることは十分でございます。その意味からも、また議員がおっしゃるとおり、両分校の本校昇格へのメリット。これは、七つの島のどこに寮を置くかなんていうのとまた同じようなものでございまして、県教育委員会の関係課等々相談した上で、調査の場をどこまでか設定してから、今後とも検討していかなければいけないのじゃないかと思っております。

いずれにしてもですね。教育委員会と致しましては、七つの島の存続ということ、これは非常に大事なことなんです、それをもとにして、今後の十島の教育をどのようにしてより発展的に伸ばしていかなければいけないかということば、勉強し直すいい場を与えていただいた本日のご質問じゃなかったかなと思っております。

これを機会にまた、村民のため、児童生徒のため、教職員のためにも教育委員会のあり方を考えながら、進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

#### ○村長（敷根忠昭君）

2番議員の質問の中で、2つ目の児童生徒の減少により各島において学校存続に向けてさらなる努力が求められるが、行政として何をすべきか。また地域には何が求められると考えるのかというご質問でございます。

今教育長のほうから、教育行政としてお話があったと私は受け止めておりますが、議員の質問の中で一番印象に残ったものは、寮を造って山海留学を進めるべきではないかと、こういう話でありますけれども、率直に申し上げまして、七つの島にそれぞれ寮を造ることについて、寮を造ればやはり寮監を置かなければいけない。これらについては全国的に募集をすれば来るかもしれません。しかし、その子ども達を、山海留学をする子ども達をどれだけ集めることが出来るのか、私はやっぱりそこらを掘り下げて考えないと、むやみに寮を造ったから子ども達を集められると、そういうものではなからうと、そういうふうには思っております。

従いまして、我々が出来ることは、先程も教育長が話をされましたように、やはりなんといっても、その地域の魅力をつくること。これがやっぱし大事ではないのかと、そういうふうには思っております。

寮を造ることについての関係は、前にも中之島で民宿の家が空いた時点で検討をした経緯もありま

す。しかし、なかなか人間それぞれ考え方がございますので、一概にそれが良いというものに繋がってこなかった。これからも、みんなでそういうことは知恵を出しながら、考えていかなければいけない問題であろうと。

特にこうした現在の人口減少の状態であればあるほど、そこらをしっかり考えるべきではないかと、そういうふうに思っておりますが。

まずその児童生徒がその土地に生活存在してこそその学校の存在であるということは、これは間違いないわけでありまして、学校の存続ということは、その根本には地域の存続、こういうものがやっぱり問題になって参ります。地域を存続させるためには、まず第一にそこに人が住み、生活することです。そのためには人がその地域から出て行かない政策、そしてその地域に人を呼び込むための政策、この2通りが必要であります。

どちらの政策にしても、その根底には地域に魅力があることがその全てと言えましょう。しかし、そう言っても、その地域の魅力作りを行うことが行政の大きな役割であって、地域の魅力とは何かということになるのであります。それは仕事であったり、あるいは環境、風景、制度、風俗、いろいろな人によって、様々であろうと思えますけれども、しかし仕事、環境、社会資本整備など、誰が考えてもこれには考え方があてはまる一定のものではないだろうかと、そういうふうに思います。

地域の魅力作りを行う上で、行政は重要な役割を担っております。しかし、その全てを行政が行うことはできません。これは何回も行政報告でも申し上げて、施政方針でも申し上げてきたことですが、地域の魅力の中には先程も申し上げておりますように、風俗、習慣などの地域独自の要素である形にできない無形の文化、あるいは意識的、精神的なものが含まれるからだと思っております。

これらの要素は、金額では換算できないものでありますので、その地域を特徴づける時には非常に大きな要素のひとつとなりえる事柄だと思っております。

これらは地域社会がはぐくむ役割になって参ります。予算がなくても、地域の魅力作りはある面では可能かもしれません。

その地域の魅力のひとつに、人情だとか、人間性が上げられますが、助け合いの精神が人を感動させるのであろうと思っております。

東北大震災においても、そのような相互扶助の話が美談として多く聞かれておりますが、しかし今度はまだこれらの精神的なもの全てが地域社会のみによるかということ、決してそういうことばかりではないと。行政の仕事、あるいは役割の場面も出てまいります。人を大切にしましょう。地域の昔ながらの文化を大切にしましょう。などは、地域の人々を啓蒙、啓発することによって、醸成されてくるのであります。つまりそこには、社会教育行政の出る幕があるのではないかと思います。

社会教育を充実させたりして、地道に取り組んでいくことが地域の意識を向上させ、地域の魅力作りにつながる、地域振興に繋がっていくのではなからうかと、そのように思うことですが、私は昔の人は本当に自分達で考えたことなんだろうかと、昔の人の偉さというのをつくづく今覚えます。それは皆さんもご承知ですが、島社会において、祭りとか、いろんな行事がありますが、これらをこうしなければいけない、勿論その自分達が生活する上で、凶年から豊年、そういうような昔の流れは、特に自給自足の社会ではそれが大切だったんだと思っておりますが、祭りを盛り上げることで、島社会が充実してきた、私はやっぱりこの精神を忘れてはいけないんじゃないのかと、大変重要なことであると、そういうふうに思っております。

今こうして、人口が少なくなってきたておりますけれども、出来るだけ昔のそうしたものを掘り起こして、そして皆で祭りごとを、やっぱり大きな力にしていく。これがやはりこれからの島社会を育てる一つの考え方であるべきであらうと、そういうふうに思っております。

私どもが小さいころはそういうもので、祭りがあれば喜んでそれに参加できた。本当に今考えれば、やっぱりああいうものがあつたから、ああいう島社会が発展してきているんだなど。今考えると、ほとんどそれがもう消えてありません。大変残念なことでありますけれども、そういうようなことで、学校の存続についても、村の存続についても、島の存続についても、同じようなことが言えるのではないのかと。そういうふうに思っておりますので、皆でやっぱり、これは大きな重要な課題でありますので、常に語り合うひとつの姿勢を持って、ことにあたらなければいけないと、そういうふうに思っております。

今住んでいる住民だけでは、地域の存続が危ぶまれることから、様々な政策をとって、人を呼び込

もうとしていることはご承知のとおりでありまして、現在の十島村の姿でございます。そのことを地域の皆様方に十分ご理解いただきまして、来島者に接していくことが地域のできる、地域しかできない最大の役割ではないかと、そういうふうに思っております。

これから、先程も教育長のほうからも話がありましたが、やはりこうした問題提起があれば、それにお互いに話し合いをする場をやっぱり作っていかねばいけないだろうと、そういうふうに思っております。

一人二人では出来ないことですので、行政としても、例えば、私がそれを実施しようとしても、それに皆さんがついてこなければ、これは出来ないこととなりますので、やはりそうしたことあたりを真剣に考えて、何らかの組織化でもするような考え方をつくるべきではないかと。

今幸い、ふるさとづくり委員会をそのために私はやっておりますので、そうしたことあたりもただ予算的なもので話し合うんじゃないくて、そうした根本的な取り組み等をもうちょっとやっぱり根っこから考えて話し合っていたきたいなど、そういうふうに思っております。終わります。

#### ○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

#### ○2番（永田和彦君）

質問自体、私の質問の仕方自体も含めて、ちょっと自分自身でも実際質問をまとめるにあたってものすごくこう、話がどこかこう漠然としている部分が多いとか、そういった部分で、なかなか私が聞きたいこと、それから答弁としていただきたい部分となかなかかみ合わない部分もあって、それは致し方ないのかなという思いはしながら聞いていました。

例えば、いくつか今答弁いただいた中で再度伺いますが、2点目の中で触れました寮の問題についてなんですが、例えば現実問題として、山海留学に行きたいんだという子ども達は実際何人か来ますよね。その中で、なかなか里親とマッチングしなくて受け入れられなかったというケースもあるのも事実だと思うんですね。

そういった部分のことを考えても、何らかの形でそういう個人で受けていただく部分と、あわせて何らかの方策を考えれば、より多くの子ども達を確保できるんじゃないのかなと単純に思います。

それと、子ども達についても、例えばその造ったから確かに来るという事は絶対ないというのは、私もそれはわかります。

村長が今答弁の中でも触れられたように、それから教育長の答弁の中にもありました。各島それぞれいろんな魅力があると思います。そういったものを掘り起こす、そういったものに触れてもらう、そういった機会をつくる必要があると、私自身も思っております。

ですから、私は今回のこのふるさとづくり委員会を通して、中之島については運動会も含めて、子ども達に島に来てもらって、参加してもらって、その中で島の学校の普段の活動の一端に触れてもらえるような機会をつくれればなあという思いで、今回そういうことも致しておりますし、また今後の展開についても、地域のその委員会の中でも、どちらがというと、まあ漠然としたかたちで、1年半ぐらいになりますけど、ふるさとづくり委員会を立ちあげた中で、活動していく中で、なかなかこう目標とする部分が定まらずに来ているのも事実なんですが、そういった中で、ちょっとこの山海留學生の部分を含めて、UIターンの部分も含めて、そういった部分にちょっと本腰を入れてやれないかなと、いま思っているところです。

例えば今回運動会の部分で呼び込みますけれども、これに引き続いて、例えばその子ども達に島に来てもらって、具体的に言えば、今後は例えば歩こう会的なことを計画して、子ども達に来てもらって、その中でまた島の自然にももっと触れ合う機会をつくってもらう。そういった中で、島の魅力を感じてもらって、その中から山海留学、孫留学につながればなあと思っているところがあります。

例えば、私の家庭、父親の家庭ですが、そこでも過去に私から見れば甥になりますが、兄弟2人、長いほうは3年間、短いほうで2年間受け入れました。山海留學生でですね。その子たちは、小学校1年生、2年生で一番最初来ましたが、わりと抵抗感なく入ってきました。島のほうに。その2人の下にもう1人、今小学校1年生がいます。その他にも、小学校1年生のもう1人姪御がいて、4歳児がいます。この夏に初めて親元を離れて、父母が夏休みに連れて島に来ましたが、結論から言うと甘かったなど。その上の兄ちゃん2人がわりとすんなり入ってきたので、抵抗感なく入ってくるものだと思っていたら、つれてきた日の夜に泣かれて、一晩で帰しました。何がそんなに違ったかなと考えたときに、やっぱり島にそれまで足を運ばせた回数が極端に違いすぎたんですね。その下の、

この夏来た子たちは、多分3回目ぐらいです。島に。生まれてから来て。3回か4回目。

その先に受け入れてた子達は、それぞれ2歳ぐらいから、長いときは2ヶ月ぐらい親元を離れて、2歳ぐらいで離れてずっといさせました。

そういった経験が割りとしんなり島に山海留学というかたちでも入ってこられたような気がしています。

そういった部分を考えると、やはり、回数島に足を運んでもらって、島を感じてもらって、魅力を感じてもらって、それをしないことには山海留学もなかなか厳しいのかなど。特に孫留学って受け入れやすいと思ってたんですけども、そういった部分を実感として感じましたので、そういった方向で、活動していけたらなと思っています。

そういった部分のメニューの掘り起こしと言うか、魅力の掘り起こしについて、勿論地域として、ふるさとづくり委員会も含めて考えないといけないでしょうし、あわせてやはり行政にもその部分については、ぜひ協力をいただきたい。そのように思います。

それと、1点目の質問の中で、事業とかそういった部分も1人での部分の中での事業という部分で、子ども達のその成長というか、そういった部分の場面的な部分での意見の交換の場とか、そういった部分を教育長の方からも頂きましたけど、例えば、今回のブロードバンド整備の関係で言えば、各学校においてもテレビ会議システムを利用しての授業の展開であったりとか、そういうことも試験というか、そういったかたちで、この整備にあたっては行われました。

1年を経過する中で、であれば、それがどのようなかたちで具体的に現場で活用されているのかなど。せっかくそういったものが活用されたのであれば、実際モデル事業を拝見した中では、一般の教科の授業でしたけれども、見ていてもどかしいところはあったんですが、例えばその具体的に言えば道徳の授業であったりとか、どちらかというディベートのような感じで、お互いに子ども達同士が意見を交わす、対先生との授業もそうなんですが、対子ども立ち同士でいろんな意見を交し合うような、そういう授業のあり方が、テレビ会議の授業の中で行われれば、そういったいろんな子ども達同士の考え方に接する機会をつくるきっかけになるのではないのかな。そういった面ではブロードバンド整備されたものをもっと教育現場で活用していただきたいなど、そのように感じたところです。

それと、この行政報告の中でも、地方交付税の報告の中で、小学校費の部分については学級増に伴っての対前年比で増になっているという部分を見ると、やはり学級、児童生徒の確保、学級数の確保、そういった問題というのは、村のそういう財政面の部分も含めて大きなウェイトを占めるようになると思うんですが、そういった部分で現実問題として、今教育委員会のほうは、職員、課長とお2人。職員の方お2人ですよね。実際されているわけですけども、教育委員会の現場として、マンパワーの不足というのは感じておられないのかなど。

例えば、村として人口問題、こういったものに対しては重点施策だという部分で、予算化、そういったものもかなり充実を図られております。あわせてやはりマンパワーの充実というのも図る必要があるんじゃないかと思うんですが、その点について、行政として。これは村長にお答えいただければと思うんですが、どのように考えているのか、その点について伺いたい。

#### ○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

#### ○教育長（齊脇司君）

ありがとうございます。非常に含みの多いお話で、私としては感謝しているところでございます。私に2点だけだと思うんですが、1点。

里親とのマッチングっていうことが出てきてですね。8年間の思い出の中でもたくさん山海留学の子どもと里親さんとのマッチングという思い出があるんですが、今課長とも、前課長ともちょこっと横で耳打ちして。里親のところに預けられた子どもさんが途中から逃げたというのが、まだ僕は1件もないんです。8年間ですね。これは見事なもんだと思います。

その中の1人、たくさんおるわけですが、川崎市から来た可愛い女の子がおりました。遠くは川崎です。横浜の所ですよ。

これも、一度は見に来たのかな。おそらく見に来ずに、駆け込みで入ってきて、そのまま2年間おりました。中学校の2年、3年と。そこで川崎の高校を受けて、宝島からだったと思いますけれど、そのころは宝島はにぎやかでしたよね、もうつがらんねとがたくさん来ておりましたが、まあ非常に楽しそうにやっておりました。

議員のおっしゃるとおりですね。やはり何回か足を運ぶことによって、いいところだな、本当にいいところだなと言ってくれる人もいるでしょうけど、1度しか来なくて、そのまま居ついたというのは、これはまた数多いものがございます。ほとんど見ずでんで入ってきて、1度か2度、2度も来る、1度来ただけでというのがもうほとんどでございます。

同時にやはり、うちの島の人たちの心根と言うんですかね、1度入ったら、1年間は動かないんですよ。動いて、教職員を出さなきゃならんごつなつたのは、1ターンで入ってきた人が途中でずらうったとき位しかないんですよ。これは哀れです。先生方、荷物をまとめて帰ってくださいといわなきゃならんですから。あとの就職の世話までしなきゃいけないので、非常にあっちゃならんことで、私達は十分気をつけなきゃいけないなと思っておるところでございます。

里親さんに関しては、私は十島村の人たちの心根と言うのは、十分に子ども達に通じるものを持っておられる。一言、これも言わなかったんですけどね。宝島にですね、敷根健太君というのが大学生でおって、この子が5年か6年ぐらい、孫留学でおったんです。帰ってきてから、帰ってきて、小規模多機能の施設のところでギターを弾いているのがテレビで偶然に私見たんです。そのことも、ちらっと話したんだが、「あんたはまたこっちに帰ってきてね」といったら、「先生、僕は帰ってくるよ」と、こういつてくれるんですね。

これが宝じゃないか。十島村で愛をはぐくまれた子ども達の本音なのかなという思いがいたします。

8年間の間にですね、1人しか新成人を祝う会に来てくれる人が、時がありました。私が2年目か3年目のときでした。「これは、新成人の会をする意義があるのかな。1人しか来ないのに。」6~7人卒業したうちの1人だったと思うんです。

あとは残り4年間ですか、ずっと8割ぐらいの卒業生が参加してくれるんです。やっぱり十島村の温かさがこうやって、鮭の帰巢本能じゃないけれども、そんなのを示しているのかなという思いが致しました。

だから、十島村にいることを、私はみんなに誇りに思っけて十島村のことを、トカラのことを語ってくれと言いたいところでございます。

2つ目、ブロードバンドの整備による研修の場をもう少し深めなさいということでしたが、これはまさにそのとおりだと思っております。大金をかけてやったわけでございますので、是非ともブロードバンドを活用した授業形態の深まりということは研究させて、実践させたいと思います。

それともう1つ必要なのはですね、やはり複式学級です。2年生と3年生だとか、4年生と2年生の授業とかっていう、1人で3人だとか4人ぐらいの他学年と一緒にやるとするのは、非常にテクニックがいるんですけど、このテクニックを学んで、さあ充実した授業をこれからは始めるぞという時には、もうポイントと転出なんですよ。1年目で期限付きの先生方がうちは多いので、そういうことがありますので、これは避けるように今後とも早め早めに、教育センター等と交流を図りながら、先生のおっしゃる複式学級の授業の形態の深まりというのも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。以上でございます。

#### ○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

#### ○村長（敷根忠昭君）

職員のマンパワーの関係ですけれども、今では条例で66。現在の職員は58ということになっておりますけれども、これはやはり行政改革、こういうもので非常に人を増やせば人件費がかかる。こういうことから、行政改革等々で今までやってきた実績であります。

なかなかそういうことを考えますと、「帯に短し、たすきに長し」というような形になるのか、どっちを優先しなければいけないのか、やっぱりそういう問題が出てまいります。

したがって、これらについては、ここで率直にそうしますと言うことは出来ませんが、そういうこと等を議員の質問に対しての検討等話し合いはしてみたいなど、そういうふうに思います。

現状では確かにそういうところも職員が不足して、仕事がそれこそあれもこれもというようなことあたりで、迷惑かけてる部分もあるのかもしれませんが、もう一度おさらいをしてみる必要があるのかなと思っております。そういう回答でご了解を頂きたいと思っております。

#### ○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

なかなか、どの質問についても、すぐに明確な答弁「こういったかたちでやります」という答弁はなかなかいただけない難しい部分であると言うことは、私も理解します。

そういった部分では、今後に残される課題ですけれども、是非そういった部分をなんとかクリアして、実現していただけるように、今後とも教育委員会、村長部局それぞれ課題を、なんとか課題に向かって一生懸命頑張ってくださいと、そのように思います。以上で終わります。

○議長（日高通君）

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

3時30分にお集まりください。

休憩 15時20分

再開 15時30分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第9号 十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件

○議長

日程第7、報告第9号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは、報告第9号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第9号について、ご説明を申し上げます。

本案は専決処分の報告についてでございますが、十島村税条例の一部を改正する条例であります。添付してございますように、条例の一部を改正する条例がずらずらっと書かれておりますけれども、まず地方税法の一部を改正する法律が本年の6月30日に改正公布されておりました、課税事務を執行する上から同日付で専決処分により村税条例の所要を法律の施行に基づき改正したところでございます。

平成23年度の地方税法の一部改正の要旨につきましては、最近における社会経済情勢等に鑑み、寄付金税額控除の対象見直し及び適用下限額の引き下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備、ならびに、個人住民税等の脱税犯にかかる懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものとしております。

本来、地方税法等の改正につきましては、例年年度末日で期限切れとなる租税特別措置法等の日切れ法案の改正とともに改正されるところでありますけれども、国のねじれ国会が影響いたしまして、衆参議員の調整がつかず3ヶ月間のつなぎ法案で、本年6月末まで延長していたものを今回改めて法案成立となった所でございます。

今回の地方税法改正に伴い、村民に關係する主なものと致しましては、寄付金の税額控除、これはふるさと納税についてでございますが、これまでの適用下限額を5千円であったものを2千円に引き下げたこと、それから寄付金税額控除の適用対象に認定NPO法人以外のNPO法人に対す

る寄付金を行う場合、条例に法人の名称及び住所を定めることによって、村民税の税額控除対象となること。それから、3 つ目に、課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、前年度国税改正の内容を踏まえ、住民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税等の不申告に対する罰則規定が過重化されたこと。

4 つ目に、肉用牛の売却による農業所得の課税特例において、免税対象牛の売却頭数要件の条件が引き下げられたこと。

5 つ目に、以上の項目が主なものであり、その他については、現行の地方税法の日切れ特例法の見直しに伴い、関係条件の文言整理となっております。

次に本条例の各条文の改正内容につきましては、第 26 条は、村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料を規定するもので、課税の適正化と税制への信頼向上のため、罰則強化として、過料を現行の 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

2 つ目に第 34 条の 7 につきましては、寄付金税額控除を規定するもので、現行規定のふるさと納税寄附の控除適用下限額は 5 千円となっておりますが、寄付金の促進を図る目的から、控除適用下限額を 2 千円に引き下げるものであります。

また、1 号及び 2 号において、独立行政法人、社団法人、特定非営利活動法人等への寄付金控除を規定するものと、国税庁の認定 N P O 法人以外の N P O 法人に対する寄付行為も条例に規定することにより、寄付金控除の適用規定が設けられるものであります。

3 つ目の第 36 条の 2 は、村民税の申告を規定するもので、所得の控除を受けようとする者は、村民税の申告期限である 3 月 15 日までに寄付金控除申告も同期日までに行うとするものであります。

4 つ目に、第 36 条の 4、村民税に係る不申告に関する過料、第 53 条の 10、退職所得申告書の不提出に関する過料をそれぞれ規定するもので、第 26 条の罰則強化同様、課税の適正化と税制への信頼向上のために、過料を現行の 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

5 の第 61 条につきましては、固定資産税の課税標準を規定するものですが、地方税法改正に伴う条文の変更を行うものであります。

6 つ目の第 65 条、固定資産税の納税管理人に係る申告に関する過料、第 75 条、固定資産に係る不申告に関する過料、第 88 条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料をそれぞれ規定するもので、第 26 条の罰則強化同様、課税の適正化と税制への信頼向上のために、過料を現行の 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

7 つ目に第 100 条の 2 は、たばこ税に係る不申告の過料、第 105 条の 2、鉱産税に係る不申告に関する過料がそれぞれ新設されております。

今回の地方税法の改正により、他の税目、住民税あるいは固定資産税と同様、たばこ税及び鉱産税においても、課税の適正化と信頼向上を目的とする罰則強化を図るものであります。

8 つ目に第 107 条、鉱産税の納税管理者に係る不申告に関する過料、第 133 条、特別土地保有税の納税管理者に係る不申告に関する過料、第 139 条の 2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料を規定するものですが、他の罰則規定見直し同様、3 万円から 10 万円に上限額を引き上げを行うものであります。

附則第 7 条の 4 は、寄付金税額控除における特別控除額の特例を規定するもので、今回寄付金税額控除の適用下限額が 5 千円から 2 千円に引き下げられることにより、所得割対象者に総所得金額等がなくても、他の所得額の中から一定の算式により控除の対象規定を設けるものであります。

10 番目に附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を規定するもので、農業所得の課税特例の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が 1,500 頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外することと、その運用年限を平成 27 年度までに延長するものであります。

11 番であります。附則第 10 条の 2 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、附則第 16 条 3 は、上場株式等に係る配当所得に係る村民税の課税の特例。それから附則第 16 条の 4、土地譲渡等にかかる事業所得等に係る村民税の課税の特例。附則第 17 条、長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例。附則第 18 条、短期譲渡所得に係る村民税の課税の特例。

附則第 19 条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の村民税課税の特例。それから附則第 20 条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の村民税の課税の特例。附則第 20 条の 4、条例適用利子等及び

条例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例。及び別表第 1 をそれぞれ規定する条文であります。地方税法改正に伴う法律条文の見直しによるものであります。

12 番目に別表第 2 として、あらたに認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄付金を受ける場合、条例上に法人の名称及び所在地を定めることによる村民税の税額控除対象規定を設けるものであります。

13 番目に、十島村税条例の一部を改正する条例の一部改正は、今回の地方税改正により、本則第 37 条の 7 の条文見直しに伴うもので、文言の修正と経過措置、期限の延長を行うものであります。

附則の施行期日につきましては、第 1 条に規定するとおり、地方税法の施行に併せて、公布の日からとし、本年 6 月 30 日からの施行となっておりますが、第 1 項から第 4 項でそれぞれ施行期日が異なっております。

まず第 1 項は、村税等の不申告に関する過料の引き上げに係る改正規定は、公布の日から起算して 2 ヶ月経過した日、本年 9 月 1 日からの施行となるものであります。

それから第 2 項は、認定特定非営利活動法人等への寄附の寄付金控除の適用を受ける申請の村民税の申告に係る改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日からの施行となります。

第 3 項は、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税特例規定は、平成 25 年 1 月 1 日となるものであります。

第 4 項は附則第 10 条の 2 第 4 項で規定する高齢者の住居の安定確保に関する法律で、サービス月、高齢者向け住宅バリアフリー構造等を有し、介護医療と連携して高齢者を支援するサービスの出来る住宅の固定資産税の税額の減額適用に係る改正は施行の日からとするものであります。

次に経過措置として、第 2 条で村民税の経過措置、第 3 条で固定資産税の経過措置、第 3 条で条例の一部改正の経過措置、第 4 条で罰則の経過措置をそれぞれ設けております。

新旧対照表等もございますので、参考にしていただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（日高通君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで日程第 7、報告第 9 号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第 8 議案第 67 号 権利の放棄についての件（特定離島：貸付牛）

○議長（日高通君）

日程第 8、議案第 67 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 67 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄についてでございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、権利放棄を提案することから、議会の議決をお願いするものでございます。

権利の内容につきましては、平成 18 年度特定離島ふるさとおこし推進事業における貸付牛の金銭債権を放棄するもので、放棄を受ける者は議案書のとおりでございます。

権利放棄額につきましては、473,550 円であります。

放棄の時期は議会の議決日であります。

放棄の理由といたしまして、平成 18 年 9 月 4 日特定離島ふるさとおこし推進事業により、肉用繁殖牛として飼養管理をおこなっておりましたが、平成 20 年 1 月 21 日、分娩の兆候が始まりましたけれども、胎児の搬出状態が悪く、引き出すことができずに、長時間による分娩時の力みにより、母子ともに、平成 20 年 1 月 22 日衰弱死をしたものであります。

従って、飼養管理については、適正に行っておりまして、管理者の責任がないと判断できることから、償還未済額 473,550 円の債権を放棄するために、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によって、お願いをするものであります。

今回の議案提出となりました経過につきましては、本年度償還牛の請求を同氏におこなったところ、平成 20 年 1 月 22 日すでに死亡し、届出も提出されてあることから、調査した結果確認ができ、今回の議案で提出となりました。提出が遅れましたことについて、お詫びを申し上げます。

資料として死亡牛の届出表、個体識別情報、現認書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。終わります。

#### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

#### ○1 番（日高助廣君）

近年ですね。この権利の放棄、肉用牛の貸付牛の権利の放棄が多くなっているわけですけど、前回もですね、お願いしたところでもありますけれども、原因の究明と分娩時の死亡等が事故牛を上回っているような感じでもありますので、飼養管理等の徹底であるとか、そこらをもう少し農家の皆さんと研究をする必要があるのではないかと考えておりますが、現状においてどのような指導が行われているのかどうか、説明を願いたい。のと、死亡届をですね、20 年の 1 月に出しております、請求書は本年度におこっていると言うことでありますけれども、その間の事務処理が適正に行われているのかどうか、そのへんも説明を願いたいと思っております。

それと前回もお願いをしましたが、全額権利の放棄をするのがよろしいかですね、又その年数に応じて、段階的に個人の負担金も合わせて考える必要があるのではないかと私は思っているところでもありますけれども、基金がありますので、基金の維持を図る意味からですね。その段階を、その状況に応じて、個人の負担金と言うのも考える必要があるのではないかと考えておりますので、そこらの説明を願います。

#### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

#### ○経済課長（松下賢次君）

まず、妊娠時における死亡の件でございますけど、最近はほとんどもう人工授精というかたちでなっておりますので、妊娠した場合は早めに飼育外するような形をとっているようなかたちでございますけど、この死亡したのはほとんど初産といたしますか、初めての出産なものですから、なかなかその、二産、三産になれば、まともに行くんですけど、なかなか初産なものですから、その出産時における事故等がおきてしまうと。

そういう時は、なるべく早めに獣医師に連絡を取ってですね、そういう処理の仕方とか処置の仕方を連絡を取り合いながらうまく出産させようとやっていますけど、初産なものですから、なかなか厳しいところであります。

それから 5 年後の事務処理でございます。このころは丁度会計検査とかそういうのが入ってですね、本人、そのころの担当の本人そのものは改良センターのほうには連絡をとって、死亡の報告はしているようであったんですけど、相当な飼育者がいるものですから、毎年毎年その年の初めにですね、これは 5 年後の償還なものですから、5 年後の償還でもって請求を送ったときに、このものはもう既に死亡していますよということで、うちのほうも慌てて、今までのその書類を調べたところが、確かに書類は上がっていたと。その後の事務処理がうまくなされていなかったと。権利の放棄なりそういうのをちゃんと議会に報告せんないかんかったのをおろそかになつたということでございます。

それから、その全額をまた権利の放棄した全額を放棄するかと言うことでございますけど、まだ一産もしてないものですから、今までの飼育代とかそういうのもあります。

また役場、村としても、ただ単に半分にするとか、3分の1にするとかいうのも、畜産組合の畜産組合長会議あたりでちゃんともんで、今後のあり方を検討するべきではないかと思っています。

先月もそういうことを言われたんですけど、まだその後、畜産組合とかそういうのもまだ開いておりませんし、そういうのでやっぱり協議をして決定をしていきたいと思っています。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

事故もですね、いろんな牧場内での事故とか、事故死とかですね、ガスダマリとかですね、あるんですけど、やはり生産者ですね、飼育者の側ですね、過失も私は何らかあるんじゃないかならうかと思っています。

ですから、そこら辺ですね、今一度ですよ、もう一度、出産とかですね、そういう初産ですね、適当な飼育の方法のありかとかですね、そういうのをやっぱり勉強をされてですね、もう少し事故を減らしていく方法を考えて欲しいと思っています。

2点目の事務処理なんですけれども、事務処理が遅かったと。

そこら辺の過去においてもですね、何回もあるんですね。そういう事務処理がですね。人為的な要因もありますけれども、やっぱり農家の財産を預かっているわけですけど、台帳は適切な事務処理方法を徹底を図っていただきたいと思っています。

3点目の償還の満額、権利の放棄をするということでもありますけど、早急に組合長会議とかですね、そういう会議を開催しまして、その辺の対応を図っていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

出産における今までこういう事例が起こっているわけですので、今後又出産についての注意事項というんですかね、留意事項というんですかね。そういうのを各農家さんに学習させるように又うちの獣医師さんを通じて今後の事故がおきないように努めていきたいと思っています。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

2点目の、事務処理の問題。担当が事務処理が悪かったと言うことで済まされるような問題じゃないですから。その辺の毎回毎回そういうのがいっぱい出てくるんですよ。ですからそのへんを今一度点検をしまして、次回からこういうことがないように、遅れがないように事務処理の徹底を要望をしておきます。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第67号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、議案第 67 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 9 議案第 68 号 権利の放棄についての件（特定離島：貸付牛）

○議長（日高通君）

日程第 9、議案第 68 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 68 号について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、権利の放棄についてでございます。

権利の内容でございますが、平成 18 年度特定離島ふるさと起こし推進事業における貸付牛の金銭債権を放棄しようとするものでありまして、放棄を受ける者は、議案書のとおりであります。

権利放棄額につきましては、467,250 円であります。

放棄の時期は議会の議決日であります。

放棄の理由といたしましては、平成 18 年 8 月 21 日、特定離島ふるさと起こし推進事業により、肉用繁殖牛として飼育管理を行っておりましたが、平成 20 年 2 月 19 日急性鼓脹症を起こし、獣医師の指示を受け治療を行いましたが、翌日衰弱死したものであります。

飼育管理については適正に行っておりましたが、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額 467,250 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によって提案をするものであります。

今回の議案提出となりました経過につきましては、本年度償還牛の請求を同氏に行ったところ、平成 20 年 2 月 20 日すでに死亡し、届出も提出されてあることから、調査した結果確認が出来て、今回の議案提出となっております。提出が遅れましたことにつきまして、お詫びをいたしたいと思っております。資料につきましては、死亡牛の届出表、個体識別情報、現認書を添付致してございますので、参考としていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 68 号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 9、議案第 68 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 10 議案第 69 号 権利の放棄についての件（特定離島：貸付牛）

○議長（日高通君）

日程第 10、議案第 69 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 69 号の説明をいたします。

本案につきましても、権利の放棄でございます。

権利の内容につきましては、平成 19 年度特定離島ふるさと興し推進事業における貸付牛の金銭債権を放棄するもので、放棄を受ける者につきましては、議案書のとおりでございます。

権利放棄額は 508,200 円であります。

放棄の時期は議会の議決日であります。

放棄の理由といたしまして、平成 19 年 7 月 6 日特定離島ふるさとおこし推進事業により、肉用繁殖牛として飼養管理を行っていましたが、平成 20 年 8 月 19 日分娩の兆候が始まりましたけれども、胎児の搬出状態が悪く、引きだすことが出来ず、長時間による分娩時の力みにより、母子ともに平成 20 年 8 月 20 日衰弱死しました。

飼養管理につきましては、適正に行っており、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額 508,200 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

今回の議案提出となりました経過につきましては、本年度償還牛の請求を同氏に行ったところ、平成 20 年 8 月 20 日既に死亡し、届出も提出されてあることから、調査した結果確認が出来、今回の議案提出となりました。提出が遅れましたことについてお詫びを申し上げます。

資料として死亡牛の届出表、個体識別情報、現認書を添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この只今可決されました 68～9、7 ですか。7～9 号にかけての権利の放棄。これにつきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業の中での借り入れということですが、基本的に村のここで議会で可決されて、そして、本来であれば県のほうへ償還すべきものですね。そうすると、只今説明がありましたように、事務処理上の遅れと手続き等のつまづきによって、県のほうはそう簡単に認めてもらえるのかどうかというのが一点。

それから、過去においての、特別導入事業の基金積み立ての中での貸付の権利の放棄というようなことがあって、基金が減っていく。そういう状況を避けるために、ある面ではその共済制度の取り組みということで先般、そういう私が質問した経緯があったんですが、その点については、勿論うちの村の獣医師が各島に居ない。あるいはこの先程も話が出てました初産の事故が多いというのが、ある面では、家畜衛生補助員の研修等徹底されて、分娩時のあり方等の指示を研修を重ねてい

くことによって、また違いが出てくるのかなど。ただ、帝王切開等につきましては、医者がいないと言うことが絶対的なことなんでしょうと思うんですね。

そこらへんもいろいろ問題はあるんですが、何らかの形で共済制度への取り組み等は、質問した後の、なんと申しますか、協議、あるいは調べあたりはどのようになっているのかなどという思いがしてるんですが、なかなか先へ進まないことなのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

特定離島のほうは、本年度当初予算で 18 年度のやつは当初予算で県に返すためのお金はこちらのほうで既に歳出をする準備をしております。

そして、それを県にすべて返して、そのあと今度はその肥育農家から歳入と言うかたちで受け入れる予定でおったんですけど、先程申し上げた 18 年度のやつは、その歳入が無いということになりまして、今 69 号でありました、19 年度特定離島、これは 23 年度に返す予定でございます。それをもって、県のほうにもすでに報告をしましたので、それならもうすぐ返してくださいというふうに来ていますので、今度の 9 月補正の歳出で県に返すように、予算の手続きをとっております。それはあとで補正予算の時に説明を致します。

先程の共済制度でございます。早速 6 月に議員のほうからそういう指摘があったもんですから、共済制度そのものがかかれないかと言うふうで話したところ、共済制度は無理だと。とにかく離島であると。医者も常駐していないから、どういう経緯で死亡したかわからないと。一頭あたり、大体どれぐらいの掛け金が必要になるのかなどというふうにして、話もしてはいますが、まだその掛け金そのもののお金の算出がまだ上がってきておりません。どのくらいかかると言うのは。一応は話はしてありますが、通常の内地なんかと比べると、もう大分高くなるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

これよりしばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、議案第 69 号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 10、議案第 69 号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## △日程第 11 議案第 70 号 動産の買入れについての件

### ○議長（日高通君）

日程第 11、議案第 70 号、動産の買入れについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第 70 号について、ご説明を申し上げます。

本案については、動産の買入れについてでございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成 23 年度特定離島ふるさとおこし推進事業、畜産振興施設において、住友建機製油圧ショベル、バスケット容量 0.50 m<sup>3</sup>級 1 台。アグリパートナー宮崎製、ブッシュチョッパー刈幅 1.95m 級 1 台の物品購入契約についてでございます。

入札の方法につきましては、平成 23 年 8 月 29 日電子入札による指名競争入札で執行いたしております。入札の結果は、お手元に配布いたしております資料のとおり、株式会社ニットク、代表取締役、江夏洋と平成 23 年 8 月 31 日付けで、19,110,000 円で仮契約を締結いたしております。納入期間は契約発行の日から平成 23 年 12 月 27 日を予定してございます。

参考資料として、物品売買契約書等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

### ○1 番（日高助廣君）

今回バックホーとブッシュチョッパーを 1 台ずつ買入れということですが、非常にですね、この入札の結果等を見ますと、違和感を感じております。といいますのは、入札のですね、指名業者が 2 社だけの入札であります。これの経緯についての説明を願いたい。並びにですね、前回の買入れ時のですね、入札結果の資料を議長を通じて要求を行います。

### ○議長（日高通君）

只今、日高助廣議員により、前回の入札執行結果による資料の要求がありました。経済課長のほうで準備を願いたいと思います。

経済課長、松下賢次君。

### ○経済課長（松下賢次君）

只今準備いたしますので。

皆さんお手元にお配りしてあるかと思えます。これが前回 22 年度の特定離島ふるさとおこし推進事業で指名しました業者で、6 社指名しております。

そして今回皆さんにお配りしている資料のほうに 2 社ということになっておりますけど、今回から本格的に電子入札を導入いたしました。

そして、今回も前回と同じようにこの 6 社に連絡を取りまして、電子入札は可能ですかと聞いたところが、今皆さんに 70 号資料でお配りしているこの 2 社だけが対応が出来ると。あと 4 社が出来ないということで、それなら、もう 2 社で、2 社以上は入札できますので、この 2 社で電子入札をしたわけでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

前はですね。6 社と言うことで、今回は 2 社だけの電子入札ですよ。で、行っておりますけれども、この 6 社の顔ぶれを見ますと、電子入札が出来ないような業者ではありませんよね。本当にこれ、出来ないんですかね。だったら、やっぱり、2 社おれば入札は出来るんですよ。ですけども、なんかこう違和感を感じますよね。2,000 万近くの商品を購入をするわけですから。公費で買うわけですよ。だったら、少しでも安くで買わないと公費がもったいないですよ。ですから、本当に適正な価格かどうかですね、私は違和感を感じます。

2 社だけの、まして、30 万ですよ。2,000 万の入札に対して、30 万しか変わりません。そのへんのですね。指名委員会の長である副村長に、まあそれが本当に正当であったかどうかですね。立場上の答弁を願います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

本村の入札形態を紙入札から電子入札に移行しております。そういう中でですね、前回 6 社指名をしました。その結果ですね。ほとんどの業者が辞退をしてくれているんです。なもんですから、前回も辞退をされているということで、かつ電子入札のシステムをまだとっていないと。とっている所だけでやろうということで、前回入札をしてくれた業者も含めてですね。2 社そうだったもんですから、そういう中で、じゃあ、辞退をされてもしょうがないと。指名しても辞退をされても意味が無いわけですから、そういうことで今回は 2 社あれば競争性は成り立つと言うことで、今回の 2 社の指名になったという経緯であります。

なるべく公正にですね。今後も。結構経費がかかるんだそうですよ。村のその電子入札の登録をするためにはですね。そういうことで、まだまだその準備が出来ていないんだらうと思いますけど、今後営業努力をしようとするれば、そういうところは多分電子入札のシステムを採用して来るんだらうと思いますが、そういう営業の意欲がないんじゃないかという判断も片一方で出来ます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

購入の会社等ですね。メーカーの代理店なんですよ。代理店を指名に入れるのか、果たしてメーカーそのものを入れるのか、村の判断はどっちなんですかね。できればメーカーを直接入札に入ってもらったほうが金額的にも抑えが出来るんですよ。この一番目の業者は何十年という本村との業務を取り扱っておりますけれども、メーカーのこれは代理店ですから、できればですね、メーカーさんを直接入札に入れてもらいたい。であればですね、疑われてもね、しょうがないんですよ、これ。ひもつきじゃありませんかと、メーカーにひもつきで入っているんじゃないかと言う感じも私は受けますよ。

ですから、そこら辺の指名業者の選定についてもですね、厳正なですね、やっぱり村の不利益を被らないように、少しでも村が有利に入札が出来る方法でやるべきだと思っておりますので、その辺の答弁を願います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今おっしゃるように、村の限られた財産で入札執行するわけですから、今おっしゃるような姿勢で臨むことは当然であります。

ただ、今、メーカーを指名すべきだという話もありますが、指名願いの中にメーカーが直接出てきていないんですよ。多分出してこないんだらうと思います。代理店を自分が指定しているわけですから。そういう業者側の都合もあるようだと思っておりますが、そういう中でですね、限られたそういう社会の仕組みの中で、いかに十島村が公正に執行していくかということは今おっしゃった、議員がおっしゃった姿勢で臨んでいるつもりでありますし、今までも指名委員会を開く時に、指名願いの中で、何故これを選ぶのかということですね、常に私のほうから担当職員に聞いて、や

っております。ただなかなかその業者、業種によっては多くの氏名願いが出ております。その中で絞り込んでいくと言うのは厳しい作業でもあるんですが、電子入札に変えたことで、大変事務量は少なくなってきておりますし、それから、その要するに事前に指名業者がお互いに分からないような形でやっていくことによって、従来言われていた談合みたいな話もですね、防げるようになっていくんじゃないかと、いう具合に思っております。いずれにしましても、限られた財源を執行するわけですから、議員がおっしゃったような姿勢でですね、指名にあたっては望んでいきたいと思っております。

○議長（日高通君）

日高助廣君の本件に対する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

申し訳ありませんけれども、もう1回だけ質問をします。

うちの村のですね、導入のですね、メーカーが、ほとんど農機具を除いてはですね、1社なんですよ。同じメーカーでずっと来ているんですよ。これはどうしてなのか。他にもメーカーさんはいっぱいあります。何で同じような特定のメーカーしか導入をしないのか。競争性が見受けられない。というのも私の考えでありますので、そこらへんの機具の購入する場合はどのような対応で臨むのかですね、また同じメーカーのやつを入れるのか。そういうのがやっぱり公平に行っているのかですね。住民から見た場合には何かおかしいんじゃないのかなというようなですね、メーカーさんもあるんなメーカーがありますから、そこら辺も考慮して適正な入札でお願いいたします。もう1回対応を答弁願います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今ご指摘の同一メーカーになっているという事実について、具体的に把握をしていませんが、結果としてそうなっているのかもしれないですね。ただですね。それは、少なくとも私共がその指名業者に示す仕様書は1つのメーカーを意識して、1つのメーカーしか適合しない仕様書を示しているわけではないと思っております。全てのほとんどの、村が必要とする機械器具の能力を示した仕様書で業者にお示しをしております。そういう中で業者が入札をして、その結果として今おっしゃったようなことになっているんだろうと思っておりますが、ただ使う村のほうでですね、それがその機械、持っているものでだめだということになれば、仕様書の段階でですね、そういうことを考えていかななくてはいけない。我々の、私がやっている、入札執行責任者としてやっている中においては、そういうものは公正に、平等にやっているつもりでありますし、今後もそういうことについてはですね、仕様書できちんと示しをすると。村が必要なものを求めるものだろうということだろうと思っております。その結果として入札の結果がそういう結果に表れたら、それはやむを得ないことだろうと言うふうに思います。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、審議の都合によってあらかじめ延長いたします。

しばらく休憩いたします。

## 休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ちょっと確認のために、決算の中で出てきますが、明後日ですか。それはそれでまた22年度の分についてお尋ねしますが、このあれを見たところだと3台同じものが今現在あるというふうに、いう理解で宜しいんでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい、そうです。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今この3台のこれはまだ決算のときに聞けば宜しいんですが、どこの島にあってですね、どういうふうに365日動いているのか。稼働率等も。

後日決算の時でも良いことはいいんですが、稼働率等わかればですね。問題は、これが4台も同じ機械がですよ、必要なかと言うふうに思います。

さっきも言ったように、何ヶ月間使って、おそらく私は感じでは3分の1、年内、4ヶ月連続にしてもですよ。4ヶ月に連続して使っているかどうか、ざっと計算でいいんですけれども、そういう状況じゃないかと思うんですが、どうしてもこれは必要なのか。それから宝島という話がありました。納入、これは納入場所になっていますが、さっき経済課長がこういうものが必要だということで、若干高くなったということでしたが、まずこのブッシュカッターをどういうふうにするのか、宝島ですね、活用するのか、計画等あがっていただければ示してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと表替えのほうに差し替えがあったものですから、そちらのほうに書いてあったんですけど、確か私のうろ覚えでは、中之島と平島と悪石島に今1台ずつ確かあったんじゃないかと思っています。やっぱり、今農業機械というのが小さいのが入っていますけど、これではどうしても畜産の牧場を牧野伐採なんかもなかなか人手が足りなくて出てこないものですから、そのブッシュカッターをつけてですね、竹を伐採するというふうに対応しております。この稼働率はその決算時の表で、どういうふうに動いているかと言うのはお示しすると思ひまして、コンマ5ですから、いろいろな作業なんかも使えます。大きいですから。悪石島においては、その畜産だけではなく、林道の住民による施工等、そういうのも使っております。でまた、もし、今公共事業等そういうのなんかもなくなりましたから、業者さんそのものも今大型機械等そのものは全部ひきあげております。で、島で災害とかそういうのが起こったときに、どうしても今の小さいやつじゃ、この作業そのものがさばけませんので土砂の排土をしたりとか、そういうのに対応しております。出来れば全島に1台ずつ送りたいという考えはあるんですけど、どうしてもやっぱり予算の都合上、その今回入れて4台ですけど、4台をまわしながらですね、使っていきたいと思っています。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

このブッシュカッターそのものは、3台、4台目になるんですかね。バックホーは同じ型でいいんですかね。という見方で。4台ですかね。今度入れると5台と。確かに経済課長が言われるように、

私のところも高齢者が多くなり、畜産そのものがもう本当に少人数になって 10 人を多分切っていると思うんですが、よく調べておりませんが、その中ではこういうものはどうしても効率的に作業を進めるといふ意味では必要だといふふうに考えます。でも、今確かに課長が言われるとおり、1 カ島に 1 つあれば、これは当然ね、助かると。自治会も組合も助かると。ですけどまあ、使われないものをね、まあ分かりませんが、悪石島の例ができましたけどもね、他に中之島に 2 台あるんですか。これ。1 台。中之島の場合も、この間入れた分についても、畜産と言われながら、違うほうに使ってますよね。これもほとんど全部費用を村がもっている。まあ、村長がさっきも行政報告の中もおっしゃっていました。農業をね、これからそういうあれしていくんだという中ではね。私も理解はそれはできます。しかしながら、かたや受益者負担、これ受益者負担はないんだと思うんですけども、あるのかちょっとわかりませんが、ないんですね。受益者負担は。ちょっともしあれだったら、确实なところ教えてください。かたや、そうやって、全額使っていると。中之島で実際この間、私達も施設に行ったわけですけど、そういう話もちらちらと、船の中でも聞きます。畜産として使ったものが違う所に使われていると。自分達が使えないと言うようなことも聞きますよ。そういったことと言えば、本当にどうなのかなと。あったほうがいいことは間違いないですよ。ね。課長が言うとおりね。いろんなことを想定した場合、便利だと思います。でもこれだけのお金をかけてですね。本当にこれが活用されているのか。私はそれがちょっと疑問だと思いますけど。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

特定離島ふるさとおこし推進事業、畜産振興施設というかたちでは購入はしていますが、これは村のバックホーでございますので、その畜産だけには限らず、たとえば中之島においては今度は災害とかそういうのがございました。それなんかの排土の利用とか、それから道路の災害等、そういうのにも活用しています。畜産一本で使用、利用しようとは思っていません。そういう災害があったときにはそういうのを優先的に使う計画であります。

○議長（日高通君）

平田傳義君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

どうせ決算審査に入りますし、ここに財産のほうで出ておりますので、その辺についてはまた詳細にできればお尋ねしたいと思いますので、以上で私は終わります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 11、議案第 70 号、動産の買入れについての件を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長

異議なしと認めます。  
従って、日程第 11、議案第 70 号、動産の買入れについての件は、原案のとおり可決することに決

定いたしました。

## △日程第12 議案第71号 十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件

### ○議長（日高通君）

日程第12、議案第71号、十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第71号について、ご説明を申し上げます。

本案は、十島村消防団条例の一部を改正する条例でございます。本村の消防団員の年齢基準についてですが、20歳以上60歳未満の者として規定されておりまして、60歳の誕生日をもって退職としているところであります。

しかし、現行の団員中16名のものが既に55歳以上、団員に占める割合は28%となっております。うち4名は60歳を超えている実態となっております。

ただ現行規定において、村長が特に必要と認める場合は、年限を超えて任用を延長することができるとしてありますけれども、分団長会議の意見や一部団員より、年齢基準等の見直しが認められているところでありまして、又年齢基準を拡大することによって地域の高齢化が進む現状から安定した団員確保に繋がることも考えられるところございまして、従いまして、今回の改正は、現行年齢の上限を5歳引き上げて65歳未満に改正しようとするものでございます。

新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

### ○1番（日高助廣君）

消防団員の年齢の引き上げでありますけれども、60歳を65歳ということで、改正でありますけど、本村においてもですね、高齢化もありですね、まあしかたがないのかなとは思っておりますけれども、現時点におきましての消防団員の平均年齢ですね、は何歳であるのか。と同時にですね、女性への男女共同参画の意味からですね。女性であっても元気な方もいらっしゃいます。男性に劣らないですね、健康な女性の皆さんもおりますけれども、そういう若い人たちのですね、雇用とかですね、そういうお考えも大事かなと思っております。

65歳をですね、限度としてですね、そのような高齢化が進んでおりますけれども、どのような急患搬送であるとかですね、遭難者の救助であるとか、消防団員の任務は、非常に厳しいわけでありましてけれども、できればですね、その、元気な女性もですね、登用をするべきではなからうかと考えておりますけれども、そのへんの考えを聞かせてもらいたいと思います。

### ○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

### ○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうのご質問ですけど、今本村の消防団員の定数は60名というかたちになっておりますけれども、現在は57名の団員ということで、平均年齢は45歳です。

この中でいま欠員状態にあるものが平島地区と悪石島地区ということでの欠員になっております。

この条例を65歳まで引き上げたとなった場合には、この欠員のものが埋まるという状況になるかと思っております。それから女性団員の加入の件ですけども、県下の中で15の自治体が女性団員を確保していることは聞いております。本村の分団長会議の中でも過去に団員の確保が厳しいとい

うことであれば、女性団員の確保ということを含めて検討すべきじゃないかという意見がございました。ただ、団員の一部の中に、例えば夜間の見回り、あるいはその山や海に隊員が出向くということになれば、女性としてのある程度制限というのもし出てくるから、そこは慎重に検討すべきではないだろうかというようなことで、現時点までは女性団員の団員への加入ということは、いまのところはつめてはいないということです。

先程申し上げた、他の自治体で 15 の市町が女性団員を確保しているということ等については、広報活動であるとか、あるいは火災時の後方支援というようなものに女性団員を活用しているということがされているみたいですが、本村のような離島の中で、ある程度ハードに活動する地域だとなかなか女性隊員を早々に団員の中に入れるというのは、もうしばらく検討が必要ではないかと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

女性ですね、登用ということでありまして、年数をおきますと高齢化が進んでまいりますよね。ですから、ある程度ですね、計画を立てまして、今後に対応が出来るようなですね、体制のとりかたも大事だと私は思っておりますので、その女性ですね、団員は確かに体力的なもの、それとまた夜間の対応とかね、ありますけど、女性に応じた仕事も私は出来るのではなかろうかと思っておりますので、そういうことも視野に入れ込んで対応を図ってもらいたいと思っております。以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議員が言われますようにですね、女性団員を排除するという考え方はとるべきではないと思えます。定数上の 60 名の定数枠の中で、今この年齢要件を 60 歳未満から 65 歳未満に引き上げることによって、ある程度そのカバーが出来るというようなことになっております。

今後団員の定数の見直しというようなときに、その女性団員の方のハード的なものは当然制限がでてくるでしょうから、ソフト的なもので女性団員の確保と、女性団員の加入ということ等は考えていくべきじゃないかと思えます。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、議案第 71 号、十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 12、議案第 71 号、十島村消防団条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## △日程第 13 議案第 72 号 十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定についての件

### ○議長（日高通君）

日程第 13、議案第 72 号、十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第 72 号についてご説明をもうしあげます。

本案につきましては、十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定でございます。まず、薬事法により、動物用の医薬品、医薬部外品、または医療機器の販売につきましては、医薬品等の製造販売業者、病院診療所もしくは飼育動物診療施設の解説者に対してのみが販売できる。家畜診療所を設置することで、適正かつ円滑に医薬品等の流通が行え、家畜の福祉家畜経営の安定による畜産振興を図りたいというものでございます。

まず、第 1 条の趣旨、第 2 条で設置、第 3 条で名称及び所在地、第 4 条で職員の構成、第 5 条で業務の内容、第 6 条で規則の委任を定めてございます。

第 3 条の名称及び所在地では、診療所の名称所在地、主な事業区域を定めてございます。第 5 条の業務の内容では、業務内容の 6 項目を定めてございます。

それから、第 6 条の規則の委任では、必要な事項は規則で定めるということで、規則への委任をしております。

それから、附則で施行日を平成 23 年 10 月 1 日からと定めております。

十島村家畜診療所施行規則を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

### ○1 番（日高助廣君）

家畜診療所の設置条例の案件でありますけれども、時期がですね、遅れたようなきらいがありますけれども、どうして設置が遅れたのか。どうして今回ですね、診療所の設置をするのか。条例の制定をするのかという案件につきまして、説明を願いたいと思っております。

2 点目にですね、条例を設置するにあたりまして、組合員さん、農家の皆さん方にですね、説明責任を果たしているのかですね、そこらを伺いたいと思います。

### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

### ○経済課長（松下賢次君）

診療所設置につきましては、本当に遅れてしまったというしかございません。何で今になって診療所を設置するかといいますと、最近になってですね、各個人の方がそれぞれに薬局屋に連絡していろいろな薬を取っていると。そういうのが先生の、獣医師の耳に入りまして、そうなるとその薬そのものがもし誤った使いかたをすれば全てそれが獣医師の責任になります。

だから、今回診療所を設置することにおいて、診療所を通さないことには薬品そのものを買えない。使えない。指示がないと使えないということになったわけでございます。

実際、いろいろ調べてみたら、相当な薬品が各農家さんに流れているということが判明しまして、急遽こういう診療所の設置条例を作ったわけでございます。

畜産組合のほうに、私は直接はまだ詳しくは聞いてませんが、この設置のこれにつきましては、畜産組合を通したかどうか、私は今のところは把握しておりませんが、畜産組合を通すこともな

いのではないかと。かえって重要なことですので、これは。その前の段階ですので、診療所みたいなものですから、と私は思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

条例を作るわけですから、一応やっぱり農家ですね、皆さん方に説明責任をただすべきだと私は思っています。

急遽診療所を設置しますよということで、今後はもう絶対に自分達では買うことは出来ませんよと。やっぱりその行政の説明が私は大事なかなと思っていますよ。

ですから、戸惑いの中にはあるんじゃないかなろうかと。いきなりですね、診療所をつくるんだから、あなたたちは自分勝手にとったら駄目ですよ。言うことは行政としていかなものかなと私は思っております。

そこら辺をですね、詳しく、近日中にですね。来月の 1 日からもう施行されるわけですから、組合長あたりにですね、広報なりしないと混乱をまねく場合もあるということをお願いしておきます。

最後ですね、附則にですね、当分の間別表に定める診療費等は徴収はしないということでありますけど、当分の間というのは、どれくらいを指しているのか説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

獣医師がですね、出張のたびに、今後診療所、そういうふう開設しまして、自由に出来ないということを今畜産農家からちょっと聞きましたので、それは出張員等に話してるそうでございます。

今、薬品会社のほうにも連絡を取りまして、個人からのそういう連絡が来た場合には必ず自分のほうを通してくれと。薬品会社のほうには通達しております。

今、10 月 1 日から施行されるわけですから、又今までやってたその行為は出来ない旨は、各島の畜産組合長あてに文書では流そうと思っています。

附則でもって、ここに当分の間は、別表に定める診療費等は徴収せず、診療に伴う医薬品等に係る費用を徴収することとあります。

また、今のうちの場合は、当分の間ですので、これはもうすぐ 1 年とか 2 年とか、そういう話ではないです。

今、衛生士ですか。衛生士をお願いしてやっているわけですので、まだそれが徹底されないことから、当分の間ということで、まだ 1~2 年まだ先の徴収はしないということでございます。あくまでも当分の間でございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

農家ですね、みなさんへの説明なんですけれども、周知徹底なんですけれども、本当に行っているんですか。組合員さんもここにいらっしやいますけれども、本当にやっていけば、結構なことなんですけども、いきなりですね、条例をぱんと持ってこられて、やってもらってもまた戸惑いがあるんですよ。農家の皆さんもね。間違いがなければ納得しますけど、ないのであれば、私は納得が出来ないんですよ。本当にやっているのか、獣医師さんに確かめてください。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます  
ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 13、議案第 72 号、十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定についての件を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。  
従って、日程第 13、議案第 72 号、十島村家畜診療所設置に関する条例を制定する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。  
明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。  
ご苦労様でした。

9月27日（火）

## △開議宣告

### ○議長（日高通君）

おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

## △日程報告

### ○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりとします。

### △日程第1 議案第73号 平成23年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件

### ○議長（日高通君）

日程第1、議案第73号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

議案第73号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村一般会計補正予算（第2号）でございます

まず2ページの予算の総額ですけれども、一般会計補正予算（第2号）は、記載のとおり168,988千円を歳入歳出それぞれ追加を致しまして、補正後の総額が3,102,183千円となるものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、本年5月下旬、本村付近を通過いたしました台風2号の大雨で被災した道路災害の復旧費、あるいは本土復帰60周年記念式典等の経費が主なものとなっております。

また、本年度村政座談会での要望の急ぐ事業を計上しております。

それでは10ページから順を追ってご説明を致します。

まず10ページの歳入でありますけれども、村税につきましては6,972千円の増額となっております。これは本年度の個人住民税と固定資産税の確定によるものであります。

次に地方譲与税につきましては、既に廃止となっているわけですけれども、国から小額の交付金通知があることから1千円を計上しております。

それから、地方交付税につきましては、今回の歳出予算に伴う財源として、普通交付税を63,632千円計上しております。この計上額による本年度の普通交付税、交付予定額の全額が予算化することとなります。

次に分担金及び負担金で4,434千円を増額しておりますが、現在鹿児島県後期高齢者医療広域連合に職員を3年間の予定で派遣をしておりますが、その人件費を同連合会が負担することから、財源措置を行ったものであります。

次に国庫補助、国庫支出金でありますけれども、38,114千円を増額してございます。主なものにつきましては、災害復旧費国庫負担金で、林道口之島線1号及び2号箇所と11ページの中之島南廻線が、台風2号の大雨で被災をしております、4月及び8月に国の災害査定を終えて、復旧費が

5,496千円。補助率で65%と28,461千円、補助率80%で確定したために、予算化するものであります。

また、総務費国庫補助金の4,138千円につきましては、口之島向けの地上デジタル放送用の鉄塔整備費等の概算補助金額が決まったことから、計上をしております。

次に11ページですが、県支出金は10,708千円を増額してございます。

主なものにつきましては、現在宝島で進めております小規模多機能居宅介護類似事業の財源として、社会福祉補助金で重点分野雇用創造事業の基金7,028千円を活用するものであります。

それから、老人福祉費につきましては、介護施設建設に伴う敷地造成費を県の地域振興事業の補助内示が得られておりますことから、事業費の2分の1補助、2,250千円を見込んでおります。

また、本村における介護保険適用サービス移行へのあり方を検討するために、地域支え合い事業、県経由の国庫事業ですけれども、これを活用するということで6,938千円を計上してございます。

次に農林水産業費の補助金の減額につきましては、重点分野雇用創出事業の当初充当見込み過大が影響しております。

それから、土木費の補助金の3,577千円につきましては、先の6月議会で中之島地区の湧水対策及び排水対策を予算化したところでございますが、この事業が県の地域振興事業として採択されたことから、財源のみの補正となっております。

それから、12ページの財産収入につきましては、1千円の補正費となっておりますが、積立基金利子収入として、トカラふるさと基金分を頭出しで計上するものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金25,000千円を取り崩して、今回の歳出予算の財源とするものでございます。

諸収入は2,336千円を増額してございます。

産業振興資金の延滞金として78千円を計上しております。

それから、建物災害保険金1,192千円は、口之島冷凍コンテナ電源設備と中之島船揚場の水銀灯が台風被災災害を受けたもので、保険処理で実施するものであります。

それから、農林水産業費雑入の929千円につきましては、県有貸付牛の死亡報告がなされなかったものを個人に請求するもので、また商工費雑入は、悪石島温泉改修工事の受益者負担分を計上したものであります。

次に村債につきましては、17,790千円を増額となっております。辺地対策債の2,100千円は、口之島地上デジタル放送の鉄塔整備に伴う村負担分を計上するものでございます。

また本年度の臨時財政対策債が確定したことから、6,300千円を増額しております。

次は13ページの現年補助災害復旧事業債の9,300千円につきましては、中之島の村道及び口之島の林道災害の補助裏分を充当することから、予算措置をしております。

次に14ページの歳出にうつります。

歳出関係は14ページから32ページでございますが、まず14ページの議会費でありますけれども、議会費は633千円を増額しております。

これは、国会議員の村内視察や本土復帰60周年記念式典等の議員費用弁償とワイヤレスマイク購入費の経費を計上したものであります。

総務費については23,700千円を増額してございます。主なものは、財産管理費の委託料、998千円。現在本村のホームページに気象情報システムとして、各島の雨量、気圧、風向等の情報を出しておりますが、その情報間隔が30分間隔となっております。村内で災害が発生した場合の災害実態資料として、使いづらいつの指摘等から、気象庁と同じ10分間隔に変更するための改修経費を見込むものでございます。

次に、公有財産の管理費の土地購入費につきましては、宝島地区の所有者2名の方から、宅地並びに建物を購入するために2,621千円を計上するものであります。

次に、14ページから17ページの企画費の費目に復帰60周年記念関係事業経費として、11月3日の式典及びおはら祭り参加や、臥蛇島離島40周年記念事業経費が10,756千円計上されております。

式典への住民参加は、昨日も申し上げましたように150名を見込み、うちおはら祭りに70名が予定されております。

また、来年の2月4日の、本土復帰記念日には、各島で植樹祭も計画をしようとしております。

それから、臥蛇島の40周年記念事業につきましては、本番を来月21日出港便で出身者概ね30名の

参加で計画をしております。その前に事前調査も計画しております。

次に 17 ページの負担金補助交付金の 9,200 千円につきましては、口之島向け地上デジタル放送用の鉄塔整備の負担金と同整備に伴い、口之島共聴施設の一部改修に伴う口之島共聴施設組合負担分を村が補助するものとして計上してございます。

戸籍住民基本台帳費の 252 千円につきましては、戸籍総合システム保守点検料の平成 24 年 1 月から 3 月分を見込むものであります。

それから民生費につきましては、11,648 千円を増額してございます。主なものは 18 ページの委託料で、歳入でも説明を申し上げましたとおり、地域支え合い事業を活用して介護保険適用サービス移行への体制作りを現在の小規模多機能運営事業者に委託するものであります。

また、重点分野雇用創造事業の基金事業を活用して、小規模多機能類似事業を継続しようとするものであります。

19 ページの負担金補助交付金の 1,670 千円につきましては、定住対策促進事業の転入費用助成、出生による生活資金交付と出生による国保会計への繰出分を計上しております。

また、社会福祉総務費の中に、今年度整備予定の介護施設建築に伴う敷地造成費を 5,000 千円計上してございます。

それから、次は衛生費になりますが、10,781 千円を増額してございます。主なものは、20 ページの保健衛生総務費の繰出金で簡易水道特別会計の財源支援として、9,086 千円を計上してございます。

次に 21 ページの塵芥処理費で悪石島の生ゴミ処理機の修繕を運搬費も含めて 804 千円、また本年度予定しておりますゴミリサイクル研修を志布志市方面に本年 11 月中旬に住民 23 名の参加で計画をしております。そのバス借上げ料等旅費の不足分を増額したものであります。

し尿処理費の増額は、バキューム車の車検経費等を計上しております。

次に農林水産業費ですが、26,465 千円を増額してございます。主なものは 21 ページから 22 ページの農業振興費の工事請負費について、中之島の元ヤギ飼育舎を一部改修を致しまして、村の農業機械格納庫として活用するために、9,523 千円を計上してございます。

それから原材料費で、中之島の農業近代化施設に育苗用のハウスの新設と、小宝島の農業用水の不足解消対策として、山の上の天水を利用するために、塩ビ管等の材料費を見込んでおります。

負担金、補助交付金では、農業機械導入による補助金と共同牛舎改修に要する補助金を 1,282 千円計上してございます。

それから、畜産業費の需用費で、本年度から 3 年間でダニ撲滅対策として、ダニ駆除剤を村支援で勧めているわけではありますが、牛 1 頭あたり当初 40cc で計画した薬剤につきましては、実際は 60cc 必要とのことから、その不足分 2,962 千円を計上追加しているものであります。

それから、23 ページになりますけれども、原材料費 2,264 千円につきましては、口之島地区牧場の伸縮ゲートと、それからスタンションの増設と、村単独草地開発事業での有刺鉄線、鉄柱の数量算定誤りによる補正を行っております。

また、償還金、利子及び割引料の 1,438 千円につきましては、19 年度特定離島貸付牛の死亡事故未報告分の償還分であります。

水産業振興費の負担金、補助交付金は、口之島ならびに諏訪之瀬島地区製氷施設の電気系統の故障修繕に伴う補助金。それから、中之島漁業協同組合のステンドラム缶導入に対する補助金、宝島水産加工組合の加工施設整備の補助金をそれぞれ見込んでおります。

24 ページからの商工費につきましては、5,568 千円を増額してございますが、主なものとして賃金、役務費、及び原材料費で諏訪之瀬島のキャンプ場の進入道路舗装事業を地元施工で進めるとして、4,062 千円。また宝島の海水浴場の植栽整備として、賃金を 119 千円計上してございます。

25 ページの工事請負費では、悪石島湯泊温泉のエアリフト用コンプレッサーの取替事業を 689 千円、ななしま 2 の衛星型 SOS 発信機の取替工事 441 千円を計上しております。

また、原材料費では、宝島温泉の畳購入と口之島セラマ温泉の旧電柱からの電線引き込み機材の材料費を計上したものであります。

次に土木費ですが、25,962 千円を増額してございます。主なものは 25 ページの道路維持費の委託料で悪石島海岸線において、落石が頻繁に発生することから、その補修対策の調査設計費を 1,365 千円組み込んでおります。

また、道路台帳整備として、諏訪之瀬島地区の未認定道路 3 箇所を村道として認定管理するために

3,500千円を見込んでおります。

工事請負費では口之島並びに中之島地区の集落内の道路補修等経費6,406千円を計上しております。それから、27ページの港湾管理費の工事請負費であります。前年度からの繰越事業で進めております南之浜港船揚施設整備で高潮被害を防ぐために一部工法等を変更しまして、9,372千円を増額しております。

又、同港に航路標識等の新設として、原材料で255千円を見込んでおります。

港湾建設費は小宝島港の整備に伴い、設計委託を発注するために、予算組替えを行うものでございます。

それから、住宅管理費の28ページの工事請負費で4,482千円につきましては、平島地区村営住宅と同団地周辺側溝の高さが同じレベル状態にありまして、また大雨時には上層部からの大量の流水が流れ込む側溝の機能をなしていないために、改修を予定するものであります。

それから、消防費は1,993千円を増額となっております。需用費、消耗品費で182千円を計上しておりますが、これはヘリポート境界灯周辺が頻りに雑草で生い茂るため、各島消防分団長からの安定的な管理面を求める意見が強いことから、境界灯周辺をセメント舗装する材料費を計上したものであります。

また備品購入費では、非常用の連絡対策といたしまして、衛星携帯電話を各島に1台ずつ配備しようとするものであります。

教育費については、1,054千円を増額してございます。主なものは29ページの原材料で、教員住宅3棟、宝島、小宝島の浄化槽ブロワーの購入費141千円。それから小学校管理費の委託料で宝島、小宝島の校舎が漏電指摘をうけておりますことから、その調査費448千円。30ページの社会教育総務費で宝島に配備中のスチールドラムのスティックやチューニング経費492千円をそれぞれ計上してございます。

31ページから災害復旧費につきましては、補助林道災害復旧分として、林道口之島線1号、2号箇所への復旧費8,458千円を補助内示額で計上したものであります。

単独林道災害につきましては、補助対象にもれた口之島地区2ヶ所を2,395千円で見込んでおります。

公共土木災害は、村道中之島の南廻線の復旧費として、35,577千円を補助内示額で計上してございます。

31ページから32ページの単独公共土木災害は32ページの記載のとおり、諏訪之瀬島元浦港と学校間の道路法面が一部崩壊している部分の保護、それから南之浜港漁船溜入口に土砂が堆積して、漁船の出入りに支障が出ていることから、土砂の撤去。それから、口之島共同住宅裏の法面保護工、口之島冷凍庫コンテナ電源改修、中之島旧岸壁水銀灯改修を12,031千円の予算で見込んでおります。

予備費は2,486千円を増額してございます。

次に、7ページの第5表。地方債の補正につきましては、歳入の村債で説明を申し上げたとおり、辺地対策事業債、臨時財政対策債、現年補助災害復旧事業債をそれぞれ増額をしております。補正後の地方債総額は290,800千円となるものでございます。以上で、説明を終わります。

#### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

#### ○5番（平田傳義君）

まず一点目ですね。

昨日の村長の報告の中では、台風15号の災害については、多分触れられてなかったと思いますが、どこの島も災害がなかったのか。

私は直接、個人的にはお話をしましたが、そういうものがあがってきているのか、まず一点お聞かせください。

それから、介護、歳出のほうからですが、介護をいよいよ寄附をいただいて、大久保さんの寄付をいただいてですね、今年度中3月までに完成したいと希望のようでありまして、島としても待ちに待っているところであります。

なんとかこうして、段階的にですね、敷地等の整備もするということのようにですが、住民課長の方

でどういう形状をこの敷地について考えているのか。また建築計画書等がもう出来ているならば、お示しいただければというふうに思います。

まずその形状については、島にいる人、敷根村長はある程度ご存知かもしれませんが、あそこは非常に昔の話ですけれども、水がたくさん集まる場所でありました。今はかなり配水も良くなって、あんまりそういうアレはないんですが、多少いろいろ考えているのではないかと思いますので、その辺現時点での考えを説明していただければというふうに思います。

それから、この宅地を2件宝島で買うということですが、現状のままでなんか、なんでしようか、改装等々してやっていくのか。どういうふうに使おうとしているのか、今計画があれば教えてください。と申しますのは、もうご存知かと思えます。総務課長にも少し話をしたところでしたが、1人はもう既に2ヶ月ですか、村の助成を受けて、この方も宮崎だったと思えますが3ヶ月間ということで、島に来ております。ところがもう定住するんだということをハッキリ我々にも、この間ちょうど老人会でいろいろ話を、みんなのところで話をしたところでしたけれども、定住するということを決めたようですが、ご承知のとおり子どもさんが1人、3人家族のちょっと三間ほどある部屋ではありますが、そこに同居をしております。

なんとかこれを早くしてやらないとと、ということで非常にこの対応がちょっと遅いのかなど。毎回のように、この、なんか待機する住宅が必要だということを最近各議員が本会議の中で言っていると思えますが、勿論財政等々伴うものでなかなかそう思うようにいかないことはよく分かります。

が、空き地、宝島については空き地もいくらでもあります。

私は、話をしたところでしたが、仮の何と言うんですか、プレハブ。プレハブと言わないで、何ですか、住宅用の宝島にもあるんですが、平成5年の時に家が倒れて作った住宅があるんですね。これなんかは今でもしっかりしています。ああいうものであればね、おそらく私は十分使えるんじゃないかと思うんですよ。

この方がこの家をどうしていくのか分かりませんが、改修して、その人が住むようにしてくれるのか。それからもう1人、9月末ですか、3名で来ると。これは一応住宅があるようですが、この家を住まわれるように出来るのかどうなのか。またその他に考えがあるのか、説明願います。

介護のほうは、課長のほうで、もしそういう図面があれば、ちょっとどういうふうなもの出来るのか、お願いします。

それから大籠海水浴場の植え込みが出ております。これも総務課長とは個人的に話をしたんですが、私はちょっと考えがありまして、元の水道施設、これをどうされるのか。廃止なら廃止で、使わないなら使わないで結構なんですけど、もしかすると座談会でも要望が出ているのかもわかりませんが、もし廃止となれば、再利用出来るものがありますので、村の考え、現時点であるならば是非示して、またなければいつまでにどうするということも明確にできれば、答弁願いたいと思えます。

それから、温泉。申し訳ありません、宝島のことで、畳ということですが、ボイラーについて4月27日だったと思えます。検針の際に業者さんが2名来て、水漏れがひどいので修理をしたという中で、私も直接話をさせていただいたんですが、海水用ではないと。このボイラーが海水用ではないと。海水用ではないと。ボイラーがですね。水用だと。平島は海水用を使っていると、そういう説明を受けたんです。何故そういうものが入ったのかというのがちょっと分かりませんが、未だにですね、水漏れ、勿論自治会長の方から来ていると思えますが、非常にやっぱりかなりの水が私は上がってくることをみてまいりましたが、かなりの水が漏水をしているところです。

機械と言うのは、やっぱりそういう故障がおきれば、次々に電気系統起こりますのでね、何か考えがあるなら、対策を考えているのならば説明を願います。

それから、台風15号のことなんですが、経済課長のほうには来ていますかね。こういうの来てます。これのことなんですが、私実は業者さんには聞いたんですが、ちょっと工法が、こういうものらしいんですけどもね、全部去年何月でしたかね。7~80万借りたらしいんですが、補修したところが、どんどんどんどん劣化してきているんですが、係の人は見て知っているということでしたが、この災害についてはどうするのか、ちょっと考えがあったら。

#### ○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

#### ○総務課長（肥後政司君）

まずは1点目のほうの台風災害、15号台風災害の報告の件でございますけれども、基本的に台風災

害なり、各種災害が発生した場合には、窓口で取りまとめるのは総務課のほうの消防担当のほうでまとめております。

それで、質問の 15 号台風での被害報告については、私のところに来ておりません。なかったんだろうということだと思っておったわけなんですけれども、昨日議員のほうから、「宝島のほうの集出荷場のほうが被害を受けているよ」と、「これはどうするのよ」ということで聞きましたので、早速担当のほうに確認したら、担当のほうもあやふやと言いますか、報告をしっかりとものを受けていなかったということは聞いております。

それから、この施設につきましては、今年度の 2 号台風だったかと思うんですが、あるいはその 8 月時期の台風だったかと思うんですが、一部壁が被災をうけたということは聞いておりますけれども、今回みたいな大幅に屋根のほうに飛ばされたということは、全く昨日初めて聞いたような状態でした。

それから、2 点目のほうの財産管理費の計上の土地購入の関係でございますけれども、14 ページですかね、ここに土地購入ということで、土地・家を購入するということで宝島の 2 件の方からその話を今進めているわけなんですけれども、1 件のほうは最近まで人が住んでいたということと、もう 1 つの 1 件のほうにつきましては、その過去に住んでおいて、外見を見る中では使えるんじゃないかということで話がありましたので、村のほうで空家対策として利活用するかということ調査をしております。

ただ、この空き家の利活用をする中で、今年度国土交通省のほうの財源を補助を受けて、概ね 16 棟くらい、今年度国庫事業で進めるという中で、計画しているわけなんですけれども、国のほうから申請は出しているものの内示がまだ届かないということで、工事のほうにはまだ着手できないという状況です。

ご指摘のようになりかなり空き家の対策が進まないということで、議会のほうからも、また地元のほうの自治会あたりからもかなり指摘を受けております。出来るだけ早く動こうということで、職員にも指示を出しているわけなんですけれども、国庫補助というのが絡むということがある関係からして、現在までちょっとそういう状況が続いているというような状況になっております。

それから、もうひとつ、所管は経済課になろうかと思っておりますけれども、議員の方から質問の大籠海水浴場の水の水源の関係でございます。

これはご承知のとおり、大籠海水浴場のレクリエーション一帯に地下水をポンプアップして、山側のほうに 5 トンタンクのタンクを抱えていると。ところが、その渇水期、冬場の渇水期には、その水が枯れるということで、安定的に水の管理というのが出来ないということで、集落のほうから水を引き込んで、現時点では使用されていないということを聞いております。

せっかくああいう設備を十数年前にしておきまして、水のある程度多い時期には使えるということが確認されておりますので、私個人とすればあの施設そのものは活用すべきじゃないかと思っております。

ただ詳細に、現在の水担当の者と、あるいはその観光を担当する者との詳細のつめをしておりますので、出来るだけ早く村の方向性を示すべきじゃないかと思っております。以上です。

#### ○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

#### ○住民課長（久保源一郎君）

介護基盤整備のことでございますが、予算書のほうでは 19 ページと 20 ページのところに載っていると思います。

まず、本年度の介護施設の分につきましては、現在 8 月に入札をしまして、実施設計に入っております。その最終案は今月末になると思うんですが、それまでの分である程度発注しまして、実施設計を発注しましてから、いろいろ意見等がありまして、中身が若干当初の基本からすると変わっております。

それ等の部分では概算ではございますが、正式な部分ではございませんけど、こういった形の建物になるという図面はありますので、後でお示ししたいと思います。

それと併せまして、建物本体はこのように今進んでおりますが、敷地、譲ってもらいました敷地のことでございます。

そこに、譲ってもらった土地の中に建物がございまして、ですから、まずこの解体工事が必要になってくるということ。それから、現地の状況が周りの道路よりも沈んで下がっているという状況、それ

から配水の関係、これ等が係わってきます。

それで、今回補正をしました部分では、県の地域振興事業、二次要望分を内示を受けました。総事業費 4,500 千円ということで、内示を受けております。このうちに解体工事及び敷地のかさあげ、それと現場におけます外構工事等を考えて、今回補正しております。

方法としまして、解体工事につきましては、地元からの要望もございまして、地元で何らかのお手伝いをしたいということもありまして、今回賃金等で対応しまして、直営で地元のほうにお願いをしたいと考えております。

いろいろダンプとか、重機とか、そういったものの手配が必要かと思っております。現時点で考えられる部分で今回補正を予算を組んでおりますけれども、若干の変更も出てくるかもしれません。

それは今地元と話をしまして、方法なり、責任者等の部分もですね、決めていきたいと。ある程度お話は進んでいると思っております。

それから外構工事でございます。これにつきましては、本体との工事との絡みもございしますが、現敷地のかさあげ後に境界の区別等をつけますので、排水につきましては、全て現在本道であります学校へ通じる 4メートル道路の本道のほうの側溝、大きな側溝がございしますが、そちらのほうに配水は考えると。それと、隣との敷地の部分につきましては、フェンス及びかさあげに伴う L 字工の擁壁を考えております。

それで、一応土地の排水関係の分はですね、考えていると。

それと道路との境界、これ等はちょっと苦勞しておるんですが、一箇所車の進入口。それとちょうど角地に当たる部分につきましては交通の安全を考えた部分で、隅切りを実施したり、それから手すり等を考えております。なるべく明るく、どこからでも、誰でも入れる形での外構工事を考えております。

これ等につきましては、この補正の終了後、設計委託の部分ですね、実施しまして、大体、工事期間中の今年度末、建物と同じ並行のかたちで発注をかけたいと思っております。

#### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

#### ○経済課長（松下賢次君）

先程温泉施設の件で質問がございましたけど、漏水ということは今ちょっと聞いたものですから、漏水があるのであればですね、業者さんに連絡しまして、調査して、どのような対策が良いか、業者さんと煮詰めてみたいと思います。

それから集出荷施設でございます。これも保険の対応となりますので、早急に壁の部分ですかね、それを復旧しなくてはならないかと思っております。

#### ○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

#### ○5 番（平田傳義君）

総務課長の説明でよく分かりました。なんとか使えるものは使うという基本的な考えであるということで、水道施設については理解を致します。どんどんどんどんさび付いて、また元へ復元と言うのは非常に難しいと思いますので、お金もかかりますが、ぜひとも早く調査して、使えるか、使えないかを出来るだけ早くして、もし使えないのであれば、また、さっき言ったタンク等も再利用、地元払い下げていただければ、そういうことも考えなければならぬというふうに思いますので、是非お願いいたします。

それから、介護のほうなんですけど、この図面あとでということでしたので、人数等については、たしか 12 名程度だったというふうに記憶しているんですが、あまり大きく変わっていないのかなというふうには思いますが、また図面を見て把握したいと思います。

それから、ボイラーは、自治会からは何も言ってきていないのかな。自分達でやっているのかな。多分 4 月の分では、あれは自治会が土木やったのかなと。自治会とも話、自治会長とも話したんですが、現在はじゃあ何とか取り敢えずは使えるのかということで、話をしたところが、何とか使わなきゃしょうがないだろうということでしたので、また調査というよりか、もう 4 月の時点ですね、そういうふうに私は聞きましたので、もう 1 回できれば巴さんでしょうかね、業者に聞いてですね、これは本当に平島との機種が違うのか、仕様あれが違うのか聞いていただいて、もし違うのであればそれと同じようなものをですね、使わないといけないんだと思います。

職員と自治会長と話をしたそうです。それで、内容を聞いたところがですね、熱交換器を変えなければいけないと。それについては、「180 万かかる」と。最初言ったと。「高いね」といったら、それなら 120 万ぐらいでいいかなと。その次は「それでも高いね」と言ったら、「じゃあ 90 万ぐらいでどうですか」といったという話も聞いたんですが、そんなでもいい加減な、業者がいい加減と言うのかわかりませんが、それじゃ私は困ると思うんですよ。

その辺、ちょっと熱交換器を変えないと、おそらく平島のほうは私もどういうふうになっているのか分かりませんが、是非、やっぱりこういう島ですのでね、是非長持ちするといつかね、そういうものを、いろんな角度から考えてですね、やってもらわないと、もう毎年毎年金がかかる。

この次に集荷施設ですけれども、報告があったと。写真見てもらえますか。見えます。

ここに左側、西側これ向いている、(聞き取り不能) 西側なんです、このトイレのほうにヒモがぶら下がっていますよね。これは私が見たんですが、私が見て、もう一人みた人がいるんですがね、確認したんですが、何ですかね。荷役、荷物をくくるロープなんですよ。ナイロンの。業者さんに聞いたら、そういうことは有り得ないということでした。工法的にですね。自分達は行ってはいないけれども、仕事はしていないけれども、そういうことは考えられないということなんです。

そして、これを調べましたら、平成 12 年ですか、だいたいそうじゃないかと。確実なところではありませんが、12 年に宝島に最初に来たんじゃないですかね。

そういう中で、やっぱり住宅にしても、これにしても同じことだと思うんですがね、メンテをやらなくともこういうことになるんですよ。業者に聞きますと、やっぱり 10 年たつと、このなんですか、コーキングがですね、どんどんやせていって、そこからもう隙間ができる。

それからもうひとつは、前田議員にちょっと聞いたんですが、造るときにもそれぐらいも言われたそうじゃないですか。役場にはあがってこないかもしれませんがね、業者はこれは 3 年もたないよと、4 年もたないよと言うふうに言われたというんですね。だからそういうものをね、本当平気で造ってね。次々東のほうも、これは全部全部自然落下です。自然落下。今課長が言った、東のほうの角は自然と落下して、というのは、ただ釣鐘、2 ミリ程度ですかね、厚さの幅 2 センチ程度のもので吊っているだけなんですけど。皆さん分かりますかね。想像つきますかね。これがみんな腐っているんですよ。全部腐っているんです。で、これが今後ここをやってもらうに際してね、どうするか十分考えてもらわないと、また同じことが起きますよ。

それでまた災害に、保険になるということですが、どういうふうに当座、例えばですよ、ベニヤを打つとか、考えないといけないんじゃないかと私は思っているんです。このままでは杭を動かしてもいかんし、それまで時間がかかると思うんですが、どういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

それから、総務課長、その住居なんですけどね、本当は非常にかわいそうなんですよね。それで、私もだいたい察しはつくんですが、これは降りる、さあどのくらいかかるもんですかね。おそらく来年 3 月ということになるんですか、ならないんですか。長期になればなるほど、やはりお互いのプライバシーもありますし、本人達は多分あんまりないとは思いますが、何とかやっぱりしてやるべきだと思う。住むんだと言ってきてますのでね。そこはやっぱり行政として何とかすべきだと思うんですが、仮に私はですよ、一軒の家はトイレもちゃんとした浄化槽、私が考えるところであればですよ、お風呂もちゃんとしています。ただ住まいがちょっとですね、隙間風が来ます。冬なんかはですね。そういう状況だとは思いますが、あれを改装すると言うことのようにだったと思います。説明がですね。

本人達がそこに入りたいと言うのか言わないかという、私はそこまで確認をしていますが、何かしてやらないとですね、せつかく住もうかと、そしていろいろ他の 2 名とですね、やっておりますよ。是非ひとつなんか他のことを考えてください。

考えがあれば聞かせてください。

もうひとつ、ごめんなさい。議長。

土地、それから今のいう I ターン関係のですね、土地の賃借関係なんです、おそらくここにはあがってきていないと思うんですよ。借りた借りないというような、いわゆる村が進めている空き家、その休耕地ですか、これの整頓がまだほとんど私になってないんじゃないかと思っているんですが、実はこれは行政がそうしなさいというべきのことなのか、私達は説明はしているんですが、役場との賃貸等々、貸し借りをしたほうが良いんじゃないかと、本人達にも話をしていますし、といいますのは、

ご存知のとおり高齢者で、次々亡くなっていて、あと何年ですかね、本当にもう何人しかいないんですよ。3〜4名。島に。そういう、これは大体誰のものかっていうのがわかるのがですね。そしたら、全然わからなくなるんですね。なんとか農業委員会もいるわけですから、お金がかかるのかどうかわかりません。立ち会ってもらってですね、これは誰の土地だと。これを誰それが借りたと言うような地名さえ分かればですね、出来るんじゃないかと思うんですが、その辺も併せて説明願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

先程来、本当に申し訳なく思うわけなんですけども、空き家の利活用がなかなかうまく進まない。村営住宅のほうも今のところ満杯状態という中で、IターンあるいはUターンの方が来ても住む家がないということでは、再三私共のほうも批判を受けて、反省のしきりなんですけど、今、今回2件村が買おうとしているこの物件につきましては、先程の説明のとおり、使える可能性があるんじゃないかなと思います。

調査を当然やることになるわけなんですけれども、もし使えるようであれば、国の国庫事業とは別枠で、村の単独で、例えばその島に大工の出来る方がいたらですね、その方にもお願いしたようなかたちで、活用する方法も検討すべきなのかなと思っております。

それから、もうひとつ、宝島のほうで村営住宅として活用されておりました、旧NTTから村が譲渡された物件ですけれども、あの物件そのものは危険状態にあるということで、村は村営住宅として活用しないという方向を示しているわけなんですけれども、あそこも取り壊して、今年度以降の新たな村営住宅の場所として、活用するという方法も検討すべきじゃないかと思っております。

ただ当面今入ってこられている方への対策につきましては、もうしばらく待っていただくということしか今の時点ではないのかなと思っております。

それから、2点目のほうの、遊休農地の対策の関係ですけれども、今年度から本格的に担当のほうから遊休農地を利活用しようということで、本村の場合は、遊休農地がかなり全島に見受けられるという中で、国土調査の地籍調査も進まないというようなことで、その地権者そのものが全くその現地の状況も薄れていくということも含めて、この遊休農地の対策は早々に重大対策として、重要対策として動いていく必要があるのではないかという認識を持っております。

その中で、その宝島のほうの事案を申し上げれば、1件の方がIターンをされている方ですけれども、その方がその遊休農地を活用するための契約を確か結ばれたんじゃないかと思っております。

2年間は、その契約を2年間は村のほうは無償で貸し出しましょうと。2年目以降については、村のほうは固定資産相当額、すいません。村が今村有地を各個人に今貸し出している単価があるかと思いますが、その単価で貸し出しましょうということで進めております。

そして、地主の方からは村のほうは固定資産相当額で、村のほうは地主の方と賃貸契約を結び、年度末での精算をするというかたちで進めていようかと思っております。なにせ、この制度をこの4月から始めたわけなんですけれども、ほとんど進んでいないという実態でございます。

私も担当の者にも、地元の農業委員プラス地元の方の協力を得て、とにかく積極的に動いて欲しいということ等の指示は出しておりますけれども、なかなか地主の方との連携がうまく取れていないというのが実態でございますので、再度又確認をしていく方向でつめていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの集出荷施設の件でございます。

写真を見る限り、先程議員の方からご指摘のありました、荷造り用のヒモが確かに見えております。これは通常シーリング材というのを大体1センチ深さぐらいの所に施工するわけでございますけど、雨水防止のためのシーリング材でございます。

それが1センチ以上あつたりすると、バックアップ材というのを、これを使ったりします。

バックアップ材を使うにはどういふのを使うかという、シーリング材と同化するようなのをバックアップ材として使用しなさいということでございますので、その荷造りヒモがそのシーリング材と同化するかなんですよ。プラスチックのやつと一緒に、それがその雨水対策に出来るかというのはちょっと疑問に感じるところはございます。これはちょっと私としてもちょっと、バックアッ

ブ材として使用はおかしかったんじゃないかなとは思いますが。

それから、今の壁でございます。二次災害を防ぐためにもコンパネなり送ってですね、風雨を中に入らないような対策はとるべきだと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

その住宅のほうですが、今のところ我慢してもらおうと。我慢はおそらくこれこれしますので、しばらく我慢してくださいということであれば、多分本人達も両方ですね、住んでいる人も、住まわせている人も多少理解はすると思うんですが、少なくともいつ頃までにはというのは全く検討つきませんかね。少なくともですね、総務課長は（聞き取り不能）使えるんではないかと、そのまま使えるんではないかということであればですね、地元にも大工はおります。わかりません。聞いていませんので、やるかどうかはわかりませんがね。入ったままでも私は畳さえ替えればですね、できるんじゃないかと思っておりますので、できるならそういうふうにしていただきたいし、また12月まで待ってくださいよと、3月まで待ってくださいよというある程度の目安を是非示していただければ大変有難いというふうに思いますので、そのへんアレしてください。

それから、集荷場ですが、今説明がありました、私もちょっと業者に聞きました。そういうもの、バックアップ材というのを詰めるらしいんですが、自分達は携わっていないのでわからないと。いわゆるメーカーに聞くということでありましたので、まだその辺は私もちょっと調べさせていただきたいと思っております。

これは、だから、いわゆる工事のときに検査、職員は多分していないんでしょう。おそらくこれは設計事務所かなんかがやっているでしょう。どの部分で入っているのか私たちにもわかりませんがね、やっぱりこれは本当、もしこれがですよ、そういうものを使っていけないものを使っているとすれば、やっぱり問題だと思うんですね。だからそういった意味では、検査、設計事務所に任せているんじゃないですかね、わかりませんが。それであるならば、もう少ししっかりしたもの。検査させてもらい、ただ行って旅費、あの、あれを払って、弁当食って帰ってくるというんじや、これは困るんですね。是非そのへんも、課長のほうは課長のほうで、どういう状況なのか、また島には出張員もいるわけですので、ぜひそれがどういうものか、本当にそうなのか、ちょっと調べることも、また本人、12日ですかね、12日でしたか、行かれるようですので、そのままであるならば、是非両方の隅っこ、端っこを見てください。私は、荷造りヒモだというふうに見てきました。

それから総務課長、もうひとつ、土地のほうなんです、1件あったらしいということのようですが、その後12月議会もまたあると思っておりますので、その辺までにね、できれば各島出張員、農業委員おりますので、そういうものがあるのかないのか。それからそれ以降、届けした以後のものがね、あるのかないのか、是非調べられる範囲で調べていただければ有難いと思っております。

宝島はご承知のとおり、農機具が入ってですね、本人がもう免許までとって一生懸命開拓して、それは本当、見事なものですから、私達は出来れば見本となりたく。島の、宝島の十島の見本となりたくと思っておりますので、お願いします。

経済課長、いつ頃までにその、お金がかかるんでしょうけど、ベニヤをうって、台風もちらほらあるようですので、やるのかその辺も目安をある程度立てて、やるということでなくて、いつまでにやるぐらいのアレをひとつ決断してもらいたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

空き家のその利用可能な時期の件ですけれども、なかなかこの場で年内に、あるいはその1月にというのはなかなか言えないです。本当に申し訳ない状況ですけども。

まず今回予算化し、そして所有者とのまず契約を結ぶことになります。当然その上のほうの家だけでなく、土地のほうの契約ということになりますので、土地については所有者でなければ相続登記、そして、その相続人が所有者となって、村との契約ということになりますので、その相続登記の関係はどの程度かかるのかという問題もあろうかと思っております。

それと並行しまして、住宅のその利用状況は果たしてどうなのかということ等を、設計業者のほうに現地のほうで調査にやって、確認させるというようなことになる関係からしまして、その時期につ

いてはこの場で明確に、この時期までにということでは申し上げにくいと言うことはご理解いただきたいと思えます。出来るだけ急ぐ方向では指示を再度出します。

それから、2点目のほうの遊休農地の利活用の状況ですけれども、先程宝島の方と1件、賃貸契約を結び、そしてIターンの方と貸し出しの一件が終わったということになります。

もう1件は、中之島のほうがそういう調査が現在農業委員を通じて、現地のほうに調査されていると聞いております。この2件につきましては、既に決済もっておりますので、今、今年度はこの2件のみしか今の時点では進捗していないというような実態です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この集出荷施設につきましては、まずそのどうしてこのようなことになったかというのを調査しまして、報告書を受け取りまして、それでもって復旧方法が決まるかと思えます。その間、ある程度の時間が必要になるかと思えますので、コンパネにつきましては、今週の金曜日あたりまでの出港には間に合わせるようにいたしたい。応急の間はそれで対策したいと思っております。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

11時20分にお集まりください。

休憩 11時10分

再開 11時20分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

消防費の関係でちょっと伺います。

まずこの予算書の中に、衛星携帯電話ということで予算計上されているんですが、これは先般の6月議会の時に一般質問でも触れましたし、こういったかたちで対応していただいたくという部分は非常に心強い思いがします。

これの使用に関して、どのような形で今後使っていこうと考えているのか、出張員のほう、それから消防団とのそこらへんの連携、そういったものについてどのように考えているのか伺います。

それと、この携帯電話に関しては、過去にもいろんなかたちで要望と言うか、座談会等でも出たと思うんですが、未だに島内において、繋がらない場所、そういったものが結構あります。

そういった部分について、やはり過去にも消防団の活動の中で携帯電話が不通で連絡がとれないとか、そういった部分も実際あったのも事実ですね。そういった中で、今後そういった電波の届きにくい場所への対応、そういったものをNTTドコモのほうに求めていくとか、そういったかたちのことをこれまでももされているとは思いますが、今後もよりそこらへんの対応をしていただきたいと、そのように思うことです。

併せて、今行われている9月県議会の中でも触れられてたと思うんですが、今回の東日本大震災の津波の関係で、時期についてははっきりと覚えていませんが、今年度中なのか、今年度中だと思うんですが、県内の21市町村が海拔高度の表示板、そういったものを設置をするんだというふうに県の防災担当のほうからそういう答弁があったように、マスコミを通して見ているんですが、本村についてはそういった対応をするようになっているのか、その21市町村の中に本村が含まれているのかどうか、伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず衛星電話の配置につきましては、各出張所のほうで一応管理するという方向で進めております。当然出張所の地域と避難場所はその施設の一角にあるということ等もありますので、出張所管理で進めていきたいと思えます。

これは南の、言えば南側をむけば電話が通じるということになりますので、基本的には全出張所、小宝島と一部悪石島だったでしょうか。の2箇所がちょっと通じにくいという話を聞いておりますので、その場合には屋外のほうのアンテナ対応も考えるということで進めていきます。

それから、携帯電話の不通地域の対策でございますけれども、議員の指摘のとおり、ドコモのほうには常にその連絡を申しておりますけれども、なかなか住民の数という問題も限界がありまして、なかなかドコモのほう積極的に動きづらいというのが実態です。

今回、一時、村のほうは、不通地域が若干解消されたと申しますのは、例の皆既日食の時期にかなり観光客が集まるということで、ドコモのほうも積極的になったわけなんですけど、その後はなかなかトーンダウンするような状況ですので、これも県を通じてまたドコモのほうにも話をだしております。

それから、ドコモとは別に、ソフトバンクが今村内にアンテナ局を一応設置したいということで進めておるようです。その箇所が5箇所と言うことに、5カ島ということになっておりますので、南のほうのたしか宝島と小宝島が外れておったという気がしておりますので、これも村のほうからドコモのほうには設置を進めて欲しいという要望書の方はあげております。

それから、もうひとつ海拔域の看板設置につきまえば、村のほうも今現在各出張所を通じまして、人の集まる場所につきましては、海拔高を、高さの看板を設置するという方向で進めておりますので、その調査があがり次第予算化して看板設置ということになるかと思えます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今の答弁で理解しました。

併せて、この消防防災の関係で、防災無線の関係でちょっと伺います。今年の3月だったですけど、村のほうでは、今中之島のほうで、全ての各島のその放送等の管理というか、1回中之島のほうで録音して、それからまた放送というか、そういった機能と言うか、そういったものを本庁のほうに移設するとかというのをちょっと聞いた記憶があるんですが、その後、そういったものの対応がどうなっているのか。

それから、中之島におけるキン岳の中継局、これがアンテナ施設が塩害等で落下等により使用不能になったりとか、いろいろ問題がこれまでもある、実際出ているんですが、そこらへんの対応について、やはり放送にあたっては重要な施設だと思えますので、そこらへんの予防的なメンテナンスも含めて、もっとなんというか、頻繁にそこらへんのメンテナンスも行っていたらいいなと思えます。

それと、各個人住宅における戸別受信機、そういったものの不具合が最近中之島でも何件か出ているようです。

そういった中で、機器の取替えなのか、修理なのか、そこら辺について、中之島のほうの出張所のほうで聞く範囲では一旦修理にあげている状態であるとか、そういうかたちで聞いてます。その修理についても、結構時間がかかったりとかしてるようなんですが、今後やはり設置してから年数たつてくると、いろんな不具合が出てくるかと思うんですが、そこらへんの入替え、及び修理等についての、個人の負担とか、そういった部分がどのようなかたちで発生してくるのか。個人住宅もそうなんですけど、特に中之島については温泉施設についてが、だいたい2~3年の割合ぐらいで、戸別受信機が不具合がでて、もう取替えをせざるを得ないとか、そういったことになっているんですが、今後そこら辺について、どのような形での取替え等について、村としてどのように考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず一点目のほうの防災無線の（聞き取り不能）中之島のほうの一旦親局のほうに全島のものを一旦そこで録音し、それから再稼働でその地域のほうに放送を流すというかたちのものを今のシステム

はなっておったわけなんですけど、それを中之島のほうの出張員が1名しかいないということ等から、あとは土日夜間時にもいないということがあって、そのシステムの機能を本庁に移したいということで、昨年の予算措置をしてみました。

ところが、メーカーのほうと協議を進めていく中で、それはもうちょっと時間を要しないと、なかなか早々には難しいという判断がありましたので、現在はそのまま中之島のほうの親局でいったん録音を受けているというようなもので、引き続いてその運用をしております。

ただ、先程来申し上げますように、いずれにしても、中之島のほうの職員体制が1名ということを考えれば、いずれ本庁のほうでその録音関係も管理するという方法をとっていくべきではないかと思っております。

それから、中之島のほうのキン岳に親局の中継局を設けているわけなんですけど、そこに非常用発電機の機能が設置されているものが昨年の非常用発電機が稼動しなくなって、不具合がおきて、村内の放送施設が一時的に不通状態になったということで、その対策を講じるということで予算措置の中で契約をして、10月の中旬にはそれが完成するという方向に進めております。

ただ、この鉄塔の屋外鉄塔ということになれば、当然塩害等々の腐食というものが当然発生してきますので、そのメンテ業者には年一回の定期点検の際には、その腐食状況も確認していただいて、その腐食が出た場合には村のほうに報告をしてもらうような形をとっております。

それから、その戸別の屋内拡声器の関係でございますけれども、今議員が言われますように、中之島のほうで戸別受信機のほうが不具合が出たということは、初めて聞く状態です。

一時期口之島地域で特に戸別受信機のほうが不具合があるということで、その対策をとって見たんですけど、なかなか電波上の問題もあって、うまく機能していないということも聞いております。

その年数的にこれはもう稼動しまして7年目に入りますか。これがもしその経年的なものがあれば、当然個人負担と言うものは発生せずに村の防災対策の一環でございますので、村のほうの予算の中で対応するということになっていくかと思っております。

先程の指摘の戸別受信機、中之島地域での個別受信機の状況は、どういう状況なのかということは再度担当に確認しまして、早々にその改善のほうには進めていきたいと思っております。

#### ○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

#### ○6番（用澤満男君）

歳入のほうの県有牛貸付個人償還金、この事故未報告2頭分て書いてある、この分について、もう少し詳細に説明を求めます。

それから、14ページのこの委託料、この中で、説明の中では、気象情報システムのこれが気象庁と時間帯が違うということで、災害等の確認が難しいという話でしたが、に、説明を受けたんですが、私の地域の風速計等が、実際の風速とかなり違う情報が出るということで、過去において、その設置場所を移動した経緯があるんですが、またそこから元の状態に戻っているような、そういう状況なんですね。そこらへんは、その情報としてまた台風等の風速の確認等にしましても、若干違うデータがそこに出るということでは、宜しくないんじゃないのかなと。

そこらへんを改善できることなのか、どうなのか。

過去において、設置した風速計もそこにそのまま残っているという状況ですので、そこらへんが対応出来るか出来ないかということも、確認をされているのかどうか、周知されているのかどうか、その点を伺いたい。

それから、臥蛇島の離島40周年、この記念行事につきまして、旅費等は今現在この予算の中でどのように考えて予算措置されているのか。当初は片道とか、そういうような話もありまして、本当に年金暮らしをしているそういう人たちに対しまして、せめてフェリーとしまの運賃、往復ぐらいはみてあげるべきというような話もしましたんですが、その後どのようなかたちになっているのかというのが一点。

それから、本土復帰60周年記念の協議の中でも話が出ましたが、なんで60周年だと。100年ではどうなのかというような話もある中に、戦後復帰の我が村の実態を知っている人たちが、現存するというのが、これが最後だろうというような話の中に、「60周年記念をやるべし」というような結果に流れがこうなってきたというふうに私は認識しているんですが、この40周年記念の臥蛇島の離島40周年記念も考えますと、今役場の職員の中で、当時の現状を知っているのはうちの村長1人だとい

ような現状。そしてまた、年齢的にも、参加する年齢層からしましても、この離島の行事をやるのは50周年とかいうのはもう有り得ないだろうと、そのような現状の中、私の考えとしましては、ただ向こうに船によって、献花、あるいは黙祷して、そして帰るというだけで、果たして良いのかなど。そこで、記念誌と申しますか、多額な費用はかけなくても写真あるいは臥蛇島の現役が住民が住んでいたところの地図等も手書きで本が出版された経緯があります。

そういうものを含めて、数ページで良いから印刷をしたほうが良いんじゃないかと言う話も出しているわけですが、そこらへんはどのように考えていらっしゃるのか。

この15ページのこの中には、本土復帰60周年記念のこの印刷製本費として、ここに上がっている。この中身からしますと、60周年記念のほうは印刷なんかの製本がされ、そして又臥蛇島の離島40周年には必要ないというかたちでしているのか、この中に入っているのかどうか、その点について伺いたい。

それから16ページのこの地デジの対策。口之島は勿論非常に映りが悪いと。映らないということで、早急に対応してあげるべきというふうに思うんですが、他の島も地デジに切り替わってから、非常に映りが悪いということは話は伺っております。

平島地区では、映りが非常に悪くなったということで、急遽お願いをして、一応仮設ではありますが対応してもらって、今のところ良い状態でテレビが見れてるといっていますが、映りの悪い他の島の状況等をどのように把握し、そしてまた、どのように改善しようとされているのか、その点についても伺いたい。

それと、歴民館の件について伺いたいんですが、議会の所管事務調査で訪れたときに、雨漏り等が激しいというんですか、大事な資料等を保管しているところに、雨漏りが生じているという中で、ここを見たところ、そういうのも全然入っていないんですが、そこらへんの報告等はどのように受けているのか、そしてその対応はどのように考えているのか、急ぐべしというような大事な場所だというふうに考えるんですが、その点について伺いたい。

それと、宜しいですか。24ページのこの水産振興費、農林水産振興費の、このステンドラム整備補助、中之島地区というふうに書いてありますが、これは漁業に従事する人たちが燃料を入れるためのドラムというふうに伺っております。

本村の漁港、対岸等を見ましても、集落内を含めてドラムが腐った状態であちこち放置されているというのを見かけるんですが、そういう意味からすると、この水産振興費、水産関係だけじゃなくて、集落内の各個人のドラムあたりも何らかのこのステンレスのこれで対応して、詰め替えて、ドラムをまた返すというような、そのようななんか方法も今後考える必要があるのかなど。そのような思いがするんですが、その中でこのステンドラムの整備の場合に受益者負担というのが、どの程度発生するのかな。漁業者だけでなく、地域の美化も含めて、あるいはその安全性も含めて、全体的に灯油等のドラムとして、あるいは他の燃料のドラムとして、ステンをやつを使うと。つくるということでは、消防法的にはどうなのか、わかりませんが、その点はいかがなものかなというふうに考えを伺いたい。

とりあえずその点について伺いたい。

#### ○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

#### ○総務課長（肥後政司君）

まずは、14ページの委託料の気象情報システムの改修の関係でございますけども、これは基本的にこのシステムを設置する際に、避難所がどういう状況にあるかということ等を想定したかたちで、各避難所の上に設置したという経緯になっております。

議員が言われますように、平島地区も旧風向風速のあったところと今の場所とは当然違って、当然風向風速のほうも当然違うんじゃないかと思えます。

ただそれが避難所とどの程度距離的にあるのかということを見極めたうえで、そこはまた判断すべきなのかなと思えます。

それから、2点目のほうの臥蛇島の一時帰島に関する約30名の方が、平島までの定期船の船運賃につきましては往復とも一応この予算の中に村のほうで支援するというかたちで計上しております。

それから、その資料集の関係でございますけれども、臥蛇島が島民が生活されている際に、その資料集をある作家といいますか、資料をかかれる方がもっているということで、私も先日担当のほうからその資料を見せていただきました。

内容を見てみますと、これでどうなのかなというのは率直に、申し訳ないんですけども、満足するものではなかったような感じも受けています。

ただそれが、予算的にも約70部で15万程度だということで話がありましたので、それはまた、一応その資料の内容を見極めたうえで、もし必要だということであれば12月でもまたそのことは考えてみようということで、現時点ではとめている状態です。

それから、集落管理の地上デジタル放送のほうの視聴状況が悪いということで、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島ということで、そのことは住民の中からも、早く何とかして欲しいという意見は強く私共あるいはNHKのほうにもあがってきております。

早速NHKのほうは8月上旬に平島のほうは調査し、ある程度以前よりも解消されたということ聞いておりますけれども、ただ今の時期は気象的に、電波状況的にもある程度安定した時期だということになりますので、1年間の様子を見てみましょうということで恒久的な施設につきましては、来年度以降でのその場所が適すということであれば、来年度以降での設置という方向になるかと思えます。

それ以外の3カ島につきましても、調査日程は一応とって一部の島にはNHKあるいは村の委託業者の方が現地のほうまで、現地とそんなしてしたんですけども、電波状況のいい時期に設置しても意味がないということがありますので、冬場から春先にかけて再度調査日程を組んで、その場所を、適地の場所を見極めて、そして1年間の電波状況を見たいと、恒久的な施設の整備という方向になるかと思えますので、もうしばらく時間のほうは必要になってくるんじゃないかと思われまいます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

歳入の12ページの農林水産業費雑入の県有牛貸付個人償還金についてでございます。

これは、昨日3件特定離島ふるさとおこし推進事業でもちまして、債権放棄の議決をしていただいたわけでございますけど、この議案の報告の中にも、適正な管理を行い、管理者に責任がないと判断するものに限っては、こういう債権放棄というかたちをとったわけでございますけど、これも同じ県有牛貸付個人償還金、特定離島ふるさとおこし推進事業なんですけど、この方にその請求をしたところがですね、もういつ亡くなったかわからないと。そして、事故報告もあがっていない。もちろん現認書もないわけですので、これはもう完全に適正な管理を行ってないということで、村が判断しまして、これは債権放棄にあたらぬということ、請求しているわけでございます。

それから、先程のステンドラムの件でございます。

各島にこういうステンドラムをそれぞれ設置すれば、その廃ドラムとかそういうのがなくなるんじゃないかと思えますけど、このステンドラムは1本大体48,800円ほどいたします。そして4分の1を負担をお願いしているわけでありまして、大体1本辺り12,100円でございます。

で、これは当初でもって5本中之島に計画しておりましたけど、もう既に全て執行が終わりまして、これではまだ足りないということで、もう15本追加ということで、今回計上してその負担をお願いしながら購入しようとするものでございます。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

歴史民俗資料館の雨漏りの件ですけれども、管理者のほうから夏前に報告がございました。内容としましては、屋根からの雨漏りということではなくて、歴史民俗資料館が建っています山側のほうですね、山側のほうに向かって中庭があるんですけど、そのサッシがあります、風雨の吹き返しによって、そこからサッシの隙間だと思われるんですけど、そこから水が入ってくるということで、結構写真で見ますと、床が水で浸っているというような状況でした。

その対策につきまして、設計事務所の方にどんな対策が考えられるかということで、一応お願いはしているんですけども、中之島に行く機会もあるような気がしますということで、現地を見てからということでしたけれども、私もそれ以降確認しておりませんので、また早急に確認を取ってみたいと思えます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今答弁いただきましたこの雨漏り、歴民館のこの件については、僕らが見ても、向こうの現地の担当にしましても、よく分からないということですので、専門を入れなければ難しいのかなど。ただし、早急にやるべきだろうというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

あとの、その経済課のほうのドラム、ステンドラム、これに関しては、全部中之島のほうの注文だと言うふうに受け止めて宜しいか。そうすると、中之島の漁民のいわば知恵と申しますか、十島村にとっては画期的なそういうことなんだろうと思うんですね。だから後の注文もきたんだろうと。他の島へもある面では、美化あるいはその油漏れを防ぐための対策であればね、他の地域へも波及させるような方法をとっても、私は良いのではなかろうかなという思いがいたします。

受益者負担もこれでいいのかわかりませんが、それも今の現状の中で呼びかけてみる必要があるのではなかろうかと思しますので、あるいは十島広報等でも何らかの形で皆に周知をさせていく必要があるのではないのかなという思いがいたしますので、その点もお願いしたいと。

あと、この地デジ対策におきましては、その電波の状態が安定しているというような時期だと言うふうに説明ではあったわけですが、他の島の今の現状は、苦情等は来ていないというふうに捉えていいのかわかりか。安定している時期だから、映りは良いというふうに捉えていいのかわかりか、その点について、伺いたい。

それともう一点、臥蛇島のこの離島 40 周年の印刷製本の件におきましては、当初からそこまでやるというような考えはなかったというふうに私捉えるんですが、これが最後だという意味においては、私はその3ページでもいいと。写真等も含めて、あるいは、そのビデオ等も含めて、当然やるべきだろうというふうな思いがするんですが、印刷製本するという思いがあればですね、あちこち資料等も集めたりして、されていたんだろうなという思いがしますが、この本土復帰 60 周年記念については、この印刷製本費ということで2,000千円あがっている。それは、当初からこの印刷製本をして、何百部つくってってというような、どのような形態をこうで、この印刷製本をしようというふうな形態になってきたのか、その点についてももう少し伺いたい。

それによって、この臥蛇島の 40 周年記念の印刷製本は必要であるかないかというのも含めて、考えていただきたいなというふうな思いがいたします。そこだけ伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目のほうの、その4カ島のほうの受信状況の確認でございますけど、平島のほうは議員もご承知のとおり、今の受信点を一部修正した後の状況は良いということで聞いております。

ただ、NHK、あるいはその村の委託業者の方に言わせますと、「今のところ受信状況は良い時期だから、なんとも言えない」というコメントでした。

それから、悪石島のほうにつきましても、先日NHK並びに委託業者の方が、今の受信点よりもさらに海側のほう、道路から下になろうかと思っておりますけど、そこに行っても受信状況は良かったということですので、これもその今の時期の受信状況の良い時期だから、なかなか判断は難しいというような状況でした。

それから、諏訪之瀬島、小宝島につきましても、現地に行くのをNHK並びに委託業者の方は控えております。今の時期に行っても無駄な経費になるということと、もうひとつは地元の方からも、今はこなくていいというような意見が出たということもあって、時期のほうは見合わせているという状況です。

それから、2点目のほうの臥蛇島の当時の住民の生活実態を記したその資料の件でございますけども、頭からその資料を排除しているということではございません。ただその資料の中身そのものを私がペラッとめくった状態の中では、これで150千円、でなのかなという感じがあった関係で、もうしばらくその時間をかけようということで、現在に至るという状態です。

それからこの予算の中で、2,084千円の印刷製本の経費でございますけども、まず5種類一応印刷製本を考えてございます。

まず式典用のパンフレットの作成を500部。それから、関係各機関への案内状の関係です。これが500部でございます。

それから、式典に掲示します横断幕の関係、それから集合写真を全7カ島で式典の際に会場に掲示する集合写真を、大型版、おそらく畳半畳ぐらいの大型版の写真になろうかと思えますけど、これを14枚程度つくるということ。それから、式典を記念したかたちのアルバムを400部、住民相当分の400部セット作成するというような経費諸々で、2,000千円の予算措置を進めているという状態です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ステンドラムの件につきましては、先程議員のほうから指摘もありましたとおり、広報等により周知したいと思っております。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、昼食のためこれより休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

## 昼食

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお願いします。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

午前中に5番議員から集出荷施設等の質問があったと思うんですけど、宝島の場合は潮風の当たる場所で、結構その、なんていうかな、傷みが他の島からすれば激しくて、風当たりも強くて今回みたいなふうに壁が壊れたと思うんですが、他の島においても、やっぱり、つくり、構造はほぼ他の集出荷施設ですね、一緒だと思うんで、そのあたり他の島の現在のその状態、どれぐらい傷んでいるかとか、もしそれであれば、今のうちでなるべくそういう補強工事等を済ませておけば、またそのもう壁等もまた壊されて、その後その費用とかを考えるよりは、今のうち、ちゃんとそういうことをしておくべきではないかなと思うので、そのあたりをちょっと徹底していただきたい。

それとあの、ちょっと私が思うのは、うちの村は7つやっぱりあって、各島に同じような施設がいくつも出来ているわけなんですけど、ひとつの島で出来た施設が良い場合と悪い場合といろいろあると思うんですけど、それを次につくる、次の島に同じような施設を作る場合に、それを本当にふまえて、ちゃんと改良されて、うまい具合にいつているのかなという点が多々ここ2〜3年に見られる気がするんですよ。

前あった、なんかこう、ここはまずいから変えないといけないよというようなところも、全然改良されないまま、次の島で同じような事業を立ち上げてしまうというのが、なんか見えているような気がするんで、なんかそのひとつの島を一事業で終わらずに、ちゃんと連携を全て取って、もうちょっとやっつけていけないものかなというところがあるんです。

そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

集出荷施設の件でございます。宝島と同じ施設は、今中之島にございます。宝島をしたあと、中之島にして、中之島もやっぱり海岸のそばですので、何回かその壁が剥離したりとか、そういうのは似たようなことはございました。

後の島、口之島にはございませんけど、あと今、諏訪之瀬島が今計画中でございますけど、小宝島、

それから平島、悪石島はこれは事業が全然違います。県営事業でやった集出荷施設でございまして、構造そのものも全部違って、場所がまた海岸のそばでなく、今まで台風の被害とか、そういうのはまだ受けた報告はございません。

で、今議員の言われる、その施設そのものに、なんかそのもっと工夫が足りないんじゃないかなといわれますけど、施設そのものを大体同じ事業でやる場合は、1年なり、2年なりおいてつくるわけでございますけど、その間に台風とか大きな災害があった場合、屋根材が剥離したとか、そういうのもって、次のこれは畜舎の、畜舎でしたけど、次のところを施工するときに、そういう屋根材を変えたりとか、変更したりとか、そういうことがございました。

でもなかなか事業そのものが継続的に進むわけですので、その間通常のあまり被害のない、大きな台風がない限りはそのまま進んでおります。

畜舎の場合は、しかしその点で改良したことはございました。シーチャンアングルが駄目だということで、モクに変えたりとか、そういうのはございました。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

せっかく多額のお金をかけて、施設を造るわけですから、やっぱり補助金を使ってやる場合にいろいろな制約はあるかと思うんですけど、それでもやっぱり、せっかく造るのであれば、より良いやつを。で、それと、各島によってその状況も違うので、地元との話し合い等もちゃんとしっかりして、より良いものが出来るように、活用もちゃんとしていただけるように指導等もしていただきたいと思えます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

2～3伺います。

畜産業費の医療材料費が3,000千円ぐらい計上されておりますが、牧場の除草剤、現在何カ島位実施したのか、そしてその効力、効き目があつたのか伺いたい。

それとダニレスについても、現在40ccを60ccに増やして、20cc分の追加分と言うことですが、当初から60cc何故やらなかったのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと前後しますけど、ダニレスの場合は、これは当初40ccで計上しておったところがですね、現地に赴いて、実際行ったところがどうしても20cc不足だということで、60ccに変えたものでございます。

当初は現地で専門の方が行って40ccぐらいだろうということでしたけど、やってみるとどうしても足りないということで、20cc足したということでございます。

それから、牧場の医薬品のことでございます。これは、牧場の除草剤の購入材デゾレートということなんですけど、これは牛も食しないものなものですから、これを散布しまして、効果が出たら他の島もこの薬剤を使用しようというところで、今回は悪石島に試験的にやってみる計画でございます。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

悪石島で試験的にやってみるということでしたが、実際やったんですよ。悪石島。それで効き目があまりないものですから、もうちょっと強力な効き目のある薬はないものか、そこらへんを伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

前やって、効き目がなかったもんだから今度デゾレートAZというのに変えるということでございます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

今その除草剤の話が出ましたけど、その除草剤は後々その牛には何らかの影響はないのかどうか。

それから、中之島の南廻線、この工期の期間ですね。これはどれぐらいかかるのか。当然工事が始まった場合には通行止めとかも考えられるんですが、そうなった場合、灯台あるいは牧場があります。こういうの、牧場なんかの見回りに行くとき、例えば通行止めをして、集落の方が行った場合に、行ったけど通行止めで通れなかったと。そういう場合に、距離が遠いもんですから、集落として困ると思うんですよ。そういう中で、やっぱり工事を行う業者、あるいは出張員辺りに指示を出して、今日は通れますよとか、今日は通行止めで通れませんとか、そういうはっきり住民がわかるような指示を出して欲しいと思います。

それからですね、中之島のこのヤギ小屋の工事ですね。農機具等格納施設整備工事。これはどのような工事を行おうとしているのか。

それと一点、この予算とは関係ないんですけど、例えば住宅、いろいろな改修を今やっていますよね。やり終わった所もあるんですけど、見てみますと、ほとんど特定の業者がやっているように見受けられるんですけど、これは例えば今のあれは入札でやっているのか、それとも随意契約でやっているのか、そこらへんをちょっと説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程の除草剤の件でございます。

これは、牛そのもの、除草剤、この草そのものを牛が食べないそうでございます。それで、そこに除草するわけですので、その草はもともと食わないあれですので、大丈夫だということでございます。あとのほうをまた草なんかが生えても大丈夫だということです。

それから、南廻線でございます。南廻線の場合は法面工事とそれから、その反対側の擁壁等の工事もございますので、どうしても全面通行止めということは出てくると思います。

その場合は勿論島の方に、その全面通行止めになる何日か前には放送をしまして、こういうふうに通れませんのでご協力をお願いします、とともに、前後に車を配置しましてですね、その間だけでも、そのほうはちょっと徒歩でもやってもらって、それからまた車に乗り継いでというかたちをとりたいと思っております。年度内には竣工させる予定でございます。

それから、ヤギの先程の件です。これは、指名競争入札でやりますので、そしてこのヤギの農機具の構造そのものというのは、今どうしても屋根が低いものですから、その低い屋根を継ぎ足して、高くして農機具が入りやすい形にして、またその横のほうにもちょっと増設して、農機具が入るような施設を造ろうと考えております。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

空き家の利活用の中で、口之島、今実施したのは口之島、中之島の空き家を一部利活用というかたちで活用しているわけなんですけれども、その施工の際につきましては基本的に入札です。

ただその入居者がもう既に早々に入るといようなものが、口之島、中之島には数件あったものについては、随意契約でやっております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

何点か質問を行います。

一点目が12ページですね、ふるさと基金の運用につきましてですね、詳しい内容はまた決算委員会等で質問は行いますけれども、本年度中に運用する計画はあるか、ないかを教えてください。

それから、15ページの本土復帰60周年事業の件ですけれども、私は当初から村内で開催をするべしということを一貫して言い続けてきましたけど、結果は村外で行うということでありまして、であればですね、参加出来ない住民に対してのですね、対応としまして、式典の模様を中継をするという

方向で検討委員会のほうで決まったわけですがけれども、それは実際に行われるのか。まあ、その準備等の進捗はどうなっているのか、伺います。

それから、17 ページの地デジ対応の予算がありますけれども、地デジ化が行われましてもう既に2ヶ月以上過ぎております。

中之島のほうに中継所を設けて、口之島向けの電波を送るという工事でありましてけれども、いつ頃着工するのか、完成は何月なのかということと、現在におきましてはですね、毎日のように電波の障害があります。

地デジの対応のテレビの場合ですね、一瞬のうちに画面が途切れてしまいます。チューナーのですね、アナログ放送対応のチューナーをですね、東京のほうからの電波でですね、どちらも一長一短でですね、なかなかこう住民が安心しての視聴ができないというのが現状でありますので、早めの対応をお願いを申し上げます。

それと、26 ページですね。26 ページに工事請負費、口之島のですね3箇所と、中之島の1箇所が上がっておりますけれども、これのですね、詳しい内容をですね、一番目のこの口之島の集落内のですね、道路舗装は100mでなくて10mではなかったかなと私は記憶しているんですけれども、そこらへんを詳しく教えてください。2番目、3番目も同様にですね。

それと、聞くところによりますと、生コンの代金が値上がりをしているということを知っておりますので、現在の各島においての生コン代の単価をですね、手元に無ければ議長を通じて資料の提出をお願いいたします。

それから、22 ページ。前後しますけどね、すみません。22 ページの農業振興費がですね、中之島やらやっておりますけれども、Iターン者、Uターン者向けの農地の造成につきましては、村のほうで造成を行って貸し付けるということで理解をさせていただいておりますね、そこら辺の回答までお願いいたします。

それと、28 ページ。消防関係ですがけれども、先程も質問がありましたように、衛星の電話が入るということで、大変良いことだと思っております。

それと併せてですね、ヘリポートの生コンの打設を行うということでもありますけれども、どこの島のどの程度の範囲で行うのか、詳しい内容を教えてもらいたい。

それともう1点、予算とは関係ありませんけれども、集出荷施設の話がありましたので、申し上げますけれども、6島には農業用の集出荷施設がありますけれども、口之島においては無いわけがございます。要望をしましたが、できないということでありました。

であるならば、水産従事者がですね、近年増加の傾向にあります。ですから、ぜひともですね、産業振興の面からしてですね、水産加工の施設をぜひともつくる必要があるのではないかと考えておりますので、現場を見られて是非設置を願いたいと思っております。

それと、先程空き家の改修の件がありましたけれども、併せまして、現地の空き家の調査を行う際ですね、十島のこの現状がですね、わかっておりません。

というのは、台風が来ることを想定をしないで設計を行っておるということでもあります。

玄関の雨戸の設置が無かったりとかですね、そういう台風の対策がなされておられません。従いまして、その調査をする場合はですね、地元の自治会長または役員の方をですね、同行をしまして、ぜひとも調査を行ってほしい。以上ですけれども、回答を求めます。

#### ○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

#### ○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうでございますけれども、歳入のほうでふるさと基金の基金利子部分を今回、1千円の頭だしをしているわけなんですけれども、ご承知のとおりこのふるさと基金がすでに始まって3年目を迎えているわけなんですけれども、現在6,500千円ほどのふるさと基金が原資として残っております。

現在までにこの財源を活用して目的の事業に当てておりますのは、当初予算の中で教育委員会の施設を、数字は額は忘れましてけれども、それに一応充当して予算を充てているのが実態です。

それから、2点目のほうの60周年記念式典に住民の参加が出来ないときの対策ということ等につきましては、この予算上の中に、会場からそれぞれ7つの島にテレビ電話を活用いたしまして、映像を流すという方法で進めております。

式典の会場にはN T Tの関係職員も2名ないし3名程度はついていただくという話を進めております。

それから3点目のほうの口之島の地上デジタル放送の鉄塔整備につきましては、すでにNHKのほうは10月のほうには施工に入るということで進めております。

ただ、NHKの進める部分と村が進める部分、つまり、村が進める部分につきましては、民間放送用のアンテナを整備する。送受信アンテナを整備することになるわけなんですけど、NHKが10月に施工を始めるわけですので、それに伴って国のほうに今申請をしております。国のほうから決定が出次第、村のほうでも競争入札、おそらくプロポーザル型の入札になるんじゃないかと思うんですけど、それを早々に進めて、来年の3月までには工事完成をしたいという方向で進めております。

それから4点目のほうのヘリポート周辺の境界灯でのセメントでの周辺を固める作業につきましては、7カ島の各島2ヶ所の境界等の周辺にセメントで舗装するというで考えております。

それからもう1つ、空家対策の際に、調査の不備があるのではないかとのご意見です。確かに今私共のほうは入札で業者を委託している業者は、村のここ3~40年近く設計を伴う業者が入っております。で、ある程度島のほうの住居というのは周知しているんじゃないかと思えますけど、議員の指摘のとおり、地元の自治会長等々の随行と言うものは今後はそこは進める方向で考えていきます。

ただ、空き家につきましては、かなり古い物件を村が回収するというようになっております。その改修の範囲額は条例上が示すとおり、一物件あたり4,500千円の範囲となった場合に、全部が全部なかなか改修がしきれないというものの中にはあるかと思えます。

で、先日口之島の地区でも、当初調査上の中であがっていなかったものを一旦家をはぐってみると、雨漏りのケースがみられたということからして、再度確認したら、全面的に屋根をふきかえなければならぬというような事態も出ております。だから、その4,500千円という上限額が良いのか悪いのかということは、今後検討の余地というのは十分あるかと思えますけども、ただ上限枠の中での改修の限度というものの中にはあるものですから、全てがカバーできないというものの中にはあるかと思えます。以上です。

#### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

#### ○経済課長（松下賢次君）

生コン単価のほうについては、今係のほうに伝えておりますのでしばらくお待ちください。

I Uターンの件でございます。これは要望があがって、そして土地を貸していただけるという所があった場合、今もう既に宝島ではもう借りたい、貸したいと言うことが話がまとまって、そういうのはございますけど、まだ口之島あたりではそういう方がまだ上がっていませんので、今のところではまだ実施しておりません。

それから、集出荷施設の件でございます。これは県営事業をする前に、すでにそのときは宝島と中之島には集出荷施設はございましたので、その島には一応あるからということで、要望は上げてませんでしたけど、他の他の5島につきましては話をしまして、集出荷施設は必要ですかと言ったところが、4カ島ありましたけど、口之島には集出荷施設は要らないということでしたので、県営事業のほうではあげておりません。そして、今県営事業はもう既に来年度辺りでもう終了するかと思っております。

今諏訪之瀬島を建設予定しているところでございます。

水産加工施設についてでございます。今初めてこうした話を聞いたわけでございますので、今後はやっぱり村政座談会なり、そういうところで話をあげてもらってですね、そのまた場所、どこの場所に、それから規模ですね、どういうタイプのが良いと。それから利用者において、こういうのが利用者が何人ぐらいおって、その加工施設を利用するのかと、そういう具体的なことをお示し願えば、こちらのほうとしても協議検討するものではないかと思っております。

#### ○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

#### ○1番（日高助廣君）

まず、総務課のほうのですね、地デジの関係ですけれども、これも一日も早い電波障害をなくしてもらおうよう努力をお願いをいたしておきます。

それと、ヘリポートのコンクリートの境界部分というその理解が私は出来ないんですけど、どの程

度の何㎡、㎡でも良いです。どれくらいの面積で打設を行うのか、そこまで教えてください。

それとですね、空き家の改修の調査でありますけれども、今回もですね、玄関の雨戸、それと、屋根の漏水がですね、調査の段階で上がってなかったんですよ。特に雨戸の関係はですね、台風が来る関係で、木の雨戸でないと駄目なんですよね。ですから、玄関口、勝手口ぐらいはやっぱり雨戸は必要だと私は考えていますので、調査の時に十分に注意してもらいたいと思っております。

それから、課長良いですか。

このI,Uターン者の農地の造成なんです。I,Uターン者が入りますよとって、農地がありませんと。それから着工するんだしたら、時間がかかるんですよ。ですから、事前にもう早い段階で、その地権者との契約を行って、早めに農地の確保はするべきだと私は考えております。

ですから、1反部、2反部ぐらいはですね、農地の準備をする必要があるんじゃないかと私は考えておりますので、検討を願います。

それと、農産物の出荷施設ですね。これは、どこら辺に口之島の場合はいいと言ったのか知りませんが、どの辺で止まったのかは知りませんが、私たちは欲しいんです。

農出荷施設が出来ないのであればですね、水産のほうのですね、施設はぜひとも造るべきだと考えておりますので、前向きに検討を願います。

今ですね、生コンの単価をいただきましたけれども、昨年度より非常に単価が上がっておりますよね。宝島あたりでは7万円、8万円近くするんですよ。すごいですよね。この単価のですね、この業者との施工単価もありますけれども、今後ですね、ちょっと質問中ですよ。工事を執行する意見に対してですね、進捗が定まる恐れがあるんですよ。そこら辺をどのように対応するのか、生コン単価に併せてですね、そのメーターはするのか。生コン単価を入れての工事が中ののっていくのかですね。その辺の考えですね、伺います。以上です。

#### ○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

#### ○総務課長（肥後政司君）

ヘリポート周辺というじゃなくてですね、ヘリポート内に境界灯という光があるんですね。灯りがですね。その周辺をその現地にに応じて、2~3メートルでコンクリートを打とうという考え方です。

それからもうひとつ、空き家の調査の際に不備があるということで、その台風対策というのは離島地域では基本的な問題だと思いますので、そこはまた重視したかたちで考えて行きたいと思います。

#### ○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

#### ○経済課長（松下賢次君）

先程の集出荷の件でございますけど、これは集出荷施設、それとも水産加工施設、これによって、だいぶ中身も変わってくるんですよ。水産加工施設だとどうしても水を使いますので、そういうたきとかそういうのが必要になります。

それから集出荷施設だと、ただ単にテーブル程度と棚程度ですかね。それをやる程度ですので、勿論金額も変わってきますし、加工施設、水産加工施設となればだいぶお金も上がります。

そういうところも、わけてですね、加工施設が良いのか、それとも集出荷施設が良いのかまとめていただきたいと思います。

それから生コンクリートの件でございます。これは今県に公表されている単価でございます。この単価というのはどこから割り出したかと言うのは、年間のだいたい使用料を農林それから土木関係でもって割り出した単価でございます。もう公共事業そのものが少なくなってますので、プラントも動く時間というのも限られています。勿論生コンの扱い量が少ない島においては、プラントも動かさないわけですので、それだけの設備投資とかそういうのを業者さんのほうはあくまでも抑えてきます。で、これをした場合がこのような単価になったわけでございますので、これを基にして本村としても事業は進めていきます。

#### ○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

#### ○1番（日高助廣君）

この出荷施設等に関しましては、帰りましてから当事者とまた協議してからまたしますので、対応のほうをお願いしておきます。

生コン代の及ぼす影響が大きいと思うんです。工事関係でもですね。200メートルの設計が、これで行きますと、倍近くなっているんですから、何メートル減るのか、どれぐらい減るのか、非常にウエイトが村においてもですね、非常にこう困ったなという感じでありましてけれども、この考えをどうしたもんかなと思ひ、事業もですね、縮小しなくてはいけないもう状態なんですよ。これでいくとですね。ですからこれの対応もですね、このままで本当に良いのかなと思っているんですけども、もうひとつはですね、個人の住民の皆さんがですね、生コンが欲しいんだと言うことで、利用者をお願いする場合もあるわけですよ。

このような単価で買う人はいませんよね。本当ね。ですから、もしやっぱり、何とか議会のほうからもですね、何とかお願いをせんといかんなど思っているんですけども、この辺の対応をよくふまえて、今後の工事関係のですね、設計ならびに進捗に対応をお願いしたいと思います。

生コン代があがったから、距離が短いですよとか、そんなことがあってはならんと思うんですよ。そこらへんの件を慎重に対応を願います。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それから、先程口之島の集落道の、これをまだ言ってませんでしたので。

集落道のことでございます。まず一番上の口之島の集落道 100メートル、これは 100メートルでございます。議員宅からずっと下のほうに降りて三叉路までの距離ですので、100メートル位なるということでございます。

それから、口之島地区道路整備工事、これは口之島港湾の待合所の裏のほうに水が入ってくるということで、その上のガードレールの下にブロック積みをしまして、水が入らないような装置をするそうでございます。

それから口之島の学校進入路の整備でございます。これは座談会で要望がありまして、校長住宅のところの入り口のところに、山を崩して、ここにブロックの花壇を積む計画でございます。

それから中之島楠木地区道路整備 85メートル、これも座談会の要望がありまして、側溝蓋をかけるということでございます。側溝の蓋を上げる段差がありましたので、あげて段差をなくす工事を 85メートルする予定でございます。

○議長（日高通君）

これよりしばらく休憩いたします。

協議会に移します。

## 休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 1、議案第 73 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 2 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 73 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 2 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより 10 分間休憩いたします。

2 時 10 分にお集まりください。

休憩	14時00分
再開	14時10分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 74 号 平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 2、議案第 74 号、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 74 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

予算第 1 号につきましては、2 ページに掲げておりますように、まず 10,598 千円を歳入歳出追加を致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 99,253 千円と定めるということでお願いをしております。

8 ページに参りまして、7 ページですね。歳入から順次申し上げますが、本年度 7 月の本賦課確定によりまして、一般被保険者で 1,486 千円の減額、それから退職者分で 192 千円の減額で、当初見積額から減額をしております。

国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金を過年度実績に基づきまして、追加交付分を 1,403 千円増額しております。

それから、前期高齢者交付金につきましては、交付金確定通知に伴いまして、当初見積額に 2,645 千円の増額となっております。

それから、一般会計繰入金につきましては、出産育児一時金 2 名分の 840 千円を増額計上しております。

次に療養費の給付増加によりまして、基金より 6,942 千円の繰入を補正しております。

それから、平成 22 年度繰越金につきましては、30,782 円ですかね。で、31 千円。雑入については、

平成 22 年度過誤請求に伴う医療機関からの返納金ということでございます。

それから、9 ページの歳出であります。総務費につきましては、平成 23 年連合会負担金確定に伴いまして、不足分 450 千円の増額補正を行っております。

一般療養給付金の給付増による 9,492 千円の増額ですが、高額医療費についても 4,356 千円を増額しております。

それから、出産育児金 3 名分 1,260 千円の補正につきましては、1,260 千円を補正しております。

また、後期高齢者支援金につきましては、平成 23 年度確定額に伴いまして、5,924 千円を補正しております。

それから介護給付費につきましては、平成 23 年度納付金確定に伴うもので、1,219 千円を増額計上してございます。

次に高額医療費の拠出金につきましては、広報共同事業事務費の均等割額の負担増に伴いまして、23 千円を増額してございます。

諸支出金につきましては、平成 22 年度の退職者医療交付金の確定に基づく過年度精算分、これを 171 千円を補正してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

2 点ほど質問を致します。

8 ページのですね、雑収入の出産一時金の返納がありますけど、これの内容につきまして、説明を願います。

もう 1 点が、9 ページの高額医療費のですね、増額分につきましての内訳等の説明を願います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず雑収入におきます 416 千円の補正でございますが、これにつきましては、平成 22 年度出産育児金の支出がございました。しかしこれが県外の医療機関での出産でございまして、こちらは向こうの医療機関の請求に基づいて、支払いを 22 年度で行っております。2 月ですかね。

しかし、向こうの請求の中にですね、間違いがございまして、再請求というかたちで年度をまたぎまして、5 月出納閉鎖後にですね、直接うちの口座のほうに返納がございました。

それで、納金の部分がまだ支払われていないという状態が出納閉鎖後になったものですから、出納閉鎖内であれば 22 年度で処理していたんですが、とりあえずこの扱いとしまして、これを新年度のほうへ、雑収入の部分でですね、返納金扱い、過誤請求分の返納分と言うかたちで扱いを致しまして、本年度、今回の補正の中で 1,260 千円組んでおります。

今年度出産予定が 2 件ございますので、これと併せて 3 件分 1,260 千円というかたちで処理をするということでございます。

ですから、本年度 1 件は済んだ部分を新年度のほうで予算支出をしているということです。ただ、間違っって請求があつて、こちらが振り込んだ金額は新年度のほうで、6 月のほうで入金を、こういったかたちで入金せざるを得なかったということでございます。

それから、高額療養費の部分でございまして、これ等はですね、一般被保険者等のですね、入院増、そういったかたちでですね、主に入院費の部分がですね、増えておりまして、受給者数での保険点数の医療費の高騰によって、高額療養費の部分がですね、だいぶ出てきたと思っております。

ですから、当初で予算を組むときには、前年度の実績なり、そういったものをするんですが、この国保会計、他の会計も、特別会計のほうもですけど、前々年度ぐらいの医療費関係の部分でですね、県、国、そういったかたちで計算をされて、当初予算を組むわけですが、年度によって、大幅な増減が必要が生じてきます。

今回においては、決算を取ってみればですね、だいたい同じレベルになるかとは思いますが、若干あ

がっているかとは思いますが、当初予算での組み方によって、年度によってその補正の額がプラスがあったり、マイナスが合ったりというかたちが毎年出てきているように思います。ただ、金額的にみますと、療養費のほうでも今回補正をしてもらっておりますが、実際のところですね、前年度の本年度の方では、一般の保険者の高額療養費の部分ですが、1ヶ月平均ですね、ここまで796千円ほど支払いを平均的に支払っております。

そうしますと、この12月分で計算を致しますとですね、4,356千円位の不足を生じると。ただ、22年度の決算額等の部分の見込みをしますと、6,000千円ぐらいだと。これもだいたい3,000千円位の違いが出てくるというのです。この3,000千円と言うのはやはりその入院の、長期入院とか、高額な医療の請求があったとかいうことで、年度年度によって、増減の波が出てきていると。

しかし波は出てきておってもですね、右肩上がりというんですか、少しずつではありますけど、医療費のほうは今後ともまだ増えてくる。それに伴って、高額療養費のほうも、支出のほうも増えてくるという可能性は否めないと思っております。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。  
協議会に移します。

### 協議会

○議長（日高通君）

それでは本会議のほうに戻します。  
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第2、議案第74号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。  
お諮りします。  
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。  
従って、日程第2、議案第74号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### △日程第3 議案第75号 平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第75号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第2号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第75号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度船舶特別会計補正予算（第2号）でございます。

まず、2ページの歳入歳出予算の関係ですけれども、歳入歳出それぞれ12,629千円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ862,491千円をお願いをしております。

5ページのまず歳入から申し上げますけれども、国庫補助金で国庫支出金の国庫補助金ですけれども12,690千円を増額計上しております。

さらに繰越金を61千円減額をしております。これにつきましては、第2号補正予算に要する財源調整によるものと、繰越額の確定によるものでございます。

次に6ページの歳出でございますが、運用費用で116千円を増額しております。

それからこの内訳につきましては、船員費で職員手当91千円。これは船員の子どものお誕生ということでありまして、船舶雑費で救命筏の船舶検査料による25千円、これも計上をしております。

それから、次の営業費用ですが、12,513千円を計上しております。まず保険料で1,022千円を減額計上しておりますが、これは不要に伴う減額というふうにご理解ください。

それから、消費税で4,935千円を増額計上しております。

これについては、平成22年度消費税の確定申告による納付額が現計予算に対して不足をきたしたために計上をしたものでございます。

それから次の航路付属施設費で8,600千円を増額計上しております。これは平島の南之浜港のランプウェイの鉄板工事を修繕から改修に施工するものであります。

さらに東之浜港のランプウェイ鉄板工事を新設で行うために費用計上をしております。

以上、船舶交通特別会計については、簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今のランプドアの敷き鉄板のこの設置工事が出ていますが、平島の南之浜港のこの敷き鉄板の場合に、台風で一晩でもって行かれたということでは、かなり4,000千円以上するひとつがですね。そうすると、災害等の云々というのは、こういう施設の場合に、何ら何も掛け金とかそういうものはされていないというふうに捉えていいのか。

消耗品だからといえばそれで終わりかもしれません。ただ、静穏度の高い港では、その何十倍も日持ちしているわけですよ。ただ静穏度が低いがために、こういう災害がおきると、被害を受けるところでは、特別な対応の仕方を村としても考えて、出来るものならやるべきではないのかなと、そんな思いが致します。

その点についてはどうなのかなと。伺っておきたい。

例えば防弦材、特定離島でつけていただく。これは静穏度の高い港では、つけたままでそれこそ何十年も、修繕あるいは取替えをしなくてもいいと。ただ、静穏度の低い港ではもう1年しかもたないと、そういうような状況で、同じ消耗品でも全然違うということに関しては、何らかの対応ができれば、村の財源も持ち出しも少なく済むのかなという思いがするので、伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

南之浜港のランプドアの受け敷き鉄板の件でございます。

これは6月の補正で一応修繕というかたちで1,680千円ほど計上しておったんですけど、その後被災にあいまして、今度はもうその修理ということじゃなくて、新換えというかたちで新たにまた3,400

千円ほど追加したわけでございます。

この施設そのものが港湾施設そのものが台風の被害にあって、接岸ができないとか、利用ができないとかということになれば、勿論災害査定において、災害の認可を受けるわけでございますけど、あくまでも敷き鉄板、それから係船柱それから防弦材、それは維持管理にかかわることなものですから、災害等のそういう国庫補助に関する事業には採択にならないと、そういうことでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

その、国庫補助に基づいてつくった施設であれば、国庫補助の災害の基準の中に入るのでしょうが、防弦材にしても、これにしても、国庫補助の対象の中でやっているというふうに受けてとめていいのか国庫補助の中でやっているんだが維持管理費の中でこれはみるべきというふうに位置づけられているから、災害の対象にならないというのか。

例えば村営住宅の保険なんかを含めて、あれは村が独自にかけているというふうに私は理解しているんですが、そうした場合に台風災害にあった場合には、それが適用されると。私が先程から申し上げているのは、静穏度が高い港はさほど保険をかける必要はないだろうと、いわば平島、小宝島みたいなああいう状況の港の場合には、むしろ保険をかけることができればかけて、その防弦材等をね、特定離島でやって、何千万もかけてやるのが一年で駄目になってしまう。また次の年も、次の年もというような状況の場合に、保険の適用が出来ないのかと、そんな思いがするんですね。

そこらへんは本当にそうなのかどうかというのは、今後調べるなり検討する必要があるのかな、それとも100%出来ませんということなのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

完全に調べたわけでもございませんけど、私の考えではその補助の対象にならないのかとは思いますが。後で調べてみますけど、なぜかといいますと、他の島はそうして良いと。平島は悪い、しょっちゅう変えなくちゃいけないとなれば、その保険料そのものもだいぶ逆が高くなってしまっているのではないかと。

他の島は静穏度が良いからほとんど掛け捨てみたいなかたちになるかと思うんですけど、そういうかたちで、なかなか保険の受け入れる保険会社がないのではないかと思います。

常に、言い方は悪いですけど、被災にあうわけだから、逆に保険適用外になるんじゃないかと。そういう気持ちになります。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

建物ですね、建物関係といいますのは、村で十島村が独自にかけているのでなくてですね、全国の町村有建物災害の保険の中に入りますので、全国の町村組織の中で、公有財産をもっているところで掛け合うということになりますので、この施設についてはなかなか対称物件が少ないということを考えれば、果たして全国のどこぞまで認めてもらえるかというのは、なんとも言えない状況であります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

予算とは関係ありませんけれども、緊急性がありますので質問しますが、夏場ですね、としまを利用しましたお客さんのほうから、「としまにはダニがおるよ」という話を何人も聞いております。

毛布をかぶったらダニに食われたとか、食堂にですね、入って、床にひいた毛布にもおったと。多いときですね。おったということで、以前にも何回もこういう事例はありましたけれども、どういう衛生管理をおこなっているのか、夏場以降にですね、そういうお客さんからの苦情等がなかったかですね。いつ頃に清掃、消毒等を行ったかということをお伺いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

このダニの件は前から良くご質問にあがるとおりでございますけど、そのお客さんによりましてですね、夏の暑い時期乗って、そのまま汗をかいて寝たりして、そういうので、汗をかいたり、またその居住区内において、飲食などは禁止しているんですけど、それでもやっぱり食べたりしている方が見られます。そういうくずとかそういうのがあったりして、ダニが繁殖するのではないかと思います。

そういうのがあった時は、その船が停泊している間に、バルサンなり、そういうのを炊いて、燻蒸はしているんですけど、なかなか全区画をするというのも困難で、一箇所一箇所ずつやっていったりするものですから、一応そういう手だてはしています。

ある程度毛布なんか何ヶ月にいったん、ちょっとそこは今調べておりませんが、年に何回かはクリーニング、洗濯をしたり、そういうふうに計上はしています。

燻蒸そのものがどのくらいまで効くかどうかというのもちょっと疑問でありますけど、そういう苦情があったときには、積極的にバルサンなんか炊いて、船員の方をお願いして、停泊中にそういうことは行っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

苦情があがったらやりますと。なければ何ヶ月に一回ということで、毎年ですね、夏場にですね、結構多いですね。ですから対策をですね、もう少し頻度をですね、定期的に行うような予算的なですね、計上も私は大事かなと思っております。

で、その古いですね、毛布等の保管の状態がどうなのかなと思っておりますけれども、長いこと使わない毛布等にはですね、真空圧縮機と言って、ありますでしょう。ああいうのが私は良いんじゃないかと思うんですね。真空でちゃんと保存をするような対策。燻蒸もですね。定期的に行うような対策も大事かなと思っておりますので、考えを聞かせてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

夏場または冬場なり、その定期船の多客時期ですね。それはやっぱり頻繁に定期的にするより、頻繁に行ったほうが出入りが多いわけですから、やったほうがいいんじゃないかと思っております。

今後またそういうのを燻蒸機材を買ってですね、そういう時期には散布して、ダニの発生を抑えるというふうにしたいと思っております。

またその毛布の保管についてはですね、なかなか空気圧縮機で、あれはまた洗濯をして、洗濯したやつでないと、またその毛布の空気圧縮、空気を抜いて保管するという、そうすればだいぶ、毛布そのものも小さくなってですね、保管も便利は便利だと思いますけど、また破れた際に、あとあとまたいろいろ面倒なこともあるかと思っておりますので、出来る限りその毛布の使用もですね、古いのはもう廃棄しまして、お客様の安全または快い船旅をするために努力したいと思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

原因はですね、まず探ることが私は大事だとは思っております。だからダニにもですね、いろいろな種類があります。牛につくダニ、家ダニ、いっぱいありますから、としまにおるダニはどのようなのがおるのか、そこまで研究をしないとですね、根本からまずたちきらないと、いつまでたっても私はダニというものは消えないと思っておりますので、その辺の衛生管理上ですね、研究も大事かなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の件では、経済課長はどこまで把握しているのか良くわかりませんが、本船に乗っている乗組員あたりがどの程度その認識をしてるかという問題にもあろうかと、そこにも問題があろうかなという思いがするんです。

今現在、月にあるいは年間に何回どういうクリーニング、あるいは消毒をしているのか、そこら辺

は船舶の、航路対策室で把握しているのかどうか、そこら辺を確認をとって欲しい。

出来れば紙に書いてね、それを決算委員会でも構いませんが、ただ課長の口頭でのそういうふう  
に努力しますというだけでは、なかなか問題が解決しないだろうと。

特に思うのが、としまの航路そのものが、なんですか、他の船との競合性がないだけにね、競争し  
ていないだけに、そういう諸々のサービスが低下していくという要素がいっぱいあるんだろうと思  
うんです。

ですから、そこらへんは管理者のほうできちんとしながら把握して、徹底していくというふうに進  
めていただきたいと思います。

議長を通じてその資料を提出をお願いいたします。

○議長（日高通君）

只今、用澤議員より要求のありました資料については、経済課長のほうで明日までに提出を願いた  
いと思います。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑をおわります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 3、議案第 75 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 2  
号）についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 75 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 2 号）に  
ついての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 4 議案第 76 号 平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 4、議案第 76 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての件を  
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 76 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

2 ページの予算の総額であります。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 9,086 千円を追加いた  
しまして、歳入歳出の予算の総額はそれぞれ 78,268 千円とすることをお願いをしております。

次に、歳入ですけれども、5 ページに示しておりますが、一般会計の繰入金で 9,086 千円を計上  
しております。

これは、歳出に要する一般会計からの繰入金ということでございます。

次に6ページの歳出ですけれども、営業費用の維持管理費の賃金で304千円を計上しております。これにつきましては、宝島集落内の水源地確保の伐採によるものでありまして、次の需用費で2,441千円を計上しております。

これにつきましては、ただいまの2,441千円につきましては、小宝島淡水化装置と諏訪之瀬島の電気透析装置が年数経過による消化した部品を新設するものであります。

それから、委託料で1,523千円計上しておりますが、これも淡水化の施設保守点検の分でございます。

それから、建設事業費の賃金で350千円を計上しております。これにつきましては、悪石島の露出管を埋設するものであります。

それから、委託料で630千円を計上しております。これにつきましては、平島南之浜線の配水管敷設調査をするものであります。

それから工事請負費で3,834千円を計上しております。これにつきましては、諏訪之瀬島揚水ポンプ引き上げによるタワー設置工事と中之島里地区の給水管改修工事を行うものでございます。

以上で、簡易水道関係の特別会計補正予算について説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この維持管理費の中で、宝島の304千円、賃金ですね、これは水源地の伐採となっておりますが、通常であれば維持管理費の中で行うことなのではないかという憶測なんですけど、その賃金が何故なのか。村長の説明だと、水源地確保のための伐採というふうに聞いたんですが、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島の集落内に昔の水源地がございます。それがマコウの川、及びテラゴウの川と言うことで、今それが覆いかぶさった状態でありまして、島のほうの要望から今水源地は別な場所があるんですけど、ここは昔からある水源地のところだと言うことで、今後もその水源地として需要が見込まれるんじゃないかということ、そこをまず住民の手で1回伐採して、どのような状態であるかというのを予備調査したいということで賃金を計上したわけでございます。

そこで、伐採したあと、また中を、周囲を調査しまして、使える状態であれば今後のまた水源地の確保にしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そうすると、私が宝島の水源地の知っている範囲の中では、もとのと言え、集落の側溝の下にポンプ設置した場所があったんですが、あそこは違うというふうに理解していいのか。そうすると、今の現状の宝島の水源地、あるいはその水の需要に関しては、とてもじゃないけど足りない。足りないから別に昔の水源地を新たに調査をし、その水源の確保をするんだというふうに理解していいのか。

ただ、私がいつも申し上げているのは、その人口に対する水の使用量、そしてまた月々どのくらい水が出ているのかって言う、その例えば、水量の調査も何もしないで、ただ住民から声があがったからこうします、あるいはあがらないからしませんでは困るんだと、私はそんな思いがしているんですが、その点については、宝島は、例えば、渇水期になると、どういう現象がおきるんだと。一人あたりいくら需要が見込まれているんだと。それで供給がいくら足りないんだというような、そこらへんの説明辺りが出来るのかどうかという、そこらへんをひとつ伺いたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島においても渇水期、長い間雨が降らなかつたりとか、そういうのがあったときに、水源地の量が減ってですね、節水までとは行かなくても、ある程度のレベルまで落ちたということの報告を受けたりするものですから、その為にもここを予備的調査をしてですね、そういう時期のために確保しておいたほうが宜しいんじゃないかということで、この場所を選んだわけでございます。

各島のその需要量、今手元に資料はございませんけど、全ての島において、だいたい一人当たりの一日、一般家庭はいくら、民宿はいくらと言うことで、それは国の基準で定められているのがあります。それを基にして各島の水源地そのものを把握して、水道のその出張員あたりにどのくらいの取水があるかという時期を調べよと言うことで、そういう器具なんかも送っているんですけど、なかなかその報告があがってない状況でございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

言わんとしていることはよく理解はできますが、例えばその、そうですね、現在の水源地で、宝島の。日産に、1日にしていくら出ているのかということは、そのハッキリした数量はわかっているというふうに捉えて良いんですか。

その中で、先程話があった、国の基準によって人口に対する、世帯数に対する水量がいくらだと。そういう中で渇水期の時には、どういう状態なんだというところまで、その言わば数値によってわかるわけですから、そこら辺が説明がちゃんとできるような状況の中で、ここは足りないから予算を組むんだと。あるいは、渇水期の時に、どの位たりないということも、要するに把握できなければですよ、ただ渇水期になって、先程の説明だと節水までは至らないというような表現の仕方もしましたが、そこらの曖昧な中で、例えばこの水道特別会計の財源をみましても、かなり逼迫した状態で、それで住民の皆さんに水道料金の値上げをお願いしたというような経緯もあるだけに、きちんとした数量、あるいは計算式をもって、何ですか、予算執行計画を立てていかなければいけないんじゃないのかなと、私は再三言ってるんですが、その水道そのものが把握していない。それは出張員になかなかしてくれないということなんですが、出来なければ、どうしても出来なければ、業者を送り込んででも私は確認をする必要があるのかなと、そんな思いがしてるんですがね、その点については、そこまで必要ないというふうに捉えているのか、その点についても伺いたい。

今の現状の中で、もし平島が漏水の確認もしないで、水が足りないから水源地をもっと探せと、片方は漏水をして水は捨てている。その状況の中で水が足りないから、水源地をもっと探せというような、そういう状況もおこならないとも限らない。それだけに、そこらへんの数値の確認と言うのは、私は必要だと思うんですが、これでもう10回以上は私の質問は超えてるかと思うんですけど、どうですか、そこら辺。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今の答弁、似たような答弁になるんですけど、出張員さんにはお願いして、その取水量そのものは確認は出来ていないということでございます。

村に簡易水道が移行する前に、簡易水道そのものの全体の調査をしたことがございました。そのときの資料はございます。そのときの資料は。たとえば、平島は。全ての島をそれはもう把握しています。平島に対しましては、分あたりどのくらいの水が出て、年間どの位貯水してどうのこうのと。そういう資料は、今でもっての一日を通してのその資料は、それはもう一日一日、島にいらっしゃる方にお願ひせんと、渇水時期とか、水の多い時期とか、そういう把握はちょっと難しいかと思ひます。

うちの場合は、全ての島、口之島、中之島は別として、平島、悪石島、諏訪之瀬島は別としまして、宝島、全て天水です。天水を利用して、その天水がその地下に通って出ていると言う状態でございます。

諏訪之瀬島にしましては井戸からとっているわけで、小宝島の場合は海水からとっているってかたちをとりますけど、天水だからどうしても、雨が降らなくてはその量と言うのは確保できないのは間違いないです。

しかし口之島の場合も天水でありますけど、口之島は山が多いものですから、保水能力そのものが

あって、常に水がかれると言うことはございません。中之島の場合も同様で、天水を利用していますが、あれだけ山が大きいものですから、今の住民には十分底なしにいきている状態でございますけれども、その議員さんの指摘されているその一日一日の量とか、出張員そのものをお願いするしかないんですけども、それは報告があがらないという状況でございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

只今の宝島の水道の伐採について、ちょっと、無駄とは言っておりませんが、かのように私はちょっと受け取ったりするんですが、非常に大事なことだと思います。少なくとも、私もこれも何回も言っていますが、宝島の住民は本当に他の島のそういう実態を見たことはありませんけど。コップの下に土、石灰じゃないですよ。本当にそういう水を飲んでるんですよ。私は何回も言います。それで、金を払ってるんですよ。みんなと同じ。

しかしこれは何のためかと言うと、今経済課長が説明したとおりなんです。従来我々が本当、村長もそうでしょうけど、小さいときから使っている井戸です。

そして、これがですね、今言う飲料水ももちろん将来そういうことも考えられるでしょう。例えば診療所下の水がかれる場合もあります。なんかの故障とかあるかもわかりません。山も同じことです。何日か断水する場合もあると思います。

そのためと、もうひとつは、もうひとつと言うか、2つも3つもあるんですが、丁度中間、両方西東には消火栓、消化タンクがある。消防タンクですよ。タンクって言うんですかね。正式名は。西と東にある。中間にはありません。消火栓は多分差し込むところはコミセンの前にあつたと思います。

そういったものにも使えと。大事なものですよ。ですから、自治会の役員で話をしてですね、これは何とかしてもらおうじゃないかということ。

それともうひとつ、夢の話です。これは夢の話。本当にそこがきれいになったら、虫でも飼おうよと。あとまた2人同僚議員で話したことは、将来そこでわさびが作れないかと、そういう話までしてるんです。そういう中でね、伐採、実際どの位かかるか分かりませんが、必要だと言うことで、要望して、これは、多分座談会で要望が出ての前倒しをされているのではないかというふうに理解するんですが、私はそう思っていますので、無駄と言うことまでは言っておりませんが、無駄なものは絶対ありません。ぜひともですね、皆さんもご理解ください。

それからもうひとつ、私もその6番議員と同じように、例のようにしょっちゅう議会のたびに、予算、決算では本当に何回も水量の検査をですね、してくれと。その器具まで買っているのにそれができないと言うのは、村長なんですかね。総務課長、何ですか。

しないということはそんなに忙しいですか、出張員は。たった、たったって言うのは失礼かな。半日あれば取水口と、出るほうと入るほうで、一日あれば出来ると私は思う。

それから、水の量。私、昔そういうあれをしていましたけど、1人400リットル。一日。多分計算されたと思います。昔ですよ。今はわかりません。宝島は100人ということで、40トンタンクを造ってあります。そういうことです。そういうのをきちんと、あれしといて、ちゃんと答えるようにやっぱりしないとね。

何ですか、渴水というのは、これはいつ起きるかわからない。ましてや、12月これからですね、渴水と言うのはおきると私は思っていますのでね、今年これが間に合うということではありませんけれども、出来るだけ大事な飲料水、本当に水と言うのは我々が生きていくために必要なものです。電気がなくても生きていけます。水がないと1日も、30日ぐらい生きられるのかな。そういうことです。是非あれしてください。

またそれはどうしてできないのか、調査ができないのか、してくれないのか、出来ないのか、そういう理由があると思うんです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

出張員が出来るかできないかと言うことは、これは出来ないということとは言えないと思いますよ。もうそれだけの話ですから、それが徹底して、出張員に染み付いているのかいないのか、問題はそこだと思います。

ですから、それは今ここではその返事は出来ないわけですから、後日総務課長あたりから確認をさせる、それ以外方法はないと思いますので、ここでは今その調べてないわけですので、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

出来ないわけではないというので、来年度からでもできると。年に最低でもですね、期間はわかりません。さっきも言ったとおり、渇水期と言うのはいつ起きるかと言うのは大体分かると思うんですよ。さっきも言ったとおり、冬が多いんです。私の経験だともう冬が多いんです。そういった意味でその時期にするのか、一番多い6～7月にするのか、最低年に2回ですね。来年からでもするように村長名で出せば出来るはずですので、約束してくださいよ。出しますと。命令しますと。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

過去にもそんな話があつてですね、宝島の場合は言えばちゃんとした経緯はあります。僕はそう聞いておりますけど。ですから、こっちからの指示が、例えば平島はそういうことでなかなか徹底していないと言うことですが、他の島辺りもそうしたことでやっているのかどうなのか、こちらからの指示が行き届いているのか、行き届いていないのか、そこの把握ができていないとそういうことです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

只今用澤満男君の本件に対する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

○6番（用澤満男君）

宝島のこの件に関しては、私は決して無駄だということは言ってないんです。ただ、その根拠がないと。根拠をきちんと踏まえた上でしなければ、この会計が逼迫しているんだと。その中でただ住民から要望があったからしますじゃなくてね、もしかしたら漏水で、通常一日に60トン出ている水がそれが足りないと言うのはおかしいんだと、そこが分かればですね、通常は60トン水が出ているのが、使用量は40トン、20トンはあまるはずだという、その計算の元に、それでどうしても60トンの水が無くなるんだと言うような、そこら辺の算定方式で確認は出来るんだと。だから、今5番議員がおっしゃったように、渇水期の時期と言うのは、おおよそ分かっています。ただ、地震等で水源そのものが水脈が変わるとかね、そういう状態すらも把握できないと。その一日にいくら出てくるかと言う今が分からなければ、地震が起きたときに、この水の量がどういうふうに変ったのか、水量が減ったのか増えたのかってすらもわからない、今の現状なんです。そこら辺を把握した上で、今度はその計画性のある、立てて、その安定した水の供給をしていくと言うのが、私は基本だろうと思うんです。

特に我が村では、特別会計、水道会計がここ最近、いわばなんとなく出来たような状況。そういう状況の中で、維持管理等が徹底されていない。それでまた専門的な、その知識を持った人たちが少ない。だからそれだけに言わば、そうですね、全て無駄だとは言いませんが、どっかでなんか抜けているものが出てきていると。

例えば過去のデータはあるといいましたが、過去のデータでは、要するに使用量が全然変わってきているわけですよ、昔は水洗トイレとか、そういうのがなかった。全て合併浄化槽にして、使用量も増えているんです。そういうことも含めて、ちゃんとしたものを、私はその思うのが業者でも頼んで、私はやるべきだと、無駄ではないと、そんな思いがするんですが、そのへんについては本当にやる必要がないというふうに捉えていいのかな。ここまでしないという事は。どうですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

原水の取水量、それはその調査によって出来ます。出来ますけど、今度はその取水したときから、貯水タンクに入る。その貯水タンクに入るためにはメーターがないといけません。いくら入ったかと。取水と。そして溜まったのがいくら出たかと。そこにメーターがないといけない。それで持って、ト

一タールでもって、どこで漏水しているかというのが出てきます。そのメーターそのものの口径と言うのは 50 ミリになります。本管ですから、そうすると 7~80 万一個がかかります。メーターそのものというのが、それを全島に設置したとします。だから、例えば今ハッキリ言って、原水がいくら出たとしても、今の状態ではいくら漏れているかは調査することは出来ません。ハッキリ言って。メーターがございませんので。そのままツーツーになっていますから。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。  
協議会に移します。

休憩

○議長（日高通君）

それでは本会議に移します。  
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第 4、議案第 76 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての件を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。  
従って、日程第 4、議案第 76 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
これより 10 分間休憩いたします。  
3 時 35 分にお集まりください。

休憩      3 時 2 5 分  
再開      3 時 3 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第5 認定第1号 平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第6 認定第2号 平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第7 認定第3号 平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第8 認定第4号 平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第9 認定第5号 平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第10 認定第6号 平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第11 認定第7号 平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第5、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、7件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第11、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

認定第1号、平成22年度一般会計決算認定の、失礼。一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成22年度一般会計及び特別会計決算の認定説明につきましては、配布しております、同決算資料の一般会計決算の概要により、ご説明を申し上げます。

同資料の2ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出決算につきましては、歳入決算額3,499,120,802円。歳出総額が3,315,873,733円。歳入歳出差引額が183,247,069円。翌年度の繰越額明許繰越ですけれども、115,434,000円。実質収支で67,813,069円。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金への積立金につきましては、34,000,000円。残りの33,813,069円を翌年度に繰越をしております。

この決算額につきましては、前年度と比較した場合に、歳入で729,162,773円、歳出で798,029,096円の大幅減少となっております。その要因は補助港湾事業の減額及び事業繰越、あるいはブロードバンド整備事業の事業終了等が影響したものでございます。

歳入で、構成比の高い主なものを申し上げますと、地方交付税では対前年度45,088千円増額の、1,658,642千円、構成比率にして、48.2%となっております。内訳につきましては、普通交付税で40,088千円増の1,444,627千円。特別交付税で5,000千円増の241,015千円となっております、この4年間連続で増額交付となっております。

国庫支出金につきましては、前年度より698,218,910円減額の484,304,336円、率にして13.8%となっております。

その減額の主なものにつきましては、前述したとおり、補助港湾建設費の翌年度繰越等やイントラネット基盤整備事業の完了等が大きく影響したものであります。

新規事業として、子ども手当事業等が増額要因となっております。

県支出金につきましては、対前年度491,977円減の、397,084,435円、構成比で11.3%となってお

ります。これにつきましては、21 年度皆既日食事業や特定離島事業の繰越明許事業が影響して減額となったものでございます。

増額では、環境基金事業を活用して、海岸線の流木等撤去処理が 14,852,250 円、措置されております。

繰入金につきましては、対前年度 127,029,435 円の増額の 378,548,460 円となっております。

主なものにつきましては、地方債の繰上償還に充当した減債基金の一部取り崩しが影響しております。

地方債は前年度 254,900 千円減の 219,200 千円。率にして、6.3%となっております。

減額では、イントラネット基盤整備事業や集荷施設整備事業の終了が影響し、新規では 22 年度から過疎対策事業債でソフト事業も対称となったことによるものであります。

次に歳出についてですが、目的別の説明については、本資料の主要施策の成果等に関する調書に詳細に記載してございますので、省略を致します。

次に、性質別の状況につきまして、説明いたします。

義務的経費につきましては、1,214,726 千円。率にして 36.6%。それから投資的経費 1,110,297 千円、率にして 33.2%。その他の経費として 1,000,851 千円、構成比で 30.2%となっております。

内訳を説明しますと、人件費は前年度比 3.7%の減で、349,393 千円で、休職職員や人事院勧告による給与減額が影響しております。

扶助費につきましては、22 年から新設された子ども手当が影響しております、前年度増 28,927 千円となっております。

公債費につきましては、繰上げ償還 3 億円の影響によりまして、前年比 210,516 千円増の 836,406 千円、率にして 25.2%になります。

普通建設事業費は、先程来説明のとおり、港湾建設事業の年度繰越や、大型プロジェクト事業の完成等で、前年比 945,458 千円減少の 1,100,297 千円となっております。

物件費はブロードバンド運営費や海岸漂着ゴミの処分経費等の増額要因がございまして、前年度比 15,255 千円増の、338,810 千円となっております。

積立金につきましては、369,037 千円となっております、地域振興基金が前年度比 18,000 千円及び渡船基金で前年度比 50,000 千円の増額積立を行っております。また繰上償還の原資に減債基金の一部を取り崩したことから、前年比で 89,000 千円減少しております。

次に財政状況等資料の 1 ページに示しておりますとおり、平成 13 年度から 22 年度までの推移を記載しております。22 年度の欄を見ていただきますと、財政指数が好転していることが分かります。

借金の返済率である、実質公債費比率がマイナス 3.1%、財政構造の弾力性を示す計上収支比率が 66.8%、地方債現在高が 5,163,447 千円、前年度比 530,839 千円減額で、積立金の 2,509,040 千円という結果となっております。

以上のとおり、一般会計の決算概要については説明を終わらせていただきます。

続いて、平成 22 年度国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

平成 22 年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額は 109,841,199 円で、前年度比 4,563,242 円、率にして 4.3%の増。歳出総額は 98,809,417 円で、前年度比 7,224,291 円、率にして 7.9%の増となっております。

歳入歳出差し引きは 11,031,782 円で、この 11,031,782 円の剰余金のうち、31,782 円を繰越金として、次年度へ繰り越しております 11,000,000 円を基金に積み立てております。

剰余金の主な要因としましては、歳入の前期高齢者交付金が 7,742,263 円増額しております、繰入金が 9,372,495 円増額されたこと等、及び歳出後期高齢者支援金が 11,110,923 円減額されたことがあげられます。

まず歳入では、主なものを申し上げますと、国民健康保険税は 13,502,800 円で、前年度比 2,763,700 円、率にして 17%の減。その内訳は一般被保険者が 13,181,250 円で、前年度比 2,728,798 円、率にして 17.2%の減、退職者被保険者が 321,550 円で前年度比 34,902 円の減となっております。

国庫支出金については、24,033,099 円で、前年度比 6,966,003 円、率にして 22.5%の減であります。

内訳については、療養給付費あるいは特定健康診査負担金、それから財政調整交付金等が減額になっております。

それから、県の支出金につきましては、14,944,930円で、前年度比407,281円の増でございます。

それから、繰入金につきましては、19,715,890円で、前年度比9,372,495円の増でございます。

それから、次は歳出でありますけれども、保険給付費につきましては63,609,253円で、前年度比14,155,137円、率にして25.6%の増であります。内訳については、省略をさせていただきます。

それから、退職医療給付費につきましては、339,189円で、前年度比45,164円の減となっております。

それから、後期高齢者支援金につきましては、5,757,543円で前年度比11,110,923円、率にして65.9%の減でございます。

それから、前期高齢者支援金につきましては、12,341円で、前年度比35,622円の減となっております。

老人保健拠出金については、582,530円で、前年度比581,587円の増となっております。

それから、介護給付費納付金につきましては、5,227,218円で、前年度比478,571円の増となっております。

共同事業拠出金につきましては、14,279,319円で、前年度比1,030,301円の増となっております。

保険事業費につきましては、2,858,558円で、前年度比124,776円の減でございます。

諸支出金については、4808,010円で、前年度比2,130,282円、率にして79.6%の増となっております。

以上で、国民健康保険の会計の概要の説明と致します。

次に平成22年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算の概要について、ご説明申し上げます。

平成22年度老人保健医療特別会計の決算額は歳入総額、3,285円で、前年度比1,342,259円、率にして99.75%の減額でございます。歳出総額が3,285円で、前年度比1,340,372円の減額となっております。

従いまして、歳入歳出差引額は0円でございます。平成22年度については、過年度分の精算も生じておりません。老人保険制度につきましてはすでに廃止されておまして、平成21年度以降については過年度分の精算が主なものでありましたけれども、平成22年度はその精算も生じなかったため、老人保健医療特別会計については、廃止しております。

歳入については、先程申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

歳出についても、同じことでございますので、省略をさせていただきます。

次は、船舶交通特別会計の決算概要を報告申し上げます。

平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の概要についてですが、歳入で906,017,144円、歳出で893,748,776円、歳入歳出差引で12,268,368円。翌年度繰越べき財源は0円で、実質収支が12,268,368円でございます。実質収支のうちの基金繰入金も0円でございます。

以上で、平成22年度十島村船舶交通特別会計の状況であります。歳入についての概要を申し上げますと、まず運航収入で、収益でいきますと48,216,000円の減。それから、営業収益で9,000円の減。

それから、営業外収益で204,000円の増、国庫支出金で34,567,000円の減、それから県支出金で267,304,000円の増、繰入金で63,469,000円の減となっております。

内訳については、省略をさせていただきます。

次に歳出でございますが、歳出総額につきましては、先程申し上げましたとおりでありますけれども、運航費用で23,849,880円の増、それから営業費用で1,515,727円の減額、航路補助対象外費用で、53,868,610円となっております。

それから、運航費用を項別で見ますと、旅客費は9,084,305円の決算額で、前年度比と比べますと1,325,405円の減額となっております。

それから、手荷物取扱費は945,001円の決算額で前年度と比較しますと349,923円の減となっております。

小荷物取扱費につきましては742,511円の決算額で、前年度比較しますと87,982円の減となっております。

それから、自動車航送費については、3,654,876円の決算で、前年度と比べて1,240,158円の減と

なっております。

それから、貨物費につきましては、5,073,085 円の決算で、前年度に比較して 227,444 円の減額。それから、郵便取扱で 3,028,146 円の決算で、36,843 円の増になっております。

次に、燃料潤滑油の関係では、229,756,905 円の決算額で、前年度と比較しますと、46,451,580 円の大幅な増となっております。

それから、養缶水費につきましては、1,619,512 円の決算で、前年度比で 143,309 円の増となっております。

公費につきましては 17,451,175 円の決算で、前年度と比較しますと、492,840 円の増となっております。

雑費につきましては、665,830 円の決算で、前年度比が 32,120 円の減となっております。

それから、船費につきましては、356,901,622 円の決算でございますが、前年度比 20,011,660 円の減額となっております。

それから営業費につきましては、保険料で 5,537,537 円の決算で、前年度と比較しますと、851,929 円の減少となっております。

それから、この関係につきましては、海難工事費が発生しなかったこと等がございまして、保険会社との継続契約としたことが要因であります。税金につきましては、7,224,600 円の決算で、前年度と比較しますと 2,114,500 円の減額となっております。

それから、元金ですけれども、101,153,425 円の決算額で、前年度と比較しますと 1,876,822 円増加してございます。

それから、利子につきましては、5,319,258 円の決算で、前年度と比較しますと、1,876,823 円の減となっております。

賃借料につきましては、5,489,910 円の決算で、前年度と比較しますと、1,050,000 円の減額となっております。

それから、航路附属施設費につきましては、23,594,908 円の決算で、前年度と比較しますと、11,660,254 円の増となっております。

店費につきましては、56,162,051 円の決算で、前年度と比較しますと 9,159,551 円の減額となっております。

次に償還金の利子及び割引料につきましては、船舶会計の資金繰りのための一時借入金の利子でございまして、前年度と比較しますと 190,356 円の減額となっております。

航路補助対象外費用は、資金不足対策立替金として、一般会計より繰出してございまして、費用と窓口徴収していた実証運航の運賃を地域交通活性化協議会に納めた費用となっております。

ちょっと複雑なものの言い方でしたけれども、以上で船舶交通特別会計の決算について終わります。

次に、介護保険事業特別会計の概要についてご説明を申し上げます。

介護保険事業勘定につきましては、歳入で 82,816,929 円で、前年度に比較しますと 755,071 円の減、歳出につきましては、75,673,002 円で予算現額に対して 7,898,998 円の減、歳入歳出差引額が 7,143,927 円の繰越額となっております。

決算額を前年度と比較しますと、歳入で 3,429,131 円の減。歳出は 7,010,449 円の減額となっております。

歳入の主なものにつきましては、保険料で 8,071,749 円、国庫支出金で 22,806,392 円、支払基金交付金が 20,967,000 円、県支出金交付金で 13,632,932 円、繰入金で 13,726,633 円となっております。

歳出、歳入の減となった主な要因と致しましては、介護給付費に対する国県の補助金が減額となったことによるものでありまして、介護保険料については第 4 期事業計画で、基準額 4,150 円となっております。第 3 期事業計画と比較して 561 円の増額となったものであります。

一方、歳出の主なものについては、総務費で 1,881,728 円、それから保険給付費で 67,666,365 円、地域支援事業で 1,899,065 円等となっております。

総務費では 346,159 円の減であります。

それから保険給付費につきましては、67,666,365 円でありまして、8,475,420 円の減少となっております。

以上で、介護保険事業勘定についての説明を終わります。

次にサービス事業勘定でございますが、サービス事業の決算につきましては、歳入で688,691円、予算現額に対して33,309円の減額です。

歳出は688,691円で、歳入歳出同額の決算となっております。

歳入の主なものにつきましては、サービス収入で224,360円、これについては、国保連合会からの収入となっております。

繰入金では463,673円、これは本事業を運営していくための一般会計からの繰入によるものであります。

歳出につきましては、総務費で688,691円、松下ケアサービスが現地まで出向いておりまして、介護状態等を把握して、ケアプランの作成等を行うための委託料が主なものとなっております。以上でサービス事業勘定の説明を終わります。

続いて、簡易水道特別会計の決算概要報告を申し上げます。

歳入歳出の概要ですが、歳入で63,224,938円、歳出で63,224,938円、歳入歳出差引額は0円、それから翌年度に繰越すべき財源も0円ということになります。

まず、歳入総額につきましては63,224,938円で、水道使用料は7,813,154円。それから国庫支出金で12,500,000円、繰入金で25,842,025円。村債で12,500,000円。繰入金につきましては、21年度からの繰入金8,467,200円及び22年度からの繰入金で17,374,825円の構成比となっております。

水道使用料の収入につきましては、566,594円の減額となっております。

国庫支出金、あるいは村債については、前年度ベースの事業費を抑えた予算措置となっております。繰入金については前年度決算に比べると、3,110,538円の減額となっております。

歳出につきましては、歳出総額が63,224,938円で、建設維持費の一般管理費で453,000円、維持管理費で12,115,663円、それから建設改良費の簡易水道施設改良工事で25,118,167円、公債費の元金が2,230,516円、公債費の利子で1,958,421円となっております。

本年度の決算と前年度の決算と比較しますと、建設維持費の維持管理費が2,388,024円、それから需要費の光熱費、修繕費、公有財産購入等の減によるものであります。改良工事費が9,775,000円増で、これは工事請負費の増によるものでございます。以上で、簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

次に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額で7,573,378円で、前年度比288,245円の減。それから歳出総額は7,506,215円で、前年度比198,177円の増となっております。

歳入歳出差引額は67,156円で、この全額を剰余金として翌年度に繰り越しております。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者保険料は3,030,200円で、前年度比409,600円の減、それから一般会計の繰入金につきましては、450,074円の収入がありまして、前年度比21,384円の減となっております。

基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減等による繰入金として、3,530,494円の収入がありました。前年度と比べますと、57,114円の増額となっております。

それから保険基盤安定負担金につきましては、県と村がそれぞれ負担するものでありまして、負担割合は県が4分の3、村が4分の1となっております。

繰越金につきましては、前年度剰余金として553,578円を繰り越しております。

次に歳出の主なものについて申し上げますが、高齢者医療広域連合納付金が6,642,294円で、前年度比194,286円の減額であります。

それから、後期高齢者医療保険料3,111,800円、保険基盤安定負担金3,500,494円となっております。

それから、一般管理費につきましては、450,074円を支出しておりますが、前年度と比較しますと、21,384円の減額であります。

それから他会計繰出金は、平成21年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算分として、413,847円を繰出してあります。

以上で簡単でございますけれども、決算の概要にかえさせていただきます。終わります。

#### ○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

これよりしばらく休憩いたします。  
4時40分にお集まりください。

## 休憩

### ○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
5番、平田傳義君。

### ○5番（平田傳義君）

先程村長から各会計ごと説明を受けました。

このなんですか、あれによりますと、8月22日から9月2日まで、まあ自治法では8月31日ですかね。まで監査をすることになっていますが、その範囲内でやっているということは昨日おととの説明もありました。

この中で監査委員結果及び審査意見というのが、2ページ目ですか、あります。

ここはちょこっといろいろ是正することもあるというふうになっております。そういう中で20日間程度あったんだと思うんですが、この今期と言いましょか、最後の決算になるのかと思っておりますが、どういうふうに取り取って、この内容をご覧になったのか、是非聞きたいと思えます。いつ頃取り取ってですね、熟読させていると思えますが、どこが一番ですね、いくつか私も（聞き取り不能）していますが、ここはこうだったなというようなのがあれば是非聞かせていただきたいと思えます。

### ○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

### ○村長（敷根忠昭君）

まず、国の施策がですね、民主党政権になって、今までやってきたシステム自体がほとんど変わってきております。そういうようなこと等もあるし、また事業仕分け等々、そういうようなこと、あるいは、公共事業のコンクリートから人へというようなこと等もあって、大変こう補助金等については、補助金が減らされて、今度は交付金で支給されたり、なんかこう中身がですね、はっきりしないような状況になりつつあると。まあそういうようなことで、どっちが得損なのか、ちょっと分からないような状況にありますけれども、公共事業で私共がその進めております港湾事業、これがなかなかこちらが要求した額が認められない。そこらがやっぱり大変危惧をするところでありまして、交付金では一括交付金と言うことで、何に使っても宜しいというようなものもありますけれども、やはり港湾は港湾としてきちんとこう制度上やってもらったほうが、村としてはしやすい状況になろうと。そういうようなふうになっております。

歳入歳出については、特別に監査委員からの指摘もありませんでしたけれども、特に申し上げれば、税の収納、それから貸付金の償還、これが非常に最近悪くなってきております。そこらをですね、これからやはり税徴収等についてはもっと工夫をして、100%収納できるような、そうしたことあたりを工夫していかなければいけないんじゃないのかと。

それから、貸付金の償還についても、同じようなことがいえませんが、特に監査委員から指摘されたのは奨学金の返納、償還の関係で、未納が家族ぐるみで未納しているというような指摘も受けておりまして、これらの償還については、やはり強力で推進していかなければ、後々の奨学生に対する貸付金ができない、そういうような状況になっておりまして、大変こう残念なことのようになっています。

これから、そうしたことをしっかり各課、各人それぞれ肝に銘じて仕事にあたってもらう。そういうことが肝要であろうと思っておりますが、本年度の決算については、そういうことが非常に残念だったんじゃないかと、そんなふうになっております。

今から、これを取り返すための努力を一層して参りたいと思っておりますので、ご了承をいただき

たいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

私もですね、このさっきも言った2ページにちょっとそういったことが書いてありますので、どこなんだろうと、いろいろめくってみました。中でも、中でもと言いますか、毎回のようにならわれている分ですけれども、4ページもそういうのがいろいろ載っているんですが、13ページにも、まあなんというんですか、減少した項目、それから増減がなかった分、それから未収が増加した分というふうに分かれてですね、新たにまた未収がある。当然これ見たらわかりますが、さらに10年以上も未収になっているということで、いろいろ努力して、を返すべきだというのが監査委員の方から指摘をされているわけですが、詳細についてはまた委員会もあると思いますので、その中でまた聞かせていただければと思います。

それからさっき村長がおっしゃってた、この結びの中にですね、非常にこの憲章ですか、村民ですね、憲章、こういうものをもっと大事に下さいよと、見直して下さいよということで、だされています。本当にこれは私もちょっとぱっと見てですね、はあという、何だったかなと思ってね。どういうものだったかなと思ってね。改めていろいろ考えるところでした。

それで、今おっしゃっていたですね、次の50ページにですね、こういうふうにはゼロ、返還金は一切していないというのが4名ですか。4名なのちょっとわかりませんが、非常にですね、これを合計すると本当に、これは毎回言われているんですが、本当に能力がない人たちなのか、そこらへんが我々わからないんですよ。

学費を借りて、その人が生存していれば、当然成人してですね、仕事もされているのではないかと思います。そういう中で、本人が払えなければ、親もしくは保証人でしょうか、そういう方々がおられるんだと思うんですが、その辺の、本当に小さいことはまた詳細は聞きますが、大雑把にね、ここに出ている分のゼロの方々は健在でいらっしゃるのか、その辺はちゃんと把握されているのか、分かっているならば説明をしていただきたい。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

お答えいたします。

この奨学金の関係につきましては、監査委員のほうから、このような指摘を受けておまして、今年の春にかけまして、担当のほうがこの一回も償還していない方々については、全て連絡を取って、こういった未納があるということを本人にも確認を取っております。

それで、そのときの確認の中では「必ず払います」という言葉ももらっておりますけれども、まだその償還がなされていないという状況です。

監査委員のほうからも、この監査意見書を活用してでも本人に再度徹底して下さいということですので、この結びのところをコピーして、この滞納の方々に再度発送する準備をしているところでございます。

○議長（日高通君）

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長をします。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

確認だけ。この額、貸付はまあ、ここに出ているのかもわかりませんが、何ですか、その成果のほうに出ているのかもしれないんですが、いつ頃のやつなのか。

それからさっきも言ったように、両親、もしくは本人等々、健在であるのか。そして、いつから、いつ貸したのかわかりませんから、いつからと言うのがわからない。今年の春というのが、いつ、半年たって春なのか、1年たった春なのか、そのへんが分かっていたら。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

この確認を直近で取ったのが今年の春でございます。その滞納者と連絡を取って、再度こういった

滞納があるということ、1回も償還のない方々達に確認を取ったのが今年の春ということでございます。

保証人の関係ですけれども、ここに監査委員が3家族につきまして、三角印、米印、星印として、この3家族が大きな問題があるということで、ご指摘をいただいておりますけれども、ひとつの家族につきましては、保護者が亡くなられております。

そして、それ以外の方につきましては、保護者も健在で、保護者が保証人ともなっております、保護者のほうにも保証人でございますので、お子さんからの償還がないということで、保護者ともども償還に努めてくださいということで確認はとっております。

この滞納ですけれども、一番早い貸付けですと、平成10年からの貸付になっております。

○議長（日高通君）

平田傳義君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ちょっと、福澤君も異動したばかりだから、あれかもしれないが、ちょっとよくわからないのよね。一番この中で、一番古いので10年だという意味だと思うんですが、10年と言うことは、勿論今までも（聞き取り不能）てたわけだから、その中の分だと思うんですよね、今さっき言った、今年の春に、どの件か知りません。このゼロ4件、5件に対して、今年の春退職したと言う意味なんじゃないかと思ったんですが、このじゃあ、人たちが、計画、どなたでしたかね、ちょっと私も月払いじゃなくて、年払いか、まあそういうかたちになっていると思いますが、いつから払ってないのか、そこをちょっと知りたいんですよね。

その辺だけでも一度もうちょっとそこだけ聞かせて。私は終わります。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

拳拳服膺して、村民憲章をいうことで、この監査委員の大原先生は私が非常に敬愛する先生なんですけれども、私たちのこの村の子弟に対して、村が貧しいながらも奨学資金を貸し与えている。議員がおっしゃったように、借りたものは返すんだと、石にかじりついてでも返すんだと、人に迷惑はかけないんだと、そういう気持ちを持って欲しいとおっしゃる気持ちは、非常に有難いと思っております。

県の教育委員会のほうでも、奨学資金を貸し付ける部署がございます。

ところが、この県の高等学校、大学生等に貸す貸付金がなかなか返ってこない。そういうことで、3年前だったでしょうか、専従の人を2人置いて、そして、ぜひとも貸付した金を返していただきたいと言うことを、足を棒にして大学生、高校生の卒業生の所に行って回って、貸付回収をして、若干の成果を挙げているということは伺いました。

私たちのところも実質、課長と主幹の2人体制でございまして、なかなかそこまで、足を運んでというところまで出来ない部分がございます。

内容証明付きでと言うのもあんまりじゃないかなと。また、プライバシーに関することがございますので、なかなか足を踏み込むことが出来ないような状況でございます。

でも、今日こういう質問が出たと言うことをば、テレビで各島にこうやって知れ渡れば、次回からはまたいい影響が出てくるのかなという思いが致すところでございます。

毎回大原先生からの監査報告をば伺うわけですが、非常に穴があったら入りたいような気持ちがあるところでございます。

この貸付を返さないと言う人の家庭にもいろいろと問題、課題はあるだろうと思いますが、拳拳服膺して、やっぱり借りたものは返す、まじめに世の中をば渡っていくんだという気持ちをやはり私たちの十島村の人たちはより強くもって、こういうことが無いようにお互い気をつけていただきたいと思うんですが。

答弁にならないかもしれないんですが、今後とも貸付、借りられた方々にはちゃんと返していただきねと言いながら、貸付け作業等も進めなきゃいけないのかなという思いでございます。以上でございます。

○議長（日高通君）

教育総務課長、福澤章二君。

○教育総務課長（福澤章二君）

この償還、いつから払っていないのかという件でございますけれども、その借りた方々の借り入れの年度によって、様々になるわけですが、一番古い方で平成 10 年度分から残っていると言うことでございます。

償還の方法としましては、この条例の中でいろいろな方法が取れるんですけども、ほとんどの方が半期払いですね、年に 2 回払いとっている方がほとんどです。

これに伴いまして、償還の請求書のほうは毎年確実に送付しておりまして、宛先不明で帰ってくるのが 1 件だけあると言うことでございます。

○議長（日高通君）

お諮りします。

本件につきましては、6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、本案件については、6 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、決算審査特別委員会の委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これから、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会は委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっており、さらに同条例第 9 条第 1 項の規定によって、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっております。

これから直ちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は第 1 会議室と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

只今決算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨通知を受けましたので、ご報告いたします。

決算審査特別委員長に平泉二太君、同副委員長に日高助廣君と決定しました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

9月28日水曜日から10月3日月曜日まで、会議室において決算審査特別委員会を開催する旨、決算審査特別委員長より通知を受けております。

日程は9月28日が一般会計の経済課関係、及び経済課所管の特別会計であります。船舶交通特別会計と簡易水道特別会計の審査、9月29日が一般会計の住民課関係及び住民課所管の特別会計であります、国民健康保健特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計の介護事業勘定、サービス勘定、及び後期高齢者医療特別会計の審査。9月30日が一般会計の総務課関係、及び一般会計の教育委員会関係の審査。そして、10月3日が総括質疑委員会の採決となっております。

明日は午前10時に会議室にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会いたします。

ご苦労様でした。

10月5日（水）

## △開議宣告

### ○議長（日高通君）

おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

## △日程報告

### ○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

- △日程第1 認定第1号 平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第2 認定第2号 平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第3 認定第3号 平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第4 認定第4号 平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第5 認定第5号 平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第6 認定第6号 平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件
- △日程第7 認定第7号 平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件

### ○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第1、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定の件から、日程第7、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、7件を一括議題とすることにしたと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第7、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで7件を一括議題と致します。

9月27日の本会議において設置された、決算審査特別委員会に付託した案件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、平泉二太君。

### ○決算審査特別委員長（平泉二太君）

平成23年9月27日に決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの7件の決算認定についての審査の経過、及び結果についてご報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本決算審査特別委員会は平成23年9月27日に設置され、同委員会委員は、議長及び議会選出監

査委員を除く 6 人で構成されました。委員会の会議は、9 月 28 日から 10 月 3 日までの 4 日間、会議室において担当課ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長、室長、及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりです。

それでは、一般会計について報告いたします。

まず、総務課関係について報告します。

#### 地方交付税について

普通交付税や特別交付税に震災の影響は出てくるのか。23 年度以降の今後の見通しは。とただしたところ、県の中長期フレームによると地方の財源は確保するとなっているが、全体的には抑制していく方向である。特別交付税は東日本大震災に大きく持っていかれることは予想される。今後は数年に渡って地方交付税の増加はない見通し。また、普通交付税には積算基準がある。人口減少。学級数減少など。何もなくても減らされる可能性がある。という答弁であった。

#### 基金の運用について

基金をすえつけてから一度も運用されていない基金がある。今後の運用方針は。とただしたところ、土地開発基金は運用されていない。県からは、村のほうの判断で別財源へ充ててよいと了承を得ている。村民医療運営引当基金。利子については住民医療費助成に充てているが、基金そのものの運用はしていない。中山間ふるさと・水と土保全基金も運用がない。時期を見て別財源へ充てたい。という答弁であった。また、使われていない基金はとしまの新船準備など必要な基金に鞍替えをしてほしい。畜産関係でも使っていない基金がある。運用は考えているのか。他の基金も適正な運用を図ってほしい。とただしたところ、定期船建造のために渡船基金を毎年積み立てている。22 年度は 1 億円積み立てている。5、6 年後には建造が計画される。前回の建造時で積み立てた額程度までもっていききたい。畜産関係での基金については、目的のある運用として予定している。いまのところ非常事態に陥らなかったとのことで運用されていない。今後、必要が生じることがでてくると思われるので、その時点での運用となる。という答弁であった。

#### 急患ヘリ搬送について

搬送時間の短縮が必要。脳疾患の場合は 2 時間がリミット。2 時間以内を目指して時間短縮を図ってほしい。手続きの手間の軽減はできないのか。とただしたところ、住民の生命に関わること。可能な限り時間短縮を図っていききたい。早急な搬送に努めたい。という答弁であった。

#### 緊急雇用創出臨時特例基金について

来年 3 月で終了する。道路の維持管理や観光地の整備等は大事なこと。島内での臨時職員の雇用は考えられないのか。その対策は。とただしたところ、3 月で基金事業は切れる。今までは国が 100% 出してくれた。今後は道路の維持管理、遊休農地対策に雇用の活用も考えられる。村の一般財源を使うことになるが、考えてみる必要はあるのではないか。道路維持管理は各自治会が担っている。臨時職員を置くのは自治会との調整が必要になる。UI ターンの促進を。今後財源も見ながら検討していききたい。という答弁であった。

次に、住民課関係について報告いたします。

#### 代替看護師について

村の医療は看護師に頼っている。その反面、看護師の休暇対策は改善が図られていない。休みでありながら休みでないような状況。このままで問題はないと捉えているのか。代替看護師の活用は。見解は。とただしたところ、勤務を要しない日の出勤は対応している。有給休暇。時間外処理の代休措置など。手だてをしている。ある程度の余裕を見て申請がくる。本庁看護師の勤務をみながら、なるべく本人の希望にそうように対応している。島に空白を作らないような日程で代替看護師を派遣。スムーズに対応できる場合とできない場合がある。島によっても違う。一週間の代替を見つけるのは難しい。地域の代替看護師を確保しているのは、口之島、平島、小宝島。関係機関に話を続けていききたい。という答弁であった。

#### 緊急通報システムについて

緊急通報システムはいつごろの設置になるのか。とただしたところ、今年中の設置を見込んでいる。震災の影響により機器発注が滞っていた。機種的には既存の電話回線に接続するタイプ。緊急時の連絡先などの個人情報登録したものを個人宅に設置。ペンダント式の屋外機もセット。50 メートル範囲をカバーできる。という答弁であった。

#### 高齢者特別乗船券および特定疾患患者等への運賃助成について

優待券交付事業の規則を一部改正して9月1日から適用している。高齢者で特定疾患、特定治療に限定。年12回の支給を行う。という答弁であった。また高齢者のみならず一般者についても、医療にかかわる助成をどういう範囲でできるのか、部内のほうで協議して進めていきたい。という答弁であった。

次に、経済課関係について報告いたします。

#### 認定農業者制度について

現状からすると先が見えない。産業振興を図るのは難しい。我が村には農業法人が一件もない。村がどういう形でできるか目途を示して欲しい。規模拡大をしろというのは簡単だが、資金投資、設備投資がどれだけ必要か。自立できるモデル的なもの。自立経営、自立農業の基準を村が示すべきではないか。公共事業が減ってきている中で、自立できることが人口減少対策の歯止めになっているのでは。今後取り組まなければいけない課題は。とただしたところ、認定農家は村の根底にある。畜産農家登録は31件。農業の認定農家はまだ無い。所得基準、耕地面積、漁獲量の基準がある。なかなか基準に満たない。中之島の高尾で農業の近代化事業をしている。一産業で自立するための基準が大切。施設化をして、耕地面積を確保し、年間収穫の基準を営農指導員と共に策定中。再度詳細につめて、制度化へもっていききたい。水産についても宝島では急速冷凍機を使用した新しい漁業を考えている。早急に制度化にむけて動いていきたい。という答弁であった。

#### 産業振興と遊休農地活用について

各島に産業振興の農機具、機械等を導入している。有効活用については。とただしたところ、各島自治会への導入機器。遊休農地の活用が進んでいかないと機器導入も進んでいかない。遊休農地対策事業と合わせて、周知、お願いをしていきたい。条例に規定している機器がまだ全ては導入されていない。運営規則等も作られつつあり、宝島、中之島では活用されている部分もある。検討したい。という答弁であった。また、農業委員会を介して遊休農地の借用をお願いしている。事前に1反、2反、整備する必要があるのではないか。転入してからでは遅いのでは。とただしたところ、土地所有者に文書を出している。今後も周知をしながら、新規就業者が来たときにすぐ耕作に取りかかれるような環境整備を整えていきたい。また、島には使っていない農地がかなりある。担当には島民に相談して遊休農地を借りる手続きをするよう言っている。今後も積極的に働きかけるようにしていきたい。という答弁であった。

次に、教育委員会関係について報告します。

奨学金の償還について、ただしたところ、支払う意思があるのであれば連絡をしてくるはず。連絡があれば個別に相談に応じたい。という答弁があった。保証人への連絡が遅いのではないか。とただしたところ、特段に滞った場合のみに保証人には通知している。今後は連絡する規定を内規に定めることを検討したい。という答弁であった。

学校存続と児童生徒の現状について、ただしたところ、各島厳しい状況。危機を迎えていたのが口之島と平島であったが、先生の子弟で延命できている。地元住民の協力もクリアできている。今後もIUターン・親族等の子弟により延命できるのではないかと考えている。という答弁であった。

次に、国民健康保険特別会計について報告します。

#### 国保税の収納について

収納率100%で奨励金が交付。過去において、滞納者がいて奨励金がもらえなかった。22年度は問題なかったのか。23年度は前年度に比べて順調にいつているのか。懸念されることはないか。とただしたところ、前々年度から収納率100%達成の場合に450万円特別調整交付金が交付される。22年度は収納率100%。年度途中の加入者について所得が安定せずに徴収が厳しかった。個別の電話対応や面談等で100%達成できた。23年度も滞納者は見られるが、適切な催告を行い、収納率100%達成に努めていきたい。という答弁であった。

#### 医療費について

医療費の状況は。医療費の増加した要因は。とただしたところ、入院について件数、日数とも増加している。対前年度1,000万円近くの費用。入院外も同様。医療費は増加傾向にある。退職者は被保険者数も変動はなく、医療費も横ばいの推移。増加要因については現状把握していない。医療費分析をして住民にも周知・広報していきたい。という答弁であった。

次に、老人保健医療特別会計についてであります。残務整理の会計であり、特段質疑はありませんでした。

次に、船舶交通特別会計について報告いたします。

#### フェリーとしまの清掃について

経済課長から通常の清掃業務、カーペット清掃、ワックス清掃、害虫駆除などの説明がなされ、クリーニングの頻度、管理方法を高めるべきである。利用客に清潔なものを提供してほしい。クリーニングの頻度は。とただしたところ、指定寝台の枕カバー・シーツについて、毎航海行っている。単価が 200 円。毛布については、通常ドック時に行っている。汚れが目立つものについては随時している。単価は 450 円。費用の関係から、船でクリーニング、天日干しなどして衛生面で努力している。という答弁であった。委員から衛生面は最低限の責務。イメージダウンにもつながる。現状としてダニや虫の苦情が出ている。何らかの対策を講じるべきである。業者とも相談していい方法を考えて努力してほしい。という要望があった。

#### フェリーとしまの荷役作業中の事故について

先日、事故が発生したが、その事故処理と弁償の仕方は。見積はどの程度か。とただしたところ、荷役作業中の事故。損害保険で対応を考えている。損害保険は全額を弁償する制度ではなく、現在価格の範囲で弁償される。修理費が高額になったとしても適応外。損害保険の補償内容でしか補償されない。保険会社とも協議しているが、事例がないので対応に困っている。保険外は村の負担になるのではないか。検討したい。という答弁であった。また、村の出費はない方がよいが、被害者が損をしない形が望ましい。とただしたところ、現在見積を出してもらっている段階である。という答弁であった。

#### 代理店委託契約料について

契約料金はどのようになっているのか。また、中川運輸の 1 航海あたり、あるいは年間の収入は。とただしたところ、基本契約料は 1 航海で 40,000 円。これに事務手数料が加わる。22 年度は 103 航海の実績なので基本契約料は 412 万円。切符 450 万円。手・小荷物 100 万円弱。自動車航送料 180 万円。貨物歩金 270 万円。年間で約 1,000 万円弱になる。ひと月では 100 万円ないぐらい。という答弁であった。

次に、介護保険特別会計について報告します。

#### 介護保険料の見直しについて

来年。介護保険料の見直しがなされるが、その検討は。とただしたところ、今年度に第 5 期介護保険計画を策定する。7 月策定委員会を開催。介護保険料は全国的に 5,000 円を超える見込み。理由としては平成 20 年度に介護保険法が改正。介護職員の給料が低いなど問題になって、介護報酬があがった。介護報酬を上げれば保険料も上げざるを得ない。一気に上がるのも問題とのことで、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設立。現在、この基金で保険料上昇が抑えられている。基金は平成 23 年度で終了。来年度から基金をあてにできなくなる。そのため介護保険料が上がる。高齢者の増加に伴い、要介護認定者数が増加。介護給付費も上がると予想される。それを見込み保険料を設定。1,000 円近くの上昇が見込まれる。急激な上昇がありすぎるとのことで、国は基金の取崩を検討。本村も介護給付費準備基金の取崩を例年以上多くして保険料の上昇を抑えられないかを検討していく予定である。という答弁であった。

介護保険（サービス事業勘定）について。

#### 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターの在り方。地域にあり支援サービスを行うのが本来のありかた。現状は住民課にセンターをおいて、診療所にサブセンターおいている。現状の方針、実態は。とただしたところ、木曜日が包括の日となっている。対象地。各島活動内容はそれぞれ。高齢者宅への訪問、体操教室を開催など。患者が診療所にきた場合は診療を優先させている状況。という答弁であった。

また、実態が見えてこない。全島に広報。看護師への指導。住民へのサービス内容の周知を徹底すべき。有効にサービスができる体制にすべきでは。とただしたところ、島によって差がある。活動回数が少ない島にあっては、情報提供や包括への理解を深めるような指導をしていきたい。という答弁であった。委員から看護師ばかりに責任を押し付けてもいけない。保健師も一緒になって支援体制をつくって欲しい。という要望があった。

次に、簡易水道特別会計について報告します。

### 水質検査について

水質の検査は水の安全性を保障するものである。今現在、何項目ほど検査を行っているのか。鹿児島市は115項目くらいだと思うが。同程度の検査か。とただしたところ、項目数については調べないとわからない。鹿児島市は上水道。村は簡易水道。検査項目そのものが異なる。簡易水道に基づいた項目で、県の指導でやっている。鹿児島市は上水道なので、村より項目は多くなる。という答弁であった。

次に、後期高齢者医療特別会計について報告します。

### 後期高齢者医療制度について

廃止になる話もあったが、現在の動きは。国からの説明は。とただしたところ、平成20年度からの制度。現行通り。24年度も継続。政権交代してもすぐに廃止とは国からは聞いていない。段階的に現行の国保と統合していく案、社会保険と一本化する案等、いろいろ考え方が議論されている。具体的な方向性は国も県に対して示していないのが現状。状況が入り次第、部内でも協議していきたい。という答弁であった。

また、10月3日に各課ごとの質疑の後、総括質疑を行ないました。  
総括質疑の報告を致します。

### 住民療養資金貸付基金について

21年度は1件の利用。22年度は利用実績がなかった。要因は。利用実績がない中で、基金の今後について廃止を含めての考えは。とただしたところ、当座の医療費の貸付。個人的な事由で申請がなかった。高額療養費、住民医療費助成でその都度清算をして貸付金額に返還していく形を取っている。医療費困窮者のための基金。利用者がいないということで廃止すべきではない。利用者が出てくる場合もある。常に準備として置いておくべきもの。急遽の場合に対応できるように、今後も継続して設置していくと考えている。という答弁であった。

### 住民医療費助成事業について

医療運営引当基金の利子の範囲内で対応している。わが村の特殊性を考えて設立した基金。運用利子が少なく一般財源の持ち出しをしている。過去においては、事務処理の煩雑さの関係から利用者がせばまるような形で改正等してきた。他類似町村よりも高い税金を払っている。交通費や宿泊費の負担も負っている。どのように考えているのか。とただしたところ、22年度決算。助成件数94件。助成額1,294,000円。このうち基金利子充当分は891,505円。約403,000円ほど利子が不足。一般財源で負担。村の一番長い助成事業。住民はその都度の申請という事務の煩雑さもある。職員は住民のためということで事務的改善も含めながらやってきている。住民にも浸透。極端に縮小されることはないと考えている。制度は今後も継続していくと思っている。という答弁であった。

### 経費の削減について

物品の購入。動産の買い入れ。事業に伴う入札。少しでも良いものを安くで買うんだ。いい事業をするんだ。という意識の改革も大事。職員が知識を身につけることで、業者との交渉を対等で行なうことにより経費はまだまだ削減できる。そういう思いで業務にあたっしてほしい。考えは。とただしたところ、職員も歳出削減に取り組もうということで、村の行政改革で大幅に歳出改革を行なった。結果として物品であれば30万円以上を競争入札。工事でも随意契約から競争入札へと意識の方が浸透してきた。予算の把握。入札についてももう少し意識を持つ必要もある。さらなる経費の削減ができるよう、全庁的に取り組んでいきたい。という答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論にはいりませんが、別段、討論もなく採決に入りました。採決は、簡易採決で行ないました。採決の結果、認定第1号から認定第7号までの7件については特段異議もなく原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○議長（日高通君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

### ○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

#### <認定第1号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第1、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第1、認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

#### <認定第2号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第2、認定第2号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第2号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第2、認定第2号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

#### <認定第3号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第3、認定第3号、平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついでに採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第 3 号、平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第 3、認定第 3 号、平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

<認定第 4 号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第 4、認定第 4 号、平成 22 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第 4 号、平成 22 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第 4、認定第 4 号、平成 22 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

<認定第 5 号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第 5、認定第 5 号、平成 22 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものであります。

○議長（日高通君）

認定第 5 号、平成 22 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第 5、認定第 5 号、平成 22 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

### <認定第6号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第6、認定第6号、平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第6号、平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第6、認定第6号、平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

### <認定第7号採決>

○議長（日高通君）

これより日程第7、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。

○議長（日高通君）

認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、日程第7、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件は認定することに決定いたしました。

### △日程第8 陳情第4号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書の件

○議長（日高通君）

日程第8、陳情第4号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書の件を議題とします。

陳情書の朗読を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認め、陳情書の朗読を省略いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

それではこれから、日程第 8、陳情第 4 号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書の件を採決いたします。

お諮りします。

陳情 8 号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、陳情第 4 号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についての陳情書の件は採択することに決定いたしました。

△日程第 9 発議第 3 号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の件

○議長（日高通君）

日程第 9、発議第 3 号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の件を議題とします。

意見書の朗読および発議の主旨説明は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、意見書の朗読、及び趣旨説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、発議第 3 号を採決致します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 9、発議第 3 号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 10 議員派遣の件

○議長（日高通君）

日程第 10 議員派遣の件を議題とします。  
派遣目的、派遣期間、派遣場所、派遣議員などにつきましては、お手元に配布したとおりですので、口頭説明は省略いたします。

これから日程第 10、議員派遣の件について採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議員派遣の件については原案のとおり決することに決定いたしました。

#### △日程第 11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △閉会

○議長（日高通君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 3 回（9 月）十島村定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

平成23年10月5日

十島村議会議長 日高 通 殿

決算審査特別委員長 平泉二太

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された 認定第1号、平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算、認定第2号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第6号、平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
認定第1号	平成22年度十島村一般会計歳入歳出決算	認定
認定第2号	平成22年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認定
認定第3号	平成22年度十島村老人保健医療特別会計歳入歳出決算	認定
認定第4号	平成22年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算	認定
認定第5号	平成22年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算	認定
認定第6号	平成22年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算	認定
認定第7号	平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定

